

目 次

一般会計・特別会計予算の概要	2
一般会計	
一般会計予算の概要	6
歳入	8
歳出	
議会費	16
総務費	18
民生費	47
衛生費	79
農林水産業費	97
商工費	103
土木費	110
消防費	137
教育費	142
公債費	173
諸支出金	174
特別会計	
取手駅西口都市整備事業特別会計	175
用地先行取得事業特別会計	181
国民健康保険事業特別会計	183
後期高齢者医療特別会計	191
介護保険特別会計	197
介護サービス特別会計	219
競輪事業特別会計	223
取手地方公平委員会特別会計	227
参考資料	231

- ※ 合併前の取手市・藤代町を旧取手市・旧藤代町と表記
- ※ 事業別説明中の担当課右脇のページ表記は、平成 26 年度予算書の当該事業掲載ページを示す
- ※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、平成 25 年度当初予算額を表記

* 主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略			
分担金	: 分担金	県 交	: 県交付金
負担金	: 負担金	財産収入	: 財産運用収入、財産売払収入
使用料	: 使用料	寄附金	: 寄附金
手数料	: 手数料	繰入金	: 特別会計繰入金、基金繰入金
国 負	: 国庫負担金	繰越金	: 繰越金
国 補	: 国庫補助金	諸収入	: 延滞金、加算金及び過料
国 委	: 国庫委託金		市預金利子、貸付金元利収入
県 負	: 県負担金		受託事業収入、収益事業収入
県 補	: 県補助金		雑入
県 委	: 県委託金	市 債	: 地方債

平成 2 6 年 度 予 算 説 明 書

地方自治法第 2 1 1 条第 2 項及び同法施行令第 1 4 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

平成 2 6 年 2 月

取手市長 藤井 信吾

平成26年度当初予算について

《予算規模等》

1. 平成26年度の一般会計当初予算規模は**335億6,000万円**で、前年度当初予算と比較して**4億7,000万円減**（対前年度比1.4%減）となりますが、平成25年度の市債の借換による2億円を差し引いた実質的な予算規模との比較では、**2億7,000万円減**（0.8%減）となります。
2. 一般会計と特別会計（8事業）を合わせた予算規模は、**575億3,397万7千円**となり、前年度当初予算と比較して**5億7,328万7千円減**（対前年度比1.0%減）となりますが、平成25年度の市債の借換による2億円を差し引いた実質的な予算規模との比較では、**3億7,328万7千円減**（0.6%減）となります。

《予算総括表》

(単位：千円)

会計別	区分	平成26年度 当初予算	平成25年度 当初予算	比較	増減率				
一	般 会 計	33,560,000	34,030,000	△ 470,000	△ 1.4%				
	H25年度の内、市債借換分 (200,000)を除く	33,560,000	33,830,000	△ 270,000	△ 0.8%				
特	別 会 計	23,973,977	24,077,264	△ 103,287	△ 0.4%				
	取 手 駅 西 口								
	都 市 整 備 事 業					1,577,279	1,968,574	△ 391,295	△ 19.9%
	用 地 先 事 行 業					116,880	177,530	△ 60,650	△ 34.2%
	国 民 健 事 康 業					12,188,163	12,085,419	102,744	0.9%
	後 期 高 齢 者 医 療					1,951,433	1,832,564	118,869	6.5%
	介 護 保 険					6,770,477	6,445,795	324,682	5.0%
	介 護 サ ー ビ ス					19,549	17,038	2,511	14.7%
	競 輪 事 業					1,349,425	1,549,579	△ 200,154	△ 12.9%
取 手 地 方 会	771					765	6	0.8%	
	合 計	57,533,977	58,107,264	△ 573,287	△ 1.0%				
	H25年度の内、市債借換分 (200,000)を除く	57,533,977	57,907,264	△ 373,287	△ 0.6%				

一 般 会 計

平成26年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度		平成25年度		比 較	増減率
	当初予算	構成比	当初予算	構成比		
01 市税	14,600,907	43.5	14,418,179	42.4	182,728	1.3
02 地方譲与税	318,000	0.9	324,000	0.9	△ 6,000	△ 1.9
03 利子割交付金	31,000	0.1	36,000	0.1	△ 5,000	△ 13.9
04 配当割交付金	60,000	0.2	35,000	0.1	25,000	71.4
05 株式等譲渡所得割交付金	4,000	0.0	3,000	0.0	1,000	33.3
06 地方消費税交付金	1,060,000	3.1	880,000	2.6	180,000	20.5
07 ゴルフ場利用税交付金	59,000	0.2	59,000	0.2	0	0.0
08 自動車取得税交付金	29,000	0.1	58,000	0.2	△ 29,000	△ 50.0
09 地方特例交付金	58,000	0.2	62,000	0.2	△ 4,000	△ 6.5
10 地方交付税	4,475,000	13.3	4,150,000	12.2	325,000	7.8
11 交通安全対策特別交付金	16,000	0.0	18,000	0.0	△ 2,000	△ 11.1
12 分担金及び負担金	426,279	1.3	427,665	1.2	△ 1,386	△ 0.3
13 使用料及び手数料	225,448	0.7	223,322	0.7	2,126	1.0
14 国庫支出金	3,863,701	11.5	5,354,420	15.7	△ 1,490,719	△ 27.8
15 県支出金	1,882,680	5.6	1,746,075	5.1	136,605	7.8
16 財産収入	55,608	0.2	65,370	0.2	△ 9,762	△ 14.9
17 寄附金	199	0.0	199	0.0	0	0.0
18 繰入金	736,862	2.2	906,552	2.7	△ 169,690	△ 18.7
19 繰越金	500,000	1.5	500,000	1.5	0	0.0
20 諸収入	1,433,516	4.3	1,475,418	4.3	△ 41,902	△ 2.8
21 市債	3,724,800	11.1	3,287,800	9.7	437,000	13.3
合 計	33,560,000	100.0	34,030,000	100.0	△ 470,000	△ 1.4
H25年度の内、市債借換分 (200,000)を除く	33,560,000	/	33,830,000	/	△ 270,000	△ 0.8

【歳出】

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年 度		平成 25 年 度		比 較	増減率
	当 初 予 算	構 成 比	当 初 予 算	構 成 比		
01 議会費	282,570	0.8	303,865	0.9	△ 21,295	△ 7.0
02 総務費	4,945,179	14.7	4,778,708	14.0	166,471	3.5
03 民生費	11,375,234	33.9	10,622,172	31.2	753,062	7.1
04 衛生費	1,640,052	4.9	3,325,495	9.8	△ 1,685,443	△ 50.7
05 農林水産業費	213,900	0.6	258,344	0.8	△ 44,444	△ 17.2
06 商工費	434,720	1.3	394,669	1.2	40,051	10.1
07 土木費	4,225,363	12.6	4,228,797	12.4	△ 3,434	△ 0.1
08 消防費	1,897,341	5.7	1,763,713	5.2	133,628	7.6
09 教育費	3,748,718	11.2	3,344,878	9.8	403,840	12.1
10 災害復旧費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
11 公債費	4,084,768	12.2	4,284,203	12.6	△ 199,435	△ 4.7
12 諸支出金	662,150	2.0	675,151	2.0	△ 13,001	△ 1.9
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	33,560,000	100.0	34,030,000	100.0	△ 470,000	△ 1.4
H25年度の内、市債借換分 (200,000)を除く	33,560,000		33,830,000		△ 270,000	△ 0.8

歳 入

1 市 税

・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

区 分	平成26年度(A)	平成25年度(B)	比較(A)-(B)
納税義務者数	52,190	51,400	790
均等割額	179,121	151,054	28,067
所得割額	5,374,156	5,306,736	67,420
分離課税額	55,000	60,000	△ 5,000
予 算 額	5,608,277	5,517,790	90,487

*積算根拠 (単位：円)

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・ 均等割	3,500円 × 52,190人	98.06%	≒ 179,121,000円
・ 所得割	5,480,477,000円	98.06%	≒ 5,374,156,000円
・ 分離課税退職分	55,000,000円	100.00%	= 55,000,000円
	計		5,608,277,000円

(法人)

・ 均等割

(単位：千円、件)

区 分	均等割額	法 人 件 数		均 等 割 額		
		平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	比 較 (A)-(B)
		総 数	総 数	(A)	(B)	
9号法人	3,000,000	10	10	30,000	30,000	0
8号法人	1,750,000	2	2	3,500	3,500	0
7号法人	410,000	124	110	50,840	45,100	5,740
6号法人	400,000	5	6	2,000	2,400	△ 400
5号法人	160,000	86	77	13,760	12,320	1,440
4号法人	150,000	17	16	2,550	2,400	150
3号法人	130,000	295	279	38,350	36,270	2,080
2号法人	120,000	14	14	1,680	1,680	0
1号法人	50,000	1,373	1,292	68,650	64,600	4,050
合 計		1,926	1,806	211,330	198,270	13,060

・ 法人税割 (税率 14.7%)

(単位：千円)

平成26年度(A)	平成25年度(B)	比較(A)-(B)
1,823,278	1,783,807	39,471

*積算根拠

	(調定額)	(収納率)	(予算額)
・ 均等割	211,330,000円	99.86%	≒ 211,034,000円 ①
・ 法人税割	1,823,278,000円	99.86%	≒ 1,820,725,000円 ②
	計 ① + ②		= 2,031,759,000円

・固定資産税

(土地)
土地に関する調べ(免税点含む)

(単位:地積 千㎡、課税標準額 千円)

地目	年度	平成26年度			平成25年度			比較 (A)-(B)
		筆数	地積	課税標準額 (A)	筆数	地積	課税標準額 (B)	
田	調整区域	18,609	19,981	2,283,886	18,624	19,992	2,285,143	△ 1,257
	市街化区域	344	172	282,728	349	174	269,896	12,832
畑	調整区域	9,548	4,831	277,442	9,555	4,843	275,374	2,068
	市街化区域	1,775	886	2,407,364	1,797	899	2,442,775	△ 35,411
宅地		45,871	12,603	84,606,116	45,605	12,552	86,930,764	△ 2,324,648
山林	一般	2,202	1,342	41,982	2,204	1,344	42,028	△ 46
	介在	1,304	594	1,431,951	1,240	599	1,492,555	△ 60,604
池沼		113	82	654	113	82	654	0
原野		876	246	20,967	878	246	21,142	△ 175
雑種地		12,082	4,076	23,411,764	12,130	4,096	24,023,598	△ 611,834
合計		92,724	44,813	114,764,854	92,495	44,827	117,783,929	△ 3,019,075

*積算根拠

(課税標準額計) (免税点以下) (課税標準額) (税率) (税額)
 114,764,854,184円 - 393,773,085円 = 114,371,081,099円 × 1.40% = 1,601,195,135円
 (税額) (減免見込額) (調定見込額)
 1,601,195,135円 - 1,696,850円 = 1,599,498,285円
 (調定額) (収納率) (予算額)
 1,599,498,000円 × 98.13% ≒ 1,569,587千円

(家屋)

(単位:地積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	平成26年度		平成25年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額 (A)	床面積	課税標準額 (B)	
既存分	5,956	191,298,357	5,901	187,155,353	4,143,004
新增分	93	5,669,143	72	4,631,147	1,037,996
合計	6,049	196,967,500	5,973	191,786,500	5,181,000

(家屋)

*積算根拠

(課税標準額計) (税率) (税額)
196,967,500,000円 × 1.40% ≒ 2,757,545,000円

(税額) (新築軽減・減免等) (調定見込額)
2,757,545,000円 - 112,661,000円 = 2,644,884,000円

(調定見込額) (収納率) (予算額)
2,644,884,000円 × 98.13% ≒ 2,595,424,000円

(償却資産)

(単位：千円)

区分	年度	平成26年度		平成25年度		比較 (A)-(B)
		件数	調定見込額 (A)	件数	調定見込額 (B)	
市長決定		516	731,969	536	747,817	△ 15,848
総務大臣配分		14	208,288	13	197,681	10,607
知事配分		2	8,878	2	9,385	△ 507
合計		532	949,135	551	954,883	△ 5,748

*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)
949,135,000円 × 98.13% ≒ 931,386,000円

(国有資産等所在市町村交付金および納付金)

(単位：円)

区分	年度	平成26年度(A)	平成25年度(B)	比較 (A)-(B)
茨城県 管財課		2,399,700	2,415,400	△ 15,700
茨城県 住宅課		47,200	47,200	0
茨城県 企業局		4,080,700	4,080,700	0
関東財務局		219,100	224,300	△ 5,200
裁判所		300	300	0
合計		6,747,000	6,767,900	△ 20,900

・軽自動車税

(単位：台、円)

区 分	税額 (円)	平成26年度		平成25年度		比 較 (A)-(B)	比 較 (C)-(D)		
		課税台数 (A)	調定額 (C)	課税台数 (B)	調定額 (D)				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000	4,641	4,641,000	4,823	4,823,000	△ 182	△ 182,000	
	51cc～90cc	1,200	325	390,000	334	400,800	△ 9	△ 10,800	
	91cc～125cc	1,600	643	1,028,800	607	971,200	36	57,600	
	ミニカー	2,500	56	140,000	56	140,000	0	0	
	小 計		5,665	6,199,800	5,820	6,335,000	△ 155	△ 135,200	
小 型 特 殊	農 耕 用	二 輪	1,600	131	209,600	141	225,600	△ 10	△ 16,000
	四 輪	1,000cc以下	2,400	573	1,375,200	602	1,444,800	△ 29	△ 69,600
		1,000cc超	3,100	530	1,643,000	511	1,584,100	19	58,900
	特殊作業用	4,700	43	202,100	44	206,800	△ 1	△ 4,700	
	小 計		1,277	3,429,900	1,298	3,461,300	△ 21	△ 31,400	
軽 自 動 車	二 輪 車	2,400	1,079	2,589,600	1,084	2,601,600	△ 5	△ 12,000	
	四 輪 車	乗 用	7,200	15,067	108,482,400	14,349	103,312,800	718	5,169,600
		貨 物	4,000	4,377	17,508,000	4,464	17,856,000	△ 87	△ 348,000
	営業用貨物	3,000	131	393,000	136	408,000	△ 5	△ 15,000	
小 計		20,654	128,973,000	20,033	124,178,400	621	4,794,600		
二輪の小型自動車	4,000	1,405	5,620,000	1,394	5,576,000	11	44,000		
合 計		29,001	144,222,700	28,545	139,550,700	456	4,672,000		

*積算根拠 調定見込額 144,222,700円 × 収納率 97.41% ≒ 140,487,000円 (予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

区 分	平成26年度(A)	平成25年度(B)	比較(A)-(B)
課税標準本数	122,612,068	119,754,918	2,857,150
税 額	631,353,000	617,183,000	14,170,000

*積算根拠

・たばこ販売本数(平成26年度推定販売本数)

1級品 117,613,603本 3級品 4,998,465本

・従量割

課税標準額

(1級品) 122,514,170本×0.96(伸び率)

×5,262/1,000(1本当たりの税額) = 618,882,780円 … ①

(3級品) 5,206,735本×0.96(伸び率)

×2,495/1,000(1本当たりの税額) = 12,471,171円 … ②

計 ① + ② ≒ 631,353,000円 (予算額)

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額 (免税点以上) (単位: 人、千円)

年度 項目	平成26年度		平成25年度		比較 (A)-(B)	比較 (C)-(D)
	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)	納税義務者数 (B)	課税標準額 (D)		
土地	25,451	131,997,262	25,345	135,720,800	106	△ 3,723,538

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額計)} && \text{(税率)} && \text{(税額)} \\
 & 131,997,262,716\text{円} \times 0.30\% = 395,991,788\text{円} \\
 & \text{(税額)} && \text{(減免見込額)} && \text{(調定見込額)} \\
 & 395,991,788\text{円} - 148,577\text{円} = 395,843,211\text{円} \\
 & \text{(調定額)} && \text{(収納率)} && \text{(予算額)} \\
 & 395,843,000\text{円} \times 98.13\% \approx 388,440\text{千円}
 \end{aligned}$$

(家屋) (単位: 床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	平成26年度		平成25年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額(A)	床面積	課税標準額(B)	
既存分	4,774	162,520,667	4,719	159,318,229	3,202,438
新增分	75	4,566,333	61	3,980,771	585,562
合計	4,849	167,087,000	4,780	163,299,000	3,788,000

*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(評価額計)} && \text{(税率)} && \text{(税額)} \\
 & 167,087,000,000\text{円} \times 0.30\% = 501,261,000\text{円} \\
 & \text{(税額)} && \text{(減免等)} && \text{(調定見込額)} \\
 & 501,261,000\text{円} - 454,000\text{円} = 500,807,000\text{円} \\
 & \text{(調定見込額)} && \text{(収納率)} && \text{(予算額)} \\
 & 500,807,000\text{円} \times 98.13\% \approx 491,441,000\text{円}
 \end{aligned}$$

26年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位：円)

税 目	25 年度末 調定見込額	収 入 見込率	収入見込額	不納欠損 見込額	26年度への 滞納繰越見込額 (H26調定額)	徴 収 見込率	徴収見込額	24年度 収納率
	(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(A)-(C)-(D) = (E)	(F)	(E) × (F) = (G)	(参考)
個人市民税	6,303,701,504	89.85%	5,663,651,884	40,000,000	600,048,000	15.66%	93,975,592	14.84%
前年度分	5,681,546,000	98.06%	5,571,324,008	0	110,221,000	23.00%	25,350,830	
前々年度以前分	622,155,504	14.84%	92,327,877	40,000,000	489,827,000	14.01%	68,624,762	
法人市民税	2,053,116,236	99.06%	2,033,884,139	3,000,000	16,231,000	13.65%	2,216,235	13.39%
前年度分	2,034,199,000	99.86%	2,031,351,121	0	2,847,000	23.50%	669,045	
前々年度以前分	18,917,236	13.39%	2,533,018	3,000,000	13,384,000	11.56%	1,547,190	
固定資産税	5,942,643,791	87.86%	5,221,455,353	45,000,000	676,187,000	13.53%	91,499,212	15.30%
前年度分	5,206,122,000	98.13%	5,108,767,519	0	97,354,000	25.73%	25,049,184	
前々年度以前分	736,521,791	15.30%	112,687,834	45,000,000	578,833,000	11.48%	66,450,028	
軽自動車税	157,721,948	90.42%	142,612,892	1,000,000	14,108,000	16.70%	2,355,924	15.75%
前年度分	144,222,000	97.41%	140,486,650	0	3,735,000	30.00%	1,120,500	
前々年度以前分	13,499,948	15.75%	2,126,242	1,000,000	10,373,000	11.91%	1,235,424	
市たばこ税	0	100.00%	0	0	0	0.00%	0	0.00%
前々年度以前分	0	100.00%	0	0	0	0.00%	0	
都市計画税	1,025,814,836	87.43%	896,829,473	11,000,000	117,984,000	13.53%	15,961,699	15.30%
前年度分	893,251,000	98.13%	876,547,206	0	16,703,000	25.83%	4,314,384	
前々年度以前分	132,563,836	15.30%	20,282,267	11,000,000	101,281,000	11.50%	11,647,315	
合 計	15,482,998,315	90.15%	13,958,433,742	100,000,000	1,424,558,000	14.46%	206,008,662	15.09%
前年度計	13,959,340,000	98.35%	13,728,476,504	0	230,860,000	24.48%	56,503,943	
前々年度以前計	1,523,658,315	15.09%	229,957,237	100,000,000	1,193,698,000	12.52%	149,504,719	

(単位：千円、%)

歳入項目	26年度	25年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	318,000	324,000	△ 6,000	△ 1.9	
自動車重量譲与税	223,000	227,000	△ 4,000	△ 1.8	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての使途制限を廃止。自動車重量税総額の3分の1が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	95,000	97,000	△ 2,000	△ 2.1	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
3 利子割交付金	31,000	36,000	△ 5,000	△ 13.9	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	60,000	35,000	25,000	71.4	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	4,000	3,000	1,000	33.3	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
6 地方消費税交付金	1,060,000	880,000	180,000	20.5	地方消費税の2分の1に相当する金額が、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数により按分して交付される。また、地方消費税の引上げ分については、全額国勢調査の人口により按分し交付される。
7 ゴルフ場利用税交付金	59,000	59,000	0	0.0	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。
8 自動車取得税交付金	29,000	58,000	△ 29,000	△ 50.0	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての使途制限を廃止。県に納入された自動車取得税総額の100分の66.5に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
9 地方特例交付金	58,000	62,000	△ 4,000	△ 6.5	
減収補てん特例交付金 (住宅ローン分)	58,000	62,000	△ 4,000	△ 6.5	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。
10 地方交付税	4,475,000	4,150,000	325,000	7.8	
普通交付税	4,050,000	3,850,000	200,000	5.2	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。(臨時財政対策債に振替、2,340,000千円)
特別交付税	425,000	300,000	125,000	41.7	普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%が交付される。

(単位：千円、%)

歳入項目	26年度	25年度	増減額	増減率	概要
11 交通安全対策特別交付金	16,000	18,000	△ 2,000	△ 11.1	交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。
12 分担金及び負担金	426,279	427,665	△ 1,386	△ 0.3	老人福祉施設入所者負担金、保育所入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
13 使用料及び手数料	225,448	223,322	2,126	1.0	・使用料（自転車駐車場、道路・住宅・公園、体育館・テニスコート、公民館・ギャラリー等） ・手数料（戸籍関係、し尿処理、粗大ゴミ収集運搬、建築確認等）
14 国庫支出金	3,863,701	5,354,420	△ 1,490,719	△ 27.8	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金（臨時福祉給付金277,310千円、子育て世帯臨時特例給付金115,366千円）
15 県支出金	1,882,680	1,746,075	136,605	7.8	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
16 財産収入	55,608	65,370	△ 9,762	△ 14.9	土地売払収入、土地貸付料、利子等
17 寄附金	199	199	0	0.0	一般寄附金、平和基金寄附金、みどりの基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金等
18 繰入金	736,862	906,552	△ 169,690	△ 18.7	・基金繰入金 財政調整基金繰入金400,000千円、減債基金繰入金200,000千円、みどりの基金繰入金2,049千円、公共施設整備基金繰入金106,893千円、学校施設整備基金繰入金21,430千円、ふるさと取手応援基金繰入金1,390千円 ・特別会計繰入金 後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、介護保険特別会計繰入金5,000千円
19 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	平成25年度からの繰越金
20 諸収入	1,433,516	1,475,418	△ 41,902	△ 2.8	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
21 市債	3,724,800	3,287,800	437,000	13.3	
市債	3,724,800	3,087,800	637,000	20.6	総務債、農林水産業債、商工債、土木債、消防債、教育債、合併特例債、緊急防災・減災事業債、臨時財政対策債、災害援護資金貸付債
うち臨時財政対策債	2,340,000	2,580,000	△ 240,000	△ 9.3	
市債（借換債）	0	200,000	△ 200,000	皆減	

1 議会費

1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P. 47

1001 議員報酬等に要する経費 216,303,000円 (232,999,000円)

[一財 216,303,000円]

○ 内容

(1) 報酬

議 長	@494,000×12ヶ月×1人
副議長	@444,000×12ヶ月×1人
議 員	@411,000×12ヶ月×22人

(2) 期末手当

議 長	@494,000×1.15×2.95月×1人
副議長	@444,000×1.15×2.95月×1人
議 員	@411,000×1.15×2.95月×22人

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×24人×12×52.8/100=62,346,240円

[担当：議会事務局] P. 48

2001 議会調査運営に要する経費 8,316,000円 (8,809,000円)

[一財 8,316,000円]

○ 目的

(1) 採決表示システム使用料

本会議採決時において、個々の議員の表決結果が瞬時に表示される電子採決表示システムを導入し、本会議における議員の賛否の結果を明らかにすることなど、市民に議会の公開性を高める。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付する。使途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

○ 内容

(1) 採決表示システム使用料	@117,000×12ヶ月×1.08
(2) 政務活動費	@100,000×24人

[担当：議会事務局] P. 49

2101 議会報及び会議録発行に要する経費 5,576,000円 (6,224,000円)

[一財 5,576,000円]

○ 目的

(1) 会議録作成支援システム

会議録作成に係る事務の迅速化を図るために、会議録作成支援システムを導入。これ

により本会議又は委員会等において、リアルタイムによる効率的な作業が図られる。

(2) 会議録検索システム

議会情報のスムーズな公開を目的に、会議録作成支援システムと連携し、インターネットを利用した会議録の迅速な検索を可能とすることにより、市民サービスや議員の調査活動の向上が図られる。

(3) 議会だより

議会報を発行し、各定例会の内容や議会の活動などについて、紙面により広く市民に知らせる。

○ 内容

(1) 会議録作成支援システム	保守点検委託料	@1,000,000×1×1.08
〃	システム使用料	@21,140×12ヶ月×1.08
(2) 会議録検索システム	システム使用料	@46,000×12ヶ月×1.08
(3) 議会だより	印刷製本費 10P	@9.68×42,000部×4回×1.08
〃	折込手数料 10P	@10×40,000部×4回×1.08

2 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：藤代総合窓口課] P. 52

0801 藤代総合窓口事務に要する経費 7,065,000円(7,111,000円)

[その他 17,000円 一財 7,048,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000円]

○ 目的

ワンストップ行政サービスの更なる充実を図り、市民に利便性と質の高いサービスを提供する。

○ 内容

主な経費の内訳は、一般職非常勤報酬、消耗品費、コピー機使用料、業務端末機使用料等である。

[担当：市民活動支援課 → H26 市民協働課] P. 53

1201 市民憲章推進に要する経費 198,000円(209,000円)

[一財 198,000円]

○ 目的

市民のみなさんが郷土を愛し誇りを持てるように、また、明るく住みよいまちを築くために制定された市民憲章の普及啓発と事業の推進を図る。

○ 内容

- ・ 市内主要幹線道路等の環境美化活動
- ・ 市内文化財巡り
- ・ 市民憲章の普及啓発活動

[担当：秘書課] P. 54

1301 取手市政治倫理審査会に要する経費 115,000円(115,000円)

[一財 115,000円]

○ 目的

政治倫理条例の規定に基づき、市政に携わる市長・副市長・教育長及び議員の資産等報告書並びに所得等報告書の審査を行う。

○ 内容

審査会を開催し、提出された資産報告書等の審査を行い、意見書を市長に提出する。

・ 委員 6名の報酬 委員長 6,700円×1人×3回、委員 6,300円×5人×3回

[担当：人事課] P. 55

2201 職員研修に要する経費 9,533,000円(5,478,000円)

[その他 30,000円 一財 9,503,000円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 30,000 円]

○ 目的

各種研修機会を積極的に提供することにより、職員の自己能力開発に対する意欲の向上と、近年の社会環境の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる実務的、専門的知識等の習得により業務遂行能力の向上を図り、市民から求められる人材を育成することを目的とする。

○ 内容

研修予定一覧

(単位：人)

区 分	研 修 名	対 象	受講人員 (延べ)
庁内研修	上級職員フォローアップ研修	採用 16 年職員	23
	メンタルヘルス研修	係長級職員(消防職含む)	120
	人事評価制度研修	評価者・被評価者	800
派遣研修	茨城県自治研修所	25 研修：指定職員	65
	常総広域職員共同研修	13 研修：指定職員	164
	市町村アカデミー	3 研修：指定職員	3
	各種専門研修・講座	希望職員	80
	東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム	指定職員	1
合 計			1,256

・ 庁内研修

上級職員フォローアップ研修では、上級職員としての立場、役割を再認識し、社会情勢と自治体を取り巻く環境の変化に対応するための「問題解決能力」「交渉力」等の向上を図る。メンタルヘルス研修では、職員に求められる資質や責任の度合が高まる中、メンタルヘルスに対する理解と知識を得ることにより、心の健康管理における適切な対処方法を取得する。人事評価制度研修では、能力主義、成果主義を基本とする人事評価の更なる精度の向上と職場に於ける人材育成を基本とした職員個々の職務意欲の推進を図る。

・ 派遣研修

今後ますます高度・複雑化する公務において、地方分権による自治体の「政策形成能力」の向上と職務を遂行するための専門的知識を身に付けるとともに、より高度な知識を取得し、自らの能力を高め、積極的に行動する意識をもった職員の育成を図る。

[担当：広報広聴課] P. 56

2501 市制施行 45 周年記念事業に要する経費 3,000,000 円 新規

[一財 3,000,000 円]

○ 目的

平成 27 年 10 月に市制施行 45 周年の節目を迎えるため、市の各分野の情勢を総合的に紹介したガイドや映像を平成 26～27 年度にわたって制作し、市のこれまでの取り組みを市内外に広く理解してもらう。

○ 内容

- ・市紹介映像制作業務委託 1,800,000 円
- ・市勢ガイド印刷業務委託 1,200,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 56

3001 防犯に要する経費 2,626,000 円 (2,634,000 円)

[一財 2,626,000 円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、暴力的素地排除を啓発して、健全な地域社会の発展を期することを目的とする団体へ補助育成、活動促進することにより、犯罪のない明るい社会の実現と、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。

○ 内容

- ・防犯カメラ 24 基保守点検委託料
- ・防犯協会への補助
- ・防犯、暴力追放街頭キャンペーンの実施
- ・防犯パトロール、防犯座談会の開催
- ・自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進
- ・警察への連絡

[担当：安全安心対策課] P. 56

3301 空き家等の適正管理事業に要する経費 2,352,000 円 新規

[一財 2,341,000 円 その他 11,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

近年、空き家となる家屋が増加し、環境悪化や、防犯上も危険となることから、空き家等の適正な管理に関し必要事項を定め、管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会の実現に向けて取り組む。

○ 内容

- ・家屋等、所有者等の実態調査
- ・「空き家等調査台帳」整備
- ・助言指導

1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：情報管理課] P. 57

2101 ファイリングシステムに要する経費 1,276,000 円 (1,279,000 円)

[一財 1,276,000 円]

(1) ファイリングシステム維持管理

○ 目的

ファイリングシステムは市民との共有財産である公文書を効率的に管理し、情報開示請求権、及び自己情報コントロール権を保障するもので、平成 9 年度より導入している。全職員の共通認識の保持・向上のため、年度ごとの維持管理目標を定め、適切かつ合理的なファイリング環境を保つことを目的としている。

○ 内容

情報公開条例、及び個人情報保護条例の円滑な運用と市民サービスの向上に資するため、

全職員によるファイリングシステムの維持管理に取り組んでいる。また、取手市文書管理委員会による職員相互の維持管理実地指導等により、ファイリング環境の定期的な内部監査、及び文書管理のための意識向上を図っている。

- ・ファイリングシステム維持管理用消耗品 825,000 円
- ・フォルダーラベル印刷 202,000 円

(2) 廃棄文書リサイクル

○ 目的

平成 20 年度より継続して実施。廃棄文書リサイクル事業により、文書の廃棄作業に要する時間の短縮・作業の効率化、及び人的コストの削減を図る。さらに裁断処理により廃棄文書の個人情報漏洩のリスクにも配慮し、かつリサイクル処理によるゴミの減量化、省資源化についても寄与するものである。

○ 内容

シュレッダー処理による廃棄文書は、個人情報を含む保存年限経過文書、及び随時廃棄文書を対象に、合せて年間約 23 トンの廃棄量を見込んでいる。市役所敷地内において、年間 4 回に分けて、シュレッダー裁断処理を実施している。作業は市職員の立会いのもと、委託業者所有の大型シュレッダー登載車両(トラック)により行い、その後古紙リサイクルルートにのせるものである。これによりゴミの減量化と環境問題に配慮しつつ、これまで多くの人員を割いて行ってきた文書廃棄作業に要する労力・人件費の軽減につながっている。

- ・廃棄文書リサイクル処分委託料 249,000 円

[担当：総務課] P. 57

2201 法務に要する経費 5,527,000 円 (5,377,000 円)

[一財 5,527,000 円]

○ 目的

地方分権社会に対応する柔軟かつ機能的な法務体系を確立するために必要不可欠である取手市例規集のデータベースシステム維持管理事業の導入による財務コスト及び労務コストを大幅に軽減させるとともに、官報及び法令関係書誌の購読、顧問弁護士の委嘱等を通して、より自律的かつ適正な法務運営を目指す。

○ 内容

(1) 普通旅費 22,800 円

顧問弁護士との打合せ等に伴う弁護士事務所への出張交通費

(2) 消耗品費 1,458,108 円

法令関係書誌の追録及び購読料等

(3) 顧問弁護士委託料 648,000 円

行政活動に伴う法律問題の相談等の業務

顧問弁護士 (1 人) の委嘱

(4) 取手市例規集データベースシステム維持管理

①例規集データベースシステムの維持管理委託料 2,118,960 円

例規集更新データ作成費等 年 4 回

②例規集データベースシステム使用料 1,270,080 円

例規データベース・国家法令・原議管理システム使用料 12 か月分

[担当：広報広聴課] P. 58

2701 広聴活動に要する経費 9,000 円 (14,000 円)

[一財 9,000 円]

○ 目的

市長への手紙等の事業を行い、市民の声を市政に反映する。

○ 内容

- ・ 消耗品 2,000 円
- ・ 市長への手紙料金後納 7,000 円

[担当：広報広聴課] P. 58

2801 広報発行に要する経費 18,740,000 円 (18,654,000 円)

[国・県 20,000 円 一財 18,720,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：自衛官募集事務委託金 20,000 円]

○ 目的

- ・ 「広報とりで」…市の施策やお知らせ、市内の出来事等を掲載し、行政と市民を結ぶパイプ役として、的確な情報を提供する。
- ・ 政策情報紙「藁」…市が抱えている問題や課題、現在進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含め分かりやすく知らせることで、市政への関心を高めるとともに、市政への参加意識の高揚を図る。

○ 内容

< 広報紙の発行 >

1 広報発行に要する経費

内訳	・ 「広報とりで」印刷に要する経費	6,824,000 円
	・ 「政策特集広報」印刷に要する経費	1,245,000 円
	・ 「広報とりで」新聞折り込みに要する経費	8,661,000 円
	・ 消耗品及び新聞等定期購読費	459,000 円
	・ 写真現像・焼付	10,000 円
	・ 広報等封入業務委託料	72,000 円
	・ 広報郵送料	871,000 円
	・ 正月特集市長対談謝礼	10,000 円
	・ 旅費	2,000 円

2 発行概要

○ 広報とりで

- ・ 規格：タブロイド版 年 24 回 (計 202 ページ)
- 12 ページ 年 3 回
- 8 ページ 年 20 回

6 ページ 年 1 回

○政策特集広報

・規格： A4 版 8 ページ 年 3 回 (計 24 ページ)

3 印刷部数 45,200 部

4 配布方法 ・新聞折り込みによる配布 (折り込み部数 40,000 部)
・郵送による配布 (郵送件数 380 通) ※新聞未購読者等への郵送
・市民課・藤代総合窓口課・取手支所・取手駅窓口・公民館・郵便局・駅 (JR・TX)・スーパーマーケット等に配置

< 広報車賃貸借 >

年間リース料金 179,000 円・燃料費 78,000 円

< 東口駅前河川情報掲示板 >

光熱水費 (国土交通省と折半した市負担額) 年間 270,000 円

[担当：広報広聴課] P. 59

2901 市民相談に要する経費 4,559,000 円 (5,085,000 円)

[一財 4,559,000 円]

○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた各種相談業務の開設や市役所に来た方への細やかな案内業務をするなど市民サービスの向上を図る。

○ 内容

・市民相談一覧

相 談 種 別	内 容
市 民 相 談	市民の多種多様な相談に関する事
総 合 案 内 窓 口	来庁者に対する案内業務に関する事
行 政 相 談 (月 2 回)	行政 (国や県) に関する事
人 権 相 談 (月 2 回)	人権・相続・近隣関係等に関する事
司 法 書 士 相 談 (月 1 回)	土地等の登記、金銭貸借・相続等に関する事
法 律 相 談 (月 4 回)	相続・離婚・多重債務等民事事案に関する事
社会保険労務士相談 (月 1 回)	年金・労働問題全般に関する事
行 政 書 士 相 談 (月 1 回)	相続・遺言・土地等に関する事

内訳 ・消耗品 22,000 円
・市民法律相談業務委託 1,679,000 円
・総合案内業務委託 2,644,000 円
・人権擁護委員協議会負担金 214,000 円

[担当：広報広聴課] P. 59

3101 ホームページ管理に要する経費 1,586,000 円 (1,056,000 円)

[その他 1,540,000 円 一財 46,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 1,540,000 円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広く PR し、市民生活に必要な情報を迅速に、また誰に対しても優しく提供することで、より充実した情報共有を目指す。

○ 内容

- ・管理業務委託 1,583,000 円
- ・旅費 3,000 円

1 総務管理費 3 友好交流費

[担当：秘書課] P. 60

2001 都市間交流に要する経費 4,863,000 円 (3,650,000 円)

[その他 150,000 円 一財 4,713,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：ユーバ市歓迎レセプション個人負担金 150,000 円]

○ 目的

取手市民とユーバ市民の交流を深めるとともに、さらに国際性豊かな学生を育成するため、ユーバ市からの受け入れ事業および取手市中・高生の派遣事業を実施し、国際社会の構築を積極的に推進する。

受け入れ事業については、今年 25 周年の節目を迎えるため、記念式典やウェルカムパーティーなど、互いの交流をさらに促進して今後の両市関係に資することができるような事業を行う。

さらに、中国桂林市との友好都市交流についても交流を推進する。両市の市民同士がより交流を深め、草の根レベルでの両国友好を推進できるよう、市民訪中団の派遣を実施していく。

取手市国際交流協会は、日本語教室の実施を始め、交流会を通じた外国人と市民の交流の場を提供するなど、在住外国人が地域社会に溶け込みやすい環境をつくるための事業を推進しており、「多文化共生社会」の構築を推進している。そのため、市としてその活動を支援する。

○ 内容

- ・取手市国際交流協会への補助 720,000 円

[主な事業]

在住外国人のための日本語教室・外国人とのバスツアー・会報の発行・世界の料理を楽しむ集い・取手チャットスクエア (TCS)・通訳および無料相談会等のボランティア活動

- ・姉妹都市ユーバ市との交流事業 3,061,000 円

【派遣】 ユーバ市 (中・高生) 派遣補助金 540,000 円

ユーバ市派遣時英会話研修謝礼 8,000 円

ユーバ市 (随員職員等) 派遣経費 838,000 円

【受入】 ユーバ市訪問団受け入れホストファミリー謝礼等 402,000 円

交流 25 周年記念事業 1,273,000 円

- ・ 桂林市交流事業 1,072,000 円
 〔主な事業〕 桂林市への市民親善訪問団派遣
- ・ 日中友好協会負担金 10,000 円

1 総務管理費 6 財産管理費

[担当：管財課] P. 63

0601 契約事務に要する経費 3,058,000 円 (3,279,000 円)

[一財 3,058,000 円]

○ 目的

入札・契約における公平性、透明性、競争性の確保を図るとともに、入札・契約事務の適正な運用を推進する。

○ 内容

入札・契約の過程並びにその内容を客観的な視点から審議する外部委員による入札監視等委員会（平成 19 年度設置）を開催するほか、インターネット上でのやり取りによって入札手続きを行う電子入札システム（平成 18 年度導入）を活用した入札を執行する。

主な事業費

事業項目	予算額	備考
入札監視等委員会の開催	報償費 64,000 円	取手市入札監視等委員会を年 2 回開催
電子入札システムによる入札の執行	使用料及び賃借料 2,951,000 円	茨城県建設 CALS/EC 共同利用センター利用料

[担当：公共施設整備課] P. 64

0801 公共施設の整備に要する経費 4,500,000 円 (0 円)

[国・県 785,000 円 その他 3,300,000 円 一財 415,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）
 2,357,000 円×1/3≒785,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,300,000 円]

○ 目的

公共施設の耐震診断調査を実施し、その結果に基づく耐震補強工事を行うことにより、公共施設の耐震性の確保と環境の整備を図る。

○ 内容

耐震診断調査業務委託料（老人・障害者福祉センターあけぼの） 4,500,000 円

[担当：管財課] P. 64

2001 庁舎の管理に要する経費 533,636,000 円 (121,309,000 円)

[国・県 71,333,000 円 地方債 356,900,000 円 その他 18,830,000 円
 一財 86,573,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分） 21,333,000 円]

[県補：市町村再生可能エネルギー導入促進事業補助金 50,000,000 円]

[市債：合併特例債（397,040,000 円－21,333,000 円）×95%≒356,900,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 18,807,000 円]

[諸収入：建物使用負担金 23,000 円]

○ 目的

取手市役所庁舎全体の維持管理を図る。

○ 内容

(1) 本庁舎耐震補強大規模改修事業

市役所本庁舎は昭和 45 年に新築され、新耐震基準（建築基準法、昭和 56 年 6 月 1 日改正）以前の建築物であるため耐震診断調査を行ったところ、震度 6 から 7 程度の地震に対して、倒壊、または崩壊する危険性がある建築物（構造耐震指標 I_s 値=0.42<0.6）と判定された。本庁舎は市の行政の中心で多くの人々が利用し、非常時の防災活動の拠点となる建築物であることから、平成 25・26 年度 2 カ年継続事業として耐震補強工事を行う。

また、エネルギー設備設置工事については、太陽光発電・蓄電池（パネル 20kW・蓄電池 15Kwh）を屋上に設置する。

本庁舎耐震補強・大規模改造工事 390,138,000 円

本庁舎耐震補強・大規模改造工事監理委託料 6,902,000 円

エネルギー設備設置工事 50,000,000 円

(2) 庁舎管理業務委託内訳

委 託 料	予算額（円）	内 容
庁舎管理業務委託料	19,306,000	19,306,000×1
夜間警備委託料	5,674,000	5,674,000×1
電話交換業務委託料	10,939,000	10,939,000×1
消防設備保守点検委託料	494,000	庁舎年 2 回 494,000×1
電気設備検査委託料	651,000	年次・毎月点検 651,000×1
エレベーター保守点検委託料	882,000	年 12 回
自動ドア保守点検委託料	324,000	年 1 回
ターボ冷凍機保守点検委託料	653,000	年 1 回
植栽・剪定業務委託料	800,000	年 2 回
市役所敷地内草刈業務委託料	378,000	年 1 回
空調機保守点検委託料	238,000	庁舎年 2 回 238,000×1
地下タンク埋設配管漏洩検査委託料	119,000	ボイラー用 12,000ℓ タンク 年 1 回 非常用自家発電用 6,000ℓ タンク 年 1 回
ガスヒートポンプエアコン保守点検委託料	222,000	議会棟 2 台 年 1 回
電話交換機保守点検委託料	2,447,000	2,447,000×1
自家発電設備定期点検業務委託	465,000	465,000×1

(3) 電波障害対策施設撤去工事 547,000 円

[担当：管財課] P. 65

2101 自動車の維持管理に要する経費 23,476,000 円 (23,509,000 円)

[その他 67,000 円 一財 23,409,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 67,000 円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。

○ 内容

委託料	予算額 (円)	内容
市バス等運転業務委託料	2,925,000	16,200 円/1 日×150 日 その他手当等
使用料及び賃借料	予算額 (円)	内容
公用車リース料	9,967,000	現リース車 29 台、新規リース車 4 台

[担当：管財課] P. 66

2201 市有財産管理に要する経費 8,093,000 円 (6,248,000 円)

[一財 8,093,000 円]

○ 目的

公有財産台帳システムの維持管理と市有地の環境整備を図る。

○ 内容

委託料	予算額 (円)	内容
市有地草刈業務委託料	2,710,000	市有地全 22 か所の除草・処分
市有地法面危険度判定調査業務委託料	2,484,000	土質調査等による市有地法面の危険度判定
公有財産台帳管理システム更新委託料	1,782,000	台帳図修正・システム保守 (地番図 10,000 筆・家屋図 500 棟が対象)

[担当：藤代総合窓口課] P. 66

2301 藤代庁舎の管理に要する経費 39,848,000 円 (32,951,000 円)

[地方債 2,400,000 円 その他 1,894,000 円 一財 35,554,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：庁舎改修事業債 3,294,000 円×75%≒2,400,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,894,000 円]

○ 目的

藤代庁舎全体の維持管理を図る。

○ 内容

藤代庁舎の通常の維持管理経費の他に空調機改修のための工事設計業務を委託する。

更に、庁舎の夜間出入口に防犯カメラを設置し、庁舎の防犯管理及び犯罪抑制に努める。

委託料

・機械設備保守運転管理業務委託料 7,884,000 円

・清掃管理業務委託料 6,389,000 円

・夜間警備委託料 4,299,000 円

- ・ 消防設備保守点検委託料 376,000 円
 - ・ エレベーター保守点検委託料 519,000 円
 - ・ 空調機改修工事設計委託料 3,294,000 円
 - ・ 電気設備検査委託料 238,000 円
 - ・ 自動ドア保守点検委託料 265,000 円
 - ・ 植栽剪定業務委託料 285,000 円
- 工事請負費
- ・ 防犯カメラ設置工事 799,000 円
 - ・ 電波障害対策施設撤去工事 703,000 円

[担当：管財課] P. 67

2601 庁舎の整備に要する経費 862,000 円 (60,000,000 円)

[一財 862,000 円]

○ 目的

施設の老朽化や耐震性が課題となっていた旧西口都市整備事務所の解体工事に伴い、近隣建物への影響を考慮し事後調査を行う。

○ 内容

家屋調査委託料 862,000 円

1 総務管理費 7 企画費

[担当：政策調整課 → H26 特定政策推進室] P. 68

1001 行政改革推進委員会に要する経費 201,000 円 (161,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

平成 25 年 1 月に、市民・有識者からなる行政改革推進委員会から答申を受け、平成 25 年 3 月に、行政サービスの質の向上と持続可能な行政経営の実現を目的として「取手市行政経営改革プラン」を策定した。

このプランの実実施計画の進捗状況や取組内容について、本委員会に報告し、市民の視点から審議して頂き、その評価や意見を計画の推進や見直しに反映させていく。

○ 内容

「取手市行政経営改革プラン」の進行管理の一環として、原則として半期（6 か月）ごとに本委員会を開催する。

[担当：政策調整課 → H26 特定政策推進室] P. 69

2201 構造改革推進に関する経費 4,528,000 円 (29,000 円)

[一財 4,528,000 円]

○ 目的

第五次総合計画は、取手市、藤代町の合併後初の総合計画として、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として平成 19 年度に策定した。平成 23 年の地方自治法改正に伴い市町村での基本構想の策定義務がなくなり、日々急速に変化する社会経済状況において、柔軟でスピーディーな行政運営が求められる中、今後の取手市が向かうべき方向性を示す総合計画のあり方の検討を行う。

○ 内容

総合計画への取り組み方の全国的な傾向と先進事例を踏まえて、市民、有識者等により

構成される検討委員会を設置し、今後の取手市が向かうべき方向性を示す総合計画のあり方の検討を行う。その為の支援業務を委託する。

- ・次期総合計画方針策定等支援業務委託料 4,500,000 円

[担当：政策調整課 → H26 公共施設整備課] P. 69

2202 公共施設マネジメントに関する経費 1,847,000 円 (5,180,000 円)

[一財 1,847,000 円]

○ 目的

昨年度の調査業務を踏まえ、建物不具合状況等の調査結果を継続的に更新・分析・評価を行い効率的な保全計画や戦略的な施設の利活用に結びつける。

○ 内容

調査業務で収集・分析された公共施設のファシリティ(土地・建物・設備)情報のデータベース化を行い、公共施設マネジメントシステムにより全庁での一元化・共有化を図り、ファシリティの「見える化」を推進する。これにより、全体像の分析・評価及び個別施設の課題の把握・抽出等を行うことで、効率的な施設保全管理の実施及び戦略的・計画的な施設の利活用を図る。

- ・公共施設マネジメントシステム操作研修委託料 216,000 円
- ・公共施設マネジメントシステム使用料 821,000 円
- ・公共施設保全計画書印刷製本代 810,000 円

[担当：特定政策推進室] P. 69

2301 公共用地利活用に要する経費 4,500,000 円 新規

[一財 4,500,000 円]

○ 目的

市有の未利用地の有効な利活用を行う為、中長期的な利活用構想の立案に必要な基礎調査を実施する。

○ 内容

市が保有し、かつ未利用の土地において、土地取得時点からの社会情勢の変化や既存公共施設等の配置、機能の状況の変化が起こっている。これらの外的環境の変化を把握するため、現況の実態環境調査や民間事業者等のヒアリング調査を行い、利活用方針の立案に必要な基礎資料の作成等を委託する。

- ・市有地利活用構想立案基礎調査業務委託料 4,500,000 円

1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当：情報管理課] P. 69

2001 電算・OA化等に要する経費 272,568,000 円 (267,995,000 円)

[国・県 3,753,000 円 その他 691,000 円 一財 268,124,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 3,529,000 円]

[国委：特別児童扶養手当事務委託金 163,000 円]

[県委：常住人口調査委託金 61,000 円]

[使用料・手数料：注射済票交付手数料 627,000 円]

[財産収入：(株)茨城計算センター配当金 64,000 円]

○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続きについて、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

庁内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続きの受付を行うほか、県域 WAN（いばらきブロードバンドネットワーク）を活用して、市民がインターネットを使って利用できる電子申請・届出サービス、公共施設予約サービス、市内地図情報閲覧サービス、メール配信サービスの提供等、市民の利便性向上を図るものである。

○ 内容

(1) 各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供を行うためのネットワーク回線の確保と維持、県と共同で整備運営しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約サービス、茨城県域統合型 GIS 及び、県域 WAN を活用して接続している LGWAN（総合行政ネットワーク）の運用管理を行なう。

また、本庁舎内、公共施設及び小中学校において、ネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末、KIOSK 端末等の整備、維持を行なう。

・光専用回線、サーバ室夜間警備専用回線通信運搬費	14,549,000 円
・情報系ネットワーク運用管理業務委託料	2,843,000 円
・メール配信システム管理委託料	2,236,000 円
・第 3 次 LGWAN 機器保守点検委託料	122,000 円
・事務用パソコン使用料	16,584,000 円
・情報系端末用パソコン使用料	1,239,000 円
・地域イントラネット基盤整備機器賃借料	8,997,000 円
・事務用プリンター使用料	2,113,000 円
・出先機関フロアスイッチ使用料	2,571,000 円
・第 3 次 LGWAN 機器使用料	400,000 円
・無線 LAN 機器使用料	2,100,000 円
・いばらきブロードバンド負担金	5,773,000 円
・いばらき公共施設予約システム整備運営協議会負担金	1,153,000 円
・電子申請・届出システム負担金	687,000 円
・統合型 GIS 負担金	242,000 円

(2) 電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率的かつ正確な遂行を行うため情報処理業務を委託するものである。

あわせて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバ、バックアップ装置、ネ

ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

- ・ 電算機情報処理業務委託料 193,488,000 円
- ・ サーバ機器等使用料 12,361,000 円

1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P. 71

0501 交通安全事務に要する経費 2,179,000 円 (2,178,000 円)

[その他 119,000 円 一財 2,060,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：県民交通災害共済加入推進交付金 119,000 円]

○ 目的

各年齢層に適応した交通安全教育と道路交通の現場における啓発活動を推進し、さらに民間交通安全活動団体の補助育成などにより、交通事故の無い明るいまちづくりを推進するとともに市民の交通安全意識の高揚を図る。

○ 内容

- ・ 自転車安全利用条例の啓発活動
- ・ 各交通安全対策に関する会議等への出席
- ・ 春、夏、秋、年末の交通安全運動の実施
- ・ 幼児、児童、生徒、高齢者への交通安全教室の開催
- ・ 各交通安全活動団体への負担金、補助金

[担当：安全安心対策課] P. 72

2001 交通安全の施設整備に要する経費 7,479,000 円 (6,313,000 円)

[一財 7,479,000 円]

○ 目的

交通危険箇所の視野を確保し、道路構造の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

○ 内容

- ・ カーブミラー新設 49 基、修繕 69 ヶ所
- ・ 交通安全看板の設置
- ・ 道路区画線標示 4,000m、修繕 4,000m
- ・ パトライト修理
- ・ パトライト電気代

[担当：安全安心対策課] P. 72

2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 55,813,000 円 (48,841,000 円)

[その他 32,749,000 円 一財 23,064,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：自転車駐車場使用料 30,326,000 円]

[使用料：バイク駐車場使用料 2,406,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000 円]

○ 目的

自転車等駐車場の需要が多い駅周辺における自転車等駐車場を確保・維持管理することにより駐車場利用者の利便を図り、路上放置自転車等を無くして交通の円滑と安全を図る。

○ 内容

- ・管理委託（有料2ヶ所、無料5ヶ所）
- ・土地借上料（有料3ヶ所、無料1ヶ所）
- ・自転車駐車場施設借上料（西第一1ヶ所）

取手駅前西口に新規自転車駐車場「サイクルステーションとりで」（地下1階・地上3階からなる自走式と機械式併用自転車駐車場、収容台数 873 台）が開設するにあたり、更なる利便性の向上と適正な維持管理を図る。

[担当：安全安心対策課] P. 73

2201 放置自転車対策に要する経費 7,238,000 円 (6,775,000 円)

[その他 481,000 円 一財 6,757,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：放置自転車移動保管手数料 475,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,000 円]

○ 目的

取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- ・放置自転車撤去移動
- ・放置自転車処分
- ・保管場所管理、放置自転車の返還
- ・取手駅放置整理区域の監視

[担当：安全安心対策課] P. 74

2301 交通安全推進指導隊に要する経費 2,407,000 円 (2,407,000 円)

[一財 2,407,000 円]

○ 目的

交通道德の普及と高揚を図り、交通事故を未然に防止して交通安全を確保するとともに市民の自主的交通安全活動を推進指導する。

○ 内容

- ・自転車安全利用の指導、助言活動
- ・通学路の安全点検
- ・花火大会、地区祭礼指導等での交通整理
- ・公的催事、地域の祭礼等での交通指導
- ・各交通安全運動期間中のキャンペーン、立哨活動

1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民活動支援課 → H26 市民協働課] P. 74

1001 市政協力員に要する経費 14,473,000 円 (14,235,000 円)

[一財 14,473,000 円]

○ 目的

地域と行政との連絡調整役として市政協力員を委嘱し、市民生活の利便と市政運営の円滑化を図るとともに、市政協力員としての見識を深めるために研修会を実施する。

○ 内容

- ・ 市政協力員報酬（市政協力員 81名）
- ・ 功労者表彰記念品
- ・ 研修会経費

[担当：市民活動支援課 → H26 市民協働課] P. 74

1101 市補助金等検討委員会に要する経費 224,000円（224,000円）

[一財 224,000円]

○ 目的

市民による自主的なまちづくり活動への支援を目的とした一般公募補助金制度により、申請のあった事業について団体から事業概要の説明及び質疑応答によるヒアリングを行うなど事業の必要性や効果について審査し、補助金の効果的な交付を図る。

さらに、施策補助金についても委員の意見を伺う。

○ 内容

- ・ 委員会開催に伴う委員謝礼

[担当：市民活動支援課 → H26 市民協働課] P. 75

2001 地区振興に要する経費 26,744,000円（25,927,000円）

[その他 5,001,000円 一財 21,743,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：認可地縁団体登録証明書交付手数料 1,000円]

[諸収入：コミュニティ助成事業補助金 5,000,000円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティづくりのための活動を積極的に支援し、地域の連帯感を深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・ 地区補助金の交付（74地区）
- ・ コミュニティ助成事業補助金（永山区町内会・岡地区）

[担当：市民活動支援課 → H26 市民協働課] P. 75

2201 市民活動支援に要する経費 4,145,000円（4,299,000円）

[その他 152,000円 一財 3,993,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：コピー使用料 60,000円]

[諸収入：印刷機マスター代 90,000円]

[諸収入：印刷機インク代 2,000円]

○ 目的

市民の自主的な社会貢献活動を促進するために、市民活動支援センターを拠点として相談業務や情報の収集・発信、活動場所の提供を行うとともに、市民活動に参加している方や興味のある方に、今後の活動に役立つ知識を学ぶ講座や講演会を開催し、市民の自主的な社会貢献活動を促進するための支援を行う。

また、市民との協働と住みよいまちづくりを推進するために、市が管理する公共施設等の里親制度登録団体に対して支援を行う。

○ 内容

- ・市民活動支援の講座及び講演会の開催
- ・市民活動団体の活動場所と情報の提供
- ・市民活動支援センターの管理運営
- ・一般公募補助事業補助金（NPO 法人日本つみくさ研究会・日本語教室とりで）
- ・里親登録団体への物品提供

[担当：市民活動支援課 → H26 市民協働課] P. 76

2301 地区集会所整備に要する経費 11,773,000 円（5,001,000 円）

[一財 11,773,000 円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所建設事業補助金（1ヶ所）
- ・集会所整備事業補助金（8ヶ所）
- ・集会所維持事業補助金（1ヶ所）

1 総務管理費 11 災害対策費

[担当：安全安心対策課] P. 76

2101 防災訓練に要する経費 845,000 円（818,000 円）

[一財 845,000 円]

○ 目的

取手市地域防災計画に基づき、防災関係機関や民間企業及び市民の協力・参加を得て総合的な防災訓練を行うことで、災害発生時における防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連帯体制の強化、並びに市民の防災意識の高揚を図り、災害時における対応力を向上させる。

○ 内容

- ・総合防災訓練
職員非常参集、災害対策本部設置、災害情報収集・報告、住民避難誘導、負傷者の救出救護等の訓練の実施
- ・土砂災害防災訓練
情報収集・伝達、住民避難誘導、避難所設置等の訓練を実施

[担当：安全安心対策課・排水対策課] P. 77

2201 災害対策に要する経費 31,332,000円 (33,218,000円)

[一財 31,332,000円]

○ 目的

災害時に備えての準備及び発生時の応急処理を行う。

○ 内容

- ・災害時の備えとして、食糧品（アルファ米）、保存水、毛布を購入する。
- ・避難所の備品の整備を図るため、プライベート空間となる多目的テントを購入する。
- ・台風やゲリラ豪雨等、集中降雨の際の緊急的な冠水対策のため排水ポンプを設置する。
- ・災害時優先携帯電話にて情報通信手段を確保し、情報通信ネットワークの整備を図る。
- ・利根川水系県南水防組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携による水防対策の充実を図る。

[担当：安全安心対策課] P. 77

2301 防災施設等の整備に要する経費 39,148,000円 (53,824,000円)

[地方債 27,700,000円 その他 1,463,000円 一財 9,985,000円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 29,163,000円×95%≒27,700,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,463,000円]

○ 目的

災害時における災害情報収集、災害情報の伝達を迅速・正確に行うため機器等の整備を推進する。

○ 内容

- ・防災機器に関する消耗品、修繕料、バッテリーの購入、その他諸経費
- ・防災行政無線及び全国瞬時警報システムの保守点検
- ・老朽化した防災行政無線の柱の建て替え（旧藤代地区 10本分）

[担当：安全安心対策課] P. 78

2401 自主防災組織に要する経費 8,626,000円 (8,403,000円)

[一財 8,626,000円]

○ 目的

市民の防災意識と地域防災力の向上を図り、災害時の被害の軽減を図る。

○ 内容

- ・自主防災組織の活動を促進するため、運営及び資機材補助金を交付する。
- ・自主防災会との連絡体制の強化を図るため、災害時優先携帯電話 90台を配備する。

[担当：社会福祉課] P. 78

2506 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う応急処理経費 3,009,000円
(10,438,000円)

[国・県 509,000円 地方債 2,500,000円]

＊ 特財積算根拠

[県補：被災住宅復興支援事業補助金 509,000 円]

[市債：災害援護資金貸付債 2,500,000 円]

○ 目的

災害救助法が適用された区域内において、東日本大震災により宅地に被害があり、その補修費用を金融機関等から借り入れた方の利子を補助することで負担軽減を図る。

○ 内容

東日本大震災で住居等が被災した市民が、民間金融機関等から借入れをして、住宅の補修等を行う場合、利子の1%分を補助し、負担軽減を図る。

- ・継続分 (7 件) 381,000 円
- ・新規分 (2 件) 128,000 円

東日本大震災被災者で、住居等が半壊以上の被災を受けた市民に、生活立て直しのための資金を貸し付ける。据置期間 6 年、償還期間 13 年（据置期間を含む）利率 1.5%（保証人がいる場合は無利子）。

- ・住宅の半壊 (1 件) 2,500,000 円

[担当：社会福祉課] P. 79

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費 26,696,000 円
(34,291,000 円)

[国・県 26,696,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補：東日本大震災に係る災害救助費負担金 26,696,000 円]

○目的

東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者に対して、市が民間住宅を借上げ、応急住宅として避難者に貸与する。期間は平成 27 年 3 月まで。

○内容

【必要経費】

- ・実避難世帯 (37 世帯分) 24,080,520 円
- ・予備避難世帯 (2 世帯分) 1,800,000 円

【新規経費】

- ・仲介手数料 (2 世帯分) 162,000 円
- ・退去修繕費 (2 世帯分) 300,000 円
- ・更新事務手数料 (2 世帯分) 352,890 円

[担当：下表のとおり] P. 79

2510 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う放射線対策経費 5,601,000 円
(6,201,000 円)

[一財 5,601,000 円]

(単位：円)

事業項目	担当課	目的・内容	事業費
保育所給食食材 残留放射線検査	子育て 支援課	給食の安全・安心を確保することを目的とし、児童に提供する給食食材の安全性を確認するため、市内保育所の給食食材の放射性物質検査を実施する。	305,000
小中学校給食食材 残留放射線検査	学務給食課	給食の安全・安心を確保することを目的とし、児童・生徒に提供する給食食材の安全性を確認するため、市内小中学校の給食食材の放射性物質検査を実施する。	196,000
公園草枝処分委託	水とみどりの課	公園の維持管理にて発生した枝葉の処分が、放射能の影響により常総環境センターにて処分できなくなったため、処分を業者に委託する。	5,000,000
原発事故農畜産物 損害賠償対策 協議会負担金	農政課	JA 茨城みなみ及び取手市、守谷市、つくばみらい市で構成する原発事故農畜産物損害賠償協会で購入した放射能測定システムの運用に係る光熱水費及び測定に伴う消耗品代等を負担し、円滑な運用を図る。	100,000

[担当：安全安心対策課] P. 79

2601 災害時要援護者対策に要する経費 96,000 円 (134,000 円)

[一財 96,000 円]

○ 目的

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時に一連の行動をとるために支援を要する人たちを災害時要援護者といい、これらの人たちの被災を最小限にとどめるため、避難支援体制の確立を図る。

○ 内容

- ・講演会などを行い災害時要援護者への避難支援対策についての啓発を行う。
- ・防災訓練を行い災害発生時における要援護者への避難支援体制の習熟と要援護者本人及びその家族等の防災意識の高揚を図る。

1 総務管理費 12 国民保護対策費

[担当：安全安心対策課] P. 80

2001 国民保護対策に要する経費 99,000 円 (99,000 円)

[一財 99,000 円]

○ 目的

国民保護法に基づき取手市国民保護協議会を設置し、国民（取手市民）の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。

○ 内容

国民保護協議会委員の報酬及び旅費

1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当：秘書課 → H26 市民協働課] P. 80

1001 男女共同参画審議会に要する経費 89,000 円 (89,000 円)

[一財 89,000 円]

○ 目的

本市における男女共同参画社会推進のための市長の諮問に応じ調査審議するほか、市長に建議する。

○ 内容

委員 7 名の報酬 委員長 6,700 円×1 人×2 回、委員 6,300 円×6 人×2 回

[担当：秘書課 → H26 市民協働課] P. 80

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 1,130,000 円 (962,000 円)

[一財 1,130,000 円]

○ 目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において男性と女性がお互いの人権を尊重し個性と能力を十分に生かしきれる男女共同参画社会をめざし、意識の啓発と環境の整備、政策方針決定の場への女性の参画促進のための施策を、市、市民及び事業者が実施する。

○ 内容

[意識の改革事業]

- ・男女共同参画情報紙の発行、折込み、編集員謝礼 807,000 円
- ・研修等参加旅費 8,000 円
- ・男女共同参画誌購読料 8,000 円

[啓発人材育成事業]

- ・男女共同参画地域推進委託料（男女共同参画に熱意のある市民が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する） 300,000 円

[相談事業]

- ・男女共同参画苦情処理員報酬 7,000 円
（市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申し出に対応する）

1 総務管理費 15 諸費

[担当：総務課] P. 81

2001 非核平和推進関係経費 148,000 円 (196,000 円)

[その他 148,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：平和基金利子 1,000 円]

[寄附金：平和基金寄附金 140,000 円]

[諸収入：戦争体験記売却代 6,000 円]

[諸収入：送料個人負担分 1,000 円]

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えると

共に、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

- (1) 通信運搬費 5,000 円 原爆写真パネル借用のための送料
- (2) 平和基金積立金 143,000 円 募金箱を市内金融機関等 36 ヶ所に設置し、募金活動を行う。

[担当：総務課] P. 82

2101 地域改善対策に要する経費 1,069,000 円 (1,067,000 円)

[一財 1,069,000 円]

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。

○ 内容

- (1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円
- (2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円
- (3) 人権・同和問題研修会等への参加経費 交通費・宿泊費 77,240 円、資料代 205,000 円
- (4) 機関紙購読料 102,048 円

[担当：政策調整課] P. 82

2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 652,523,000 円 (652,889,000 円)

[一財 652,523,000 円]

○ 目的

近隣自治体において、広域的に共同で処理することで、より効率的に処理できる業務を一部事務組合で処理している。下記の業務について、4 市で常総地方広域市町村圏事務組合を組織し共同処理するものである。

○ 内容

共同処理している業務

- ・ごみ処理に関する業務
- ・総合運動公園に関する業務
- ・地域交流センターに関する業務
- ・障害者支援施設に関する業務
- ・総合防災センターに関する業務
- ・職員の共同研修に関する業務

2 徴税費 2 賦課徴収費

[担当：課税課] P. 85

0501 市民税等賦課に要する経費 26,443,000 円 (25,038,000 円)

[その他 21,000 円 一財 26,422,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：ナンバー弁償金 5,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

申告方法の多様化による利便性の向上と申告会場の混雑緩和による市民サービスの向上を図り、もって安定的な財源の確保を目的とする。

○ 内容

- ・ 申告受付業務委託料 6,483,000 円

申告データ入力・申告書作成補助者を派遣会社に委託することにより、監督者及び総合案内を増員し、申告者を類型化してあらかじめ必要な書類の作成を指導し、データ入力や申告書作成の効率化を図ることで、会場内の待ち時間を短縮する。

- ・ 個人住民税申告書作成システム維持管理業務委託料 260,000 円

納税者が自宅などのパソコンから取手市ホームページにアクセスし、自身の課税資料を基に必要な事項を入力することで個人住民税申告書を作成するシステムを導入した。税法の改正にも対応していくため、システムの維持管理を委託する。

[担当：納税課] P. 86

0701 徴収事務に要する経費 34,738,000 円 (31,721,000 円)

[その他 1,600,000 円 一財 33,138,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：市税督促手数料 1,600,000 円]

- (1) 市税のコンビニ収納に要する経費 3,869,000 円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、コンビニエンスストアの店舗（一部を除く）から納付できる。納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。

- (2) クレジットカード収納に要する経費 1,428,000 円

○ 目的

納税の利便性の向上を図る。

○ 内容

パソコン・携帯電話で所定のインターネットサイトを利用して、クレジットカード（ビザ、マスター、JCB、アメリカン・エクスプレス、ダイナース）納付の税目を軽自動車税のみから、今年度より市県民税、固定資産税を新たに追加する。

- (3) 公金収納情報データ処理委託に要する経費 7,377,000 円

○ 目的

納税者からの照会等に対する迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

市税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書（紙ベース）を、OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

- (4) 茨城租税債権管理機構負担金 13,728,000 円

○ 目的

滞納者及び収入未済額の縮減を図り、収納率の向上に努める。

○ 内容

市において、徴収困難な滞納事案を積極的に移管する。

[担当：課税課] P. 87

2001 資産評価システムに要する経費 22,128,000 円 (20,543,000 円)

[一財 22,128,000 円]

○ 目的

固定資産の課税客体をより正確に把握することにより、課税内容の適正化、均衡化を図る。

○ 内容

固定資産評価課税事務に利用している地図情報システムのデータを利用して、分筆や合筆等の土地の異動に伴う画地データの更新をしている。また、航空写真の活用による評価対象となる土地及び家屋の利用状況を把握し、現況確認業務をもとに適正な評価と課税を行う。

- ・固定資産評価システム業務委託料 16,410,000 円
- ・固定資産評価用航空写真撮影業務委託 4,914,000 円
- ・土地評価システム用パソコン使用料 804,000 円

[担当：課税課] P. 87

2101 不動産評価鑑定に要する経費 3,052,000 円 (25,339,000 円)

[一財 3,052,000 円]

○ 目的

固定資産税の賦課時における、適正な評価額を得る。

○ 内容

平成 25 年度において、平成 27 年度評価替に伴う固定資産土地の正確な把握と適正な評価のため、本鑑定（570 基準地）及び下落率修正（395 地点）の 3 か年分を同一の不動産鑑定士に委託をし、今年度においては平成 26 年 7 月 1 日時点での下落率修正業務を行うものである。

3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P. 88

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 30,650,000 円 (22,498,000 円)

[国・県 1,181,000 円 その他 26,208,000 円 一財 3,261,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：中長期在留者住居地届出等事務委託金 1,070,000 円]

[県委：人口動態調査事務委託金

{1,840+72,450(@30 円×2,415 件)}×1.08+5,100≒85,000 円]

[県委：日雇健康保険事務委託金 受給資格 @79.45×126 件≒10,000 円

手帳交付 @79.45×18 件=1,000 円]

[県委：電子証明書発行交付金 @50×300 件=15,000 円]

[手数料：総務手数料 7,135,000 円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 19,073,000 円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付について、戸籍システムの新規リースにより、事務処理の正確性や迅速性をさらに高め、また 4 箇所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・ 戸籍総合システムの機器一式及びソフトに要する経費
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムのリースに要する経費
- ・ 記載事項証明の編集発行や山王郵便局での住民票等の交付に必要な窓口証明発行機をリースする経費
- ・ 戸頭窓口コーナー(戸頭公民館内)において、戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明書等の交付及び花輪テニスコート・とがしら公園野球場の貸出業務等の経費

[担当：取手支所] P. 89

0601 支所事務に要する経費 3,906,000 円 (3,886,000 円)

[その他 8,000 円 一財 3,898,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000 円]

○ 目的

東部地区及び取手駅周辺地域等の住民を対象に戸籍・住基関係の届出、住民票・印鑑証明書等各種証明書の交付、国民健康保険・国民年金の資格得喪届、児童手当・医療福祉費等支給申請、各種税・手数料等の収納その他、窓口業務を広範にわたり取り扱い、地域住民の利便性を図るとともに市の行事や観光・地理の案内等も行う。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ オンライン端末機使用料
- ・ 保守点検委託料
- ・ 電子レジスター購入費

[担当：取手支所] P. 90

0701 取手駅前窓口事務に要する経費 9,431,000 円 (9,336,000 円)

[一財 9,431,000 円]

○ 目的

通勤・通学者の方々が帰宅途中に利用できるように、業務時間を午前 10 時から午後 7 時までとし、土・日・祝日においても業務を行う。毎月第 3 水曜日が定休日、戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明書等各種証明書の交付、各種税及び手数料の収納及び図書の貸出業務も行い、多様化する市民のニーズやライフスタイルにも対応、尚一層の市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ 機械警備委託料
- ・ 駅前窓口借上料
- ・ 駅前窓口利用者用駐車場借上料
- ・ 光熱水費

[担当：市民課] P.91

2001 自動交付機に要する経費 7,153,000円(6,956,000円)

[その他 7,153,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：総務手数料 2,000,000円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 5,153,000円]

○ 目的

本庁舎及び藤代庁舎の2台の自動交付機により市民の多様なニーズに対応するため、平日の閉庁後や土・日曜日でも住民票の写しや印鑑登録証明の交付が受けられるようにするとともに、手続きの簡素化による窓口の混雑緩和を図る。

○ 内容

設置場所	・取手市役所本庁舎玄関ホール内及び藤代庁舎玄関ホール内
稼働日及び時間	・平日 午前8時30分～午後7時 ・土日 午前8時30分～午後5時
稼働休止日	・祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日) ・振替休日、国民の休日

[担当：市民課] P.91

2101 郵便局による諸証明発行に要する経費 279,000円(275,000円)

[その他 279,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：戸籍住民登録手数料 279,000円]

○ 目的

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、山王支所の廃止の代替施設として平成15年12月に藤代山王郵便局に開設し、旧藤代町との合併協議を経て現在に至っている。

○ 内容

1. 以下の請求の受付及び交付事務(本人請求に係わるもの)

- | | | |
|------------------|-------------|---------|
| ・戸籍の謄本・抄本(除籍も含む) | ・納税証明及び所得証明 | |
| ・住民票の写し | ・戸籍附票の写し | ・印鑑登録証明 |

2. 取扱日及び時間

土・日曜日・祝祭日及び12/29～1/3を除く日の午前9時から午後4時まで

3. 主な経費の内訳

郵便局での申請・交付業務に必要な窓口証明発行機をリースする経費、窓口証明発行機の保守点検委託料、郵便局の取扱手数料、電話回線使用料などである。

<戸籍・住民票等の手数料件数>

(1)総務手数料 8,825,000円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
印 鑑 登 録	200	4,100	820,000
印 鑑 登 録 証 明	200	35,300	7,060,000
仮 ナ ン バ ー	750	700	525,000
そ の 他 の 証 明	200	100	20,000
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド	500	800	400,000

(2)戸籍住民登録手数料 23,719,200円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
戸 籍 謄 本	450	11,700	5,265,000
戸 籍 抄 本	450	3,100	1,395,000
除 原 謄 抄 本	750	5,420	4,065,000
受 理 証 明 書 他	350 1,400	400 3	140,000 4,200
住 民 票 の 写 し	200	59,830	11,966,000
住 民 票 の 写 し (6 人 以 上)	300	400	120,000
住 基 閲 覧	2,000	20	40,000
戸 籍 附 票	200	1,200	240,000
住 基 記 載 事 項 証 明	200	1,520	304,000
身 分 証 明	200	900	180,000

[担当：市民課] P.92

2401 旅券事務に要する経費 3,251,000円 (3,256,000円)

[その他 13,000円 一財 3,238,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000円]

○ 目的

旅券(パスポート)事務が県から市町村に権限委譲になり、市民課窓口で業務を行なっている。申請・交付業務を月曜日から金曜日に行い、交付業務のみを日曜日の午前中に行うことで市民サービスの向上を図る。

○ 内容

旅券(パスポート)の申請受付、審査、交付事務を行う。

窓口開設日時：月曜から金曜日 午前9時から午後4時45分

日曜日(交付のみ) 午前9時から正午

3 戸籍住民基本台帳費 2 住居表示費

[担当：市民課] P.92

2001 住居表示に要する経費 63,000円 (82,000円)

[一財 63,000円]

○ 目的

・住居表示区域に係る町名、街区及び住居番号の表示、住居表示台帳の維持管理

○ 内容

・住居表示区域内における建物新築（新設）に係る住居番号の設定、及び住居表示台帳の更新

4 選挙費 1 選挙管理委員会費

[担当：総務課] P. 93

0501 選挙管理委員会に要する経費 735,000 円 (732,000 円)

[一財 735,000 円]

○ 目的

選挙管理委員会事務の公正・適正な執行を図る。

○ 内容

- | | |
|---|-----------|
| (1) 選挙管理委員会開催経費 | 342,000 円 |
| 開催に伴う委員報酬(10 回分 委員長報酬@9,000 委員報酬@8,400) | |
| (2) 選挙関係書誌購読料及び参考図書購入 | 15,240 円 |
| (3) 選挙啓発ポスターコンクール応募者記念品 | 22,500 円 |
| (4) 農業委員会選挙人名簿登録申請に要する郵送料 | 258,372 円 |
| (5) 全国市区選挙管理委員会連合会分担金 | 38,000 円 |
| (6) 全国市区選挙管理委員会連合会関東支部分担金 | 17,700 円 |

4 選挙費 2 諸選挙費

[担当：総務課] P. 94

3501 茨城県議会議員一般選挙に要する経費 38,156,000 円 (0 円)

[国・県 38,156,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：茨城県議会議員一般選挙費委託金 38,156,000 円]

○ 目的

茨城県議会議員一般選挙の執行。

○ 内容

茨城県議会議員一般選挙に要する経費である。

平成 27 年 1 月 7 日の任期満了により執行される予定である。

5 統計調査費 1 統計調査総務費

[担当：政策調整課] P. 96

0501 統計事務に要する経費 161,000 円 (161,000 円)

[その他 6,000 円 一財 155,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：統計とりで売却代 2,000 円]

[諸収入：県民手帳頒布手数料 4,000 円]

○ 目的

情報化社会における統計の重要性を深く認識し、統計教育の推進と、統計思想の普及向上を図る。

○ 内容

(1) 統計グラフコンクールの実施

(2) 県統計協会への参画

5 統計調査費 2 諸統計調査費

[担当：政策調整課] P. 98

3001 国勢調査調査区設定に要する経費 771,000 円 (0 円)

[国・県 771,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：国勢調査調査区設定 771,000 円]

○ 目的

平成 27 年に実施される国勢調査の単位区を設定する。

○ 内容

調査区設定等の事務を行う。

[担当：政策調整課] P. 98

4001 農林業センサスに要する経費 2,588,000 円 (10,000 円)

[国・県 2,588,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：農林業センサス 2,588,000 円]

○ 目的

農林業の生産構造や就業構造等の実態を総合的に把握するための調査。

○ 内容

(1) 期日 平成 27 年 2 月 1 日

(2) 指導員数 11 名、調査員数 51 名

[担当：政策調整課] P. 99

4601 経済センサス及び商業統計調査に要する経費 3,554,000 円 (0 円)

[国・県 3,554,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：経済センサス及び商業統計調査 3,554,000 円]

○ 目的

経済センサス - 基礎調査は事業所及び企業の基本的構造を明らかにするため、商業統計調査は商業の実態を明らかにするためにするものである。すべての企業と事業所を対象に調査を行うことにより、国の経済を全国的及び地域別に知る。

○ 内容

(1) 期日 平成 26 年 7 月 1 日

(2) 指導員数 5 名、調査員数 45 名

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 102

0501 社会福祉事務に要する経費 1,553,000 円 (1,488,000 円)

[一財 1,553,000 円]

○ 目的

福祉事務全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

○ 内容

- ・ 委託料 健康福祉まつり事業委託料 198,000 円
職員健康診断委託料 128,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B 型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。

- ・ 賛助金 いばらき被害者支援センター賛助金 99,000 円

社団法人いばらき被害者支援センターは、「犯罪被害者基本法」を受けて設立された民間被害者支援団体である。被害者からの様々な悩み・相談等、犯罪被害者のニーズに応えるための支援活動を推進する。そのための財政的支援である。

[担当：社会福祉課] P. 103

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 128,973,000 円 (128,085,000 円)

[一財 128,973,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の活性化を図る。

○ 内容

- ・ 社会福祉協議会運営費補助金 128,973,000 円
 - 取手社会福祉協議会本所運営経費 78,240,000 円
 - 藤代支所運営経費 20,208,000 円
 - 在宅福祉サービス運営事業 962,000 円
 - ヘルパーステーション運営事業 13,736,000 円
 - ホームケアふじしろ運営事業 14,787,000 円
 - 心配ごと相談運営事業 300,000 円
 - 総合ボランティア支援センター補助金 740,000 円

[担当：社会福祉課] P. 103

2201 民生委員に要する経費 17,635,000 円 (17,635,000 円)

[国・県 25,000 円 一財 17,610,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 25,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の福祉活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 187 人（内、主任児童委員 15 人）

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×187 人=17,447,100 円

[担当：社会福祉課] P. 103

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,076,000 円（1,487,000 円）

[国・県 888,000 円 一財 188,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 222,000 円×4 体=888,000 円]

○ 目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人（4 体分）に係る諸費用

[担当：社会福祉課] P. 104

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000 円（395,000 円）

[一財 12,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

2 年に 1 度、市主催で戦没者追悼式を開催している。今年度は開催年ではないので、研修旅費視察に随行するための普通旅費のみを計上。

[担当：社会福祉課] P. 104

2501 更生保護に要する経費 730,000 円（730,000 円）

[一財 730,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

- ・取手地区保護司会負担金 282,000 円
- ・県更生保護協会負担金 100,000 円
- ・更生保護女性会補助金 98,000 円
- ・取手地区保護司会取手支部補助金 250,000 円

[担当：社会福祉課] P. 104

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 5,703,000 円（5,831,000 円）

[国・県 4,088,000 円 一財 1,615,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 4,034,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 54,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・ 支援・相談員の派遣 54,000 円

中国残留邦人等が安心して生活を送れるよう、求めに応じて必要な助言等を行うため、支援・相談員を派遣する。

- ・ 支援給付金の給付 5,380,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。

[担当：障害福祉課] P. 105

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 14,244,000 円 (14,384,000 円)

[一財 14,244,000 円]

○ 目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、継続的に入院・通院している者を対象に見舞金（年額 20,000 円）を支給する。

@20,000 × (672+40) 人 (H24 年度の実績 672 人 + 新規)

[担当：社会福祉課] P. 105

3201 住宅緊急特別措置に要する経費 3,186,000 円 (5,098,000 円)

[国・県 3,186,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金

@35,400 円 × 9 ヶ月 × 10 人 = 3,186,000 円]

○ 目的

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅支援給付を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。県補助率 10/10。

○ 内容

住宅緊急特別措置に係る住宅支援給付を行う。

[担当：健康づくり推進室] P. 105

3401 健康づくり推進事業に要する経費 4,126,000 円 (3,120,000 円)

[一財 4,126,000 円]

○ 目的

取手市の健康づくりを進めるためにイベントや講演会を実施する。また、健康づくり施策の方向性を明確に発信するとともに、健康づくり推進のための具体策を企画立案し、関係部署と連携して実施することを目的とする。

○ 内容

- ・健康づくり講演会委託料 1,728,000 円
健康づくりを進めるための講演会を開催するための委託料。
- ・報償費 500,000 円
スマートウェルネスのまちづくりを進めるための講師謝礼。
- ・消耗品費 344,000 円
健康づくりイベント用のぼり旗、健康づくり促進配布グッズ等を購入する。
- ・印刷製本費 215,000 円
取手市で行われている健康づくりの主要事業をまとめ、パンフレットにして情報発信する。
- ・負担金 691,000 円
健康づくり施策研修、SWC 首長研究会参加のための負担金。
- ・旅費 406,000 円
先進地視察、SWC 首長研究会への随員、健康づくり施策研修への参加等。

[担当：健康づくり推進室] P. 106

3501 健康運動教室に要する経費 9,302,000 円 新規

[その他 1,865,000 円 一財 7,437,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：参加者負担金 1,050,000 円]

[諸収入：参加者歩数計代 565,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 250,000 円]

○ 目的

市民の健康づくりを推進するために、科学的な根拠に基づいた効果検証可能な健康運動教室を実施する。

○ 内容

筑波大学の研究成果に基づいて開発された「e-wellness」システムを導入し、一人ひとりの体組成・体力・身体活動量・ライフスタイルを評価した個別の運動プログラムを作成し、トレーニングを実施する。専用の歩数計を身につけ、毎日の歩数や筋力トレーニングの回数などのデータ取込みを行い、月に一度実績レポートで運動状況を確認し、指導者からアドバイスを受けながらトレーニングを継続する。

また、健康運動教室や（仮称）ウェルネスプラザを紹介するための特集誌を発行する。

- ・健康運動教室運営委託料 6,770,000 円
運営委託費、e-wellness システム利用料。
- ・トレーニングマシン使用料 413,000 円
e-wellness システム用エアロバイク使用料。

- ・ 消耗品費 821,000 円
歩数計、血圧計、体重体組成計、筋トレチュービング、握力計等。
- ・ 備品購入費 73,000 円
体力測定キットの購入費。
- ・ 印刷製本費 1,225,000 円
スマートウェルネス PR 誌の印刷製本。
用紙・印刷・製本 @22×45,000 部×1.08=1,069,200 円
レイアウト・デザイン・版下作成・校正 @12,000×12 部×1.08=155,520 円

[担当：社会福祉課] P. 106

3801 臨時福祉給付金給付事業に要する経費 277,310,000 円 新規

[国・県 277,310,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：臨時福祉給付金給付事業費補助金 250,000,000 円]

[国補：臨時福祉給付金給付事業事務費補助金 27,310,000 円]

○ 目的

平成 26 年 4 月の消費税率 8%への引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、給付措置を行う。

○ 内容

・ 給付対象者

市町村民税(均等割)が課税されていない者から、以下の者を除いた者とする。

市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等

生活保護制度内で対応される被保護者等

・ 給付額

所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる 1 年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付対象者一人につき 1 万円とする。(1 年半分を 1 回の手続きで支給)

・ 加算措置

給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、平成 26 年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮し、1 人につき 5 千円を加算する。

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

- ・ 職員時間外勤務手当 1,680,000 円
- ・ 通信運搬費 6,256,000 円
- ・ 口座振替手数料 1,080,000 円
- ・ 臨時福祉給付金システム委託料 2,035,000 円
- ・ 派遣業者委託料 13,200,000 円
- ・ 使用料・賃借料 2,104,000 円
- ・ 臨時福祉給付金 200,000,000 円 (10,000 円×20,000 人)
- ・ 臨時福祉給付金(加算金) 50,000,000 円 (5,000 円×10,000 人)

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 107

0501 障害福祉事務に要する経費 502,000 円 (485,000 円)

[一財 502,000 円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

主に障害福祉事務に係る経費であるが、報償費、委託料、補助金については下記のとおりである。

・ 報償費

身体障害者・知的障害者相談員謝礼 @20,000×7人=140,000円

・ 委託料

職員健康診断委託料 64,000円 (B型肝炎検査2名、結核検査2名)

個別相談、家庭訪問など様々な人との接触によるB型肝炎及び結核感染について予防接種と検査を実施する。

・ 補助金

取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000円

取手市重症心身障害児(者)を守る会補助金 28,000円

ちょこっとくらぶ補助金 100,000円

[担当：障害福祉課] P. 108

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,421,000 円 (1,363,000 円)

[一財 1,421,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために取得した診断書料の一部(1/2・上限5,000円)を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

障害者手帳申請診断書料助成 @2,900円×490件=1,421,000円

[担当：障害福祉課] P. 108

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,284,000 円 (5,633,000 円)

[一財 5,284,000 円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復のために利用するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関への通院等に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は1回の利用につき700円を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年60回限度

・その他の者 年36回限度

移送団体利用料金助成	@700 円× 80 枚×12 月＝	672,000 円
タクシー利用料金助成	@710 円×510 枚×12 月＝	4,345,200 円
タクシー利用券印刷代	@585×420 冊×1.08＝	265,356 円

[担当：障害福祉課] P. 108

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,324,000 円 (1,180,000 円)

[一財 1,324,000 円]

○ 目的

18 歳以上の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、重度障害者の福祉向上を図る。

○ 内容

紙おむつ（フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット）4 種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年 4 回（4 月・7 月・10 月・1 月）支給する。

$$@10,943 \text{ 円} \times 28 \text{ 名} \times 4 \text{ 回} \times 1.08 = 1,323,665 \text{ 円}$$

[担当：障害福祉課] P. 109

2401 障害児（者）及び付添人交通費支給に要する経費 3,744,000 円 (3,092,000 円)

[一財 3,744,000 円]

○ 目的

訓練が必要な障害者・児（付添人）が、福祉施設等への通所に要する交通費の一部を助成し、当該家庭を経済面から支援する。

○ 内容

月額 5,000 円を限度に、年 3 回（8 月・12 月・4 月）助成する。

<内訳>

・身体障害者	@7,659 円× 32 件＝	245,088 円
・精神障害者	@11,028 円×217 件＝	2,393,076 円
・知的障害者	@11,243 円× 73 件＝	820,739 円
・児童	@4,827 円× 59 件＝	284,793 円
・合計		3,743,696 円

[担当：障害福祉課] P. 109

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 19,197,000 円

[国・県 1,112,000 円 一財 18,085,000 円] (7,883,000 円)

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 741,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 371,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流をおこなう「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であるが、引き続き取手市社会福祉協議会が平成26年4月1日から平成30年3月31日まで運営を行う。

- ・ 障害者福祉センターつつじ園指定管理料 19,182,000 円
 - 内訳) 障害福祉サービス等 12,084,000 円
 - 地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援) 1,482,000 円
 - 〃 地域活動支援センター事業 5,616,000 円
- ・ 火災保険料 15,000 円

[担当：障害福祉課] P.109

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 29,272,000 円
[国・県 2,250,000 円 一財 27,022,000 円] (34,689,000 円)

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創造的活動の場やレクリエーションの場を設け、障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であるが、引き続き取手市社会福祉協議会が平成26年4月1日から平成30年3月31日まで運営を行う。

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 20,272,000 円
(地域活動支援センターⅡ型運営経費 9,000,000 円を含む)

[担当：障害福祉課] P.109

3201 特別障害者援護に要する経費 22,702,000 円 (22,021,000 円)
[国・県 17,026,000 円 一財 5,676,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 22,702,000 円×3/4=17,026,000 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障害者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・ 特別障害者手当 @25,800 円×48 人×12 月=14,860,800 円
- ・ 障害児福祉手当 @14,180 円×36 人×12 月= 6,125,760 円
- ・ 福祉手当(経過措置) @14,180 円×10 人×12 月= 1,701,600 円

※ 年4回支給

5月(2-4月分)、8月(5-7月分)、11月(8-10月分)、2月(11-1月)に支給

・通信運搬費 12,090 円

[担当：障害福祉課] P. 110

3301 介護給付費等に関する経費 1,033,729,000 円 (894,764,000 円)

[国・県 773,445,000 円 一財 260,284,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,030,050,000 円×1/2=515,025,000 円]

[国補：地域生活支援事業補助金 1,816,940 円×1/2= 908,000 円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,030,050,000 円×1/4=257,512,000 円]

○ 目的

自立支援給付費の支給決定を受けた者が利用した障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・障害者給付審査会委員報酬 966,000 円
 - 会長 @17,000 円×1 人×6 回=102,000 円
 - 委員 @16,000 円×9 人×6 回=864,000 円
- ・障害者給付審査会委員費用弁償 48,000 円
- ・介護給付費 644,668,200 円
 - 居宅介護 (40,590,000 円) 62 人
 - 重度訪問介護 (59,400 円) 3 人
 - 同行援護 (2,088,900 円) 6 人
 - 療養介護 (16,047,900 円) 5 人
 - 生活介護 (402,930,000 円) 198 人
 - 短期入所 (9,890,100 円) 20 人
 - 共同生活介護 (45,827,100 円) 28 人
 - 施設入所支援 (127,234,800 円) 102 人
- ・訓練等給付費 358,531,800 円
 - 共同生活援助 (13,563,000 円) 18 人
 - 宿泊型自立訓練 (3,484,800 円) 2 人
 - 自立訓練(機能) (2,544,300 円) 2 人
 - 自立訓練(生活) (25,443,000 円) 13 人
 - 就労移行支援 (91,594,800 円) 55 人
 - 就労継続支援 A 型 (28,838,700 円) 19 人
 - 就労継続支援 B 型 (192,786,000 円) 170 人
 - 地域移行支援 (277,200 円) 1 人
- ・計画相談支援給付費 4,050,000 円
- ・特定障害者特別給付費 22,800,000 円
- ・給付審査会医師意見書料 796,140 円 (新規者・継続者 150 名分)
- ・国保連支払手数料 1,560,000 円
- ・委託料 6,800 円 (認定調査)

[担当：障害福祉課] P. 110

3302 自立支援医療に関する経費 47,973,000円 (58,733,000円)

[国・県 35,979,000円 一財 11,994,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 46,445,000円×1/2≒23,222,000円
育成医療 1,528,000円×1/2＝ 764,000円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 46,445,000円×1/4≒11,611,000円
育成医療 1,528,000円×1/4＝ 382,000円]

○ 目的

更生医療 障害を軽減及び回復させる医療を給付し、身体障害者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。

育成医療 18歳未満の障害を持つ児童に対しその障害を除去・軽減するための治療を給付し、社会参加の促進を図る。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等のための入院・通院のための費用について給付する。

・更生医療給付費 46,428,000円

内訳) 生保免疫者	@193,000円×2名×12月＝	4,632,000円
生保透析者	@264,000円×10名×12月＝	31,680,000円
生保腎臓免疫者	@420,000円×1名×12月＝	5,040,000円
一般免疫者	@28,000円×10人×12月＝	3,360,000円
一般肝臓・腎臓免疫者	@34,000円×4人×12月＝	1,632,000円
一般肢体	@7,000円×1人×12月＝	84,000円

・育成医療給付費 1,524,000円

内訳) 肢体不自由	@12,000円×4人×12月＝	576,000円
咀嚼機能障害	@2,000円×8人×12月＝	192,000円
心臓機能障害	@20,000円×2人×12月＝	480,000円
その他内部障害	@12,000円×1人×12月＝	144,000円
肝臓機能障害	@11,000円×1人×12月＝	132,000円

・支払審査手数料 20,520円

[担当：障害福祉課] P. 110

3303 補装具費に関する経費 15,000,000円 (15,000,000円)

[国・県 11,250,000円 一財 3,750,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 15,000,000円×1/2＝7,500,000円]

[県負：自立支援補装具費負担金 15,000,000円×1/4＝3,750,000円]

○ 目的

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P. 111

3304 地域生活支援事業に関する経費 38,236,000円 (38,464,000円)

[国・県 26,563,000円 一財 11,673,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 17,709,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 8,854,000円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村が効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼 @2,000円×20人×6回=240,000円

〈委託料〉

・コミュニケーション支援事業委託料 400,000円

@31,000×12月=372,000円

通訳者派遣事務費 28,000円 (70件分)

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

・地域活動支援センター事業委託料 3,882,600円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。

地域活動支援センターⅠ型「いなしきハートフルセンター」

・生活支援（生活訓練等）事業委託料 410,000円

@34,100×12月=409,200円

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。

〈負担金、補助金及び交付金〉

・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000円

・社会参加促進事業補助金 937,000円

手話奉仕員や要約筆記者奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業を実施している。

〈扶助費〉

・日常生活用具給付 19,000,000円

ストマ用装具 15,000,000円 その他の日常生活用具 4,000,000円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

- ・自動車改造費助成 200,000 円
@100,000 円×2 件
- ・自動車運転免許取得費助成 200,000 円
@100,000 円×2 件
- ・障害者生活ホーム助成 1,578,000 円
@65,730 円×2 人×12 月=1,577,520 円
- ・移動支援 600,000 円
@50,000 円×12 月=600,000 円
屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者に対して、外出の際の移動を支援する。
- ・日中一時支援 6,560,000 円
日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る。
- ・訪問入浴サービス 3,780,000 円
@11,250 円×4 回×7 人×12 月=3,780,000 円
自宅において入浴することが困難な重度障害者に対して、浴槽を提供し寝たままで入浴することができるよう介助する。

[担当：障害福祉課] P. 111

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費

[一財 1,535,000 円] 1,535,000 円 (1,557,000 円)

○ 目的

経済的負担を軽減することにより、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人 1 名の利用料金 100 円を助成する。

@100 円×対象施設延利用実績 15,342 名 (H25 上半期・H24 下半期) =1,534,200 円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P. 112

0501 老人福祉事務に要する経費 1,305,000 円 (1,322,000 円)

[一財 1,305,000 円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備し、高齢者台帳システムにて管理し、登録者の緊急時に活用することにより安全安心を図る。

○ 内容

民生委員が対象者を戸別訪問し、台帳を作成する。台帳は紙で管理すると同時に、システムに入力し管理する。

高齢者台帳システム使用料 @70,000 円×12 月×1.08=907,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 112

2202 緊急通報装置給付に関する経費 11,786,000円 (11,908,000円)

[一財 11,786,000円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を設置することにより、高齢者等の不安を軽減する。また災害等からの救助活動を一層迅速に行う。

○ 内容

端末機設置 (火災警報器付き)	@110,000円×18台×1.08=2,138,400円
(火災警報器なし)	@87,600円×27台×1.08=2,554,416円
機器更新	@106,600円×22台×1.08=2,532,816円
受信センター装置リース料	@60,400円×12月×1.08=782,784円
端末機保守点検委託料	3,038,000円

設置時には所得により自己負担が生じる場合がある。

[担当：高齢福祉課] P. 113

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 11,043,000円 (8,343,000円)

[一財 11,043,000円]

○ 目的

移動制約者及び移動支援団体に対し助成することにより、高齢者及び障害者等の外出促進と閉じこもり防止を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @700円×700件×12月=5,880,000円

移送団体・タクシー共通利用券 @710円×300件×12月=2,556,000円

・福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検・点検の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1団体につき200,000円まで。

社会福祉協議会 @100,000円×2台=200,000円

NPO法人 ふじしろ福祉の会 @100,000円×2台=200,000円

NPO法人 活きる @100,000円×2台=200,000円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@200円×700件×12月=1,680,000円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月4枚。

[担当：高齢福祉課] P. 114

2206 愛の定期便事業に関する経費 1,104,000円 (1,041,000円)

[一財 1,104,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回（月・水・金）利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達 月・水 @69 円×2 本×96 日×64 人=847, 872 円

社協ヘルパー配達 金 @40 円×2 本×50 日×64 人=256, 000 円

[担当：高齢福祉課] P. 114

2208 お休み処に関する経費 1, 533, 000 円 (1, 114, 000 円)

[一財 1, 533, 000 円]

○ 目的

高齢者と地域の人々とのふれあいの場を提供する事で、地域とのつながりを強め、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては自治会・社会福祉協議会の協働のもと、ボランティアスタッフを配置し、お茶やおしゃべりで憩えるような場にする。

お休み処施設賃借料（戸頭団地）@55, 764 円×12 月=669, 168 円

（井野団地）@39, 480 円×12 月=473, 760 円

[担当：高齢福祉課] P. 114

2301 敬老祝金支給に要する経費 5, 801, 000 円 (5, 332, 000 円)

[一財 5, 801, 000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10, 000 円。

99 歳以上対象者については、訪問し褒賞と祝金を手渡しする。

敬老祝金 5, 690, 000 円 88 歳 @10, 000 円×439 人= 4, 390, 000 円

99 歳以上 @10, 000 円×130 人= 1, 300, 000 円

[担当：高齢福祉課] P. 115

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34, 200, 000 円 (36, 249, 000 円)

[その他 10, 003, 000 円 一財 24, 197, 000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 10, 003, 000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 24, 100, 000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。
受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、
家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 10,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金（会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、会員への配分金の支払いは翌月 15 日に行っている。円滑な配分金支払いのために貸し付けを行い、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P. 115

2801 あげぼの管理運営に関する経費 44,104,000 円 (40,016,000 円)

[一財 44,104,000 円]

○ 目的

高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とした施設。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○ 内容

浴室の利用と趣味教室活動の場として、月約 5 千人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 26 年度～平成 29 年度

指定管理料 43,896,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 115

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 35,595,000 円 (34,267,000 円)

[一財 35,595,000 円]

○ 目的

あらゆる世代の利用者の交流と、高齢者の生きがいの増進を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

浴室を中心として、月約 9 千 5 百人の利用者がある。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は東京美化株式会社

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 26 年度
指定管理料 35,577,100 円

[担当：高齢福祉課] P. 115

2804 さくら荘管理運営に関する経費 29,411,000 円 (28,349,000 円)

[一財 29,411,000 円]

○ 目的

高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とした施設。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約 2 千人の高齢者が利用している。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 26 年度～平成 29 年度

指定管理料 28,346,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 116

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 14,300,000 円 (12,079,000 円)

[その他 1,658,000 円 一財 12,642,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,658,000 円]

○ 目的

養護老人ホーム（身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設）へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 6 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P. 116

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 2,915,000 円 (2,987,000 円)

[国・県 512,000 円 一財 2,403,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 512,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

○ 内容

市内 41 高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

・基本額 1 クラブ 20,000 円 対象クラブ数 41 クラブ

・人数割	30人以下	7,200円(上限)	9クラブ
	31人から49人	21,600円(上限)	10クラブ
	50人から74人	64,800円(上限)	16クラブ
	75人以上	104,400円(上限)	6クラブ

[担当：高齢福祉課] P.116

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,803,000円(1,836,000円)

[一財 1,803,000円]

○ 目的

高齢者が要介護状態にならないで、いつまでもいきいき過ごすことができるよう生きがいづくり、健康づくりを目的とする。

○ 内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住60歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成26年度～平成29年度

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料7,069,000円のうち

介護予防拠点施設運営に関する経費5,270,000円を介護保険特別会計で支出。

[担当：高齢福祉課] P.117

4101 健康遊具整備に要する経費 4,804,000円(2,709,000円)

[国・県 4,804,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域介護・福祉空間施設整備交付金 4,804,000円]

○ 目的

高齢者が要介護状態へ移行せず、いつまでもいきいきと過ごすことができるよう、健康遊具を設置し介護予防につなげる。

○ 内容

市が推奨するウォーキングのモデルコースとなる都市計画道路3・4・3号線の歩道スペースに健康遊具4基の設置と国土交通省が整備する小貝川沿いのオープンスペースに、高齢者向けの健康遊具5基を設置する。

都市計画道路3・4・3号線歩道(十字懸垂ベンチ・背のばしベンチ) 2,160,000円

小貝川沿いのオープンスペース(背のばしベンチ・脇ストレッチベンチ) 2,644,000円

[担当：高齢福祉課] P.117

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,149,000円(4,149,000円)

[一財 4,149,000円]

○ 目的

低所得者(保険料段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者)の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の 50%、30%、15%それぞれを助成する。

保険料段階区分第 1 段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方

@7,000 円 × 1 名 × 12 月 × 50% = 42,000 円

保険料段階区分第 2 段階者：世帯全員が市民税非課税の方（前年の合計所得金額と

前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方）

@7,000 円 × 130 名 × 12 月 × 30% = 3,276,000 円

保険料段階区分第 3 段階者：世帯全員が市民税非課税の方で第 2 段階に該当しない方

@7,000 円 × 60 名 × 12 月 × 15% = 756,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 118

5201 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費 2,107,000 円 (0 円)

[一財 2,107,000 円]

○ 目的

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法に 3 年毎の策定が義務付けられており、高齢者福祉サービスと介護保険サービスを充実・強化させ、高齢者が健康で生きがいを持って、いきいきと健やかに暮らすことの出来る地域環境を構築するため策定する。

○ 内容

本計画策定に伴い、市民を対象にアンケート調査を実施する上での調査票設計、調査、入力、集計、報告書の作成業務を委託する。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画改定に伴うアンケート調査委託料 1,500,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 119

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,522,000 円 (7,522,000 円)

[一財 7,522,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

[担当：国保年金課] P. 119

7601 老人保健医療給付に要する経費 101,000 円 (101,000 円)

[一財 101,000 円]

○ 目的

老人保健医療精算事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

老人保健制度は、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度へと移された。

老人保健特別会計の 3 年間の設置義務が終了したことにより、その精算事務は一般会計に移され、老人保健医療精算事務に係る経費である。

老人保健審査支払手数料 1,000 円

老人保健医療費 100,000 円

1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P.120

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 10,000 円(121,000 円)

[一財 10,000 円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV 相談に係る事務経費。

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.120

0501 医療福祉事務に要する経費 20,710,000 円(19,425,000 円)

[国・県 5,354,000 円 一財 15,356,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,708,600 円×1/2≒5,354,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

審査支払手数料(国保連合会) @ 49 ×60,000 件=2,940,000 円

(支払基金) @114.2×53,000 件=6,052,600 円(調剤以外)

@ 57.2×30,000 件=1,716,000 円(調剤)

国保連合会共同電算処理委託料 2,808,000 円

[担当：国保年金課] P.120

0601 医療福祉費助成に要する経費 607,400,000 円(564,711,000 円)

[国・県 227,700,000 円 その他 65,101,000 円 一財 314,599,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 520,500,000 円－高額療養費返納金等 65,100,000 円)×1/2

=227,700,000 円]

[諸収入：高額療養費返納金 65,100,000 円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

○ 目的

小児(出生から小学 6 年生)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化や高齢化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける0歳児から小学校6年生までの小児を対象に、保険診療分費用の一部を取手市が全額負担するぬくもり医療支援事業を実施している。更に中学校1年生から3年生までの間において入院治療を受けた場合、支払った保険診療分医療費の一部を助成する制度を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.121

0501 国民年金事務に要する経費 581,000円(582,000円)

[国・県 581,000円]

*特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 581,000円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った場合の障害基礎年金や家計の大黒柱を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の3グループに分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方が加入することになっている。

被保険者数

年 度	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	被保険者総数
平成24年度	15,489人	379人	8,151人	24,019人
平成23年度	15,868人	415人	8,517人	24,800人

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.122

0601 保育事務に要する経費 2,699,000円(2,674,000円)

[その他 8,000円 一財 2,691,000円]

*特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000円]

○ 目的

保育所の運営を円滑に行い、保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける乳幼児を保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7ヵ所の管理運営に対する事務経費。

(新規) 一般公募補助事業 NPO 法人とねっこ保育会子育て支援事業補助金 100,000円

[担当：子育て支援課] P.123

1201 子ども・子育て事業に要する経費 2,916,000円(2,815,000円)

[一財 2,916,000円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、総合的・計画的に子ども・子育て支援を実施するため、地域のニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定する。

○ 内容

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 2,916,000円

[担当：障害福祉課] P.123

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 18,800,000円(18,740,000円)

[一財 18,800,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童（概ね就学前）とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であるが、引き続き取手市社会福祉協議会が平成26年4月1日から平成30年3月31日まで運営をおこなう。

通園部門（単独通園、親子通園）、専門職指導（作業療法、言語療法、認知指導など）、相談部門（発達相談、就学相談）を三本柱として専門的な療育を行う。

- ・ こども発達センター指定管理料 18,783,000円
- ・ 火災保険料 17,000円

[担当：子育て支援課] P.123

2101 家庭児童相談室に要する経費 3,070,000円(3,086,000円)

[国・県 87,000円 その他 15,000円 一財 2,968,000円]

* 特財積算根拠

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 87,000円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000円]

○ 目的

児童を養育している家庭に係る悩みや相談等について助言、指導を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P.124

2801 児童扶養手当に要する経費 350,663,000円(353,367,000円)

[国・県 116,741,000円 その他 72,000円 一財 233,850,000円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 350,224,000円×1/3=116,741,000円]

[諸収入：児童扶養手当返納分（過年度） 72,000円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満）を監護している父・母または両親にかわって養育している方に支給する。（所得制限あり）

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	41,140
2	46,140
3	49,140

※ 3人目以降は、3,000円ずつ加算

一部支給の場合 月額 41,130円から9,710円まで段階的に支給する。

手当支給月は、4月、8月、12月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 395人、一部支給 390人、2子加算 250人、3子以降加算 60人

[担当：子育て支援課] P.124

3001 要保護児童対策事業に要する経費 85,000円（84,000円）

[一財 85,000円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童の早期発見と早期対応により適切な保護を図る。また、児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を行う。

児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P.125

3201 児童療育システムに要する経費 3,821,000円（3,748,000円）

[国・県 2,670,000円 その他 12,000円 一財 1,139,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,780,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 890,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就

学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員（コーディネータ）を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、保健センターの親子教室指導や、市内幼稚園・保育所への巡回相談などを専門的視点でサポートする。

発達障害の相談件数が増加しているため、今年度、専門的立場で助言や指導ができる臨床心理士1名を非常勤職員に雇用し相談の充実を図る。

・非常勤職員報酬	2,246,000 円
・巡回相談員謝礼 @20,000 円×40 回＝	800,000 円
・公用車リース料	156,000 円
・燃料費	43,000 円
・研修負担金	14,000 円 等

[担当:子育て支援課] P.125

3301 少子化対策事業に要する経費 5,043,000 円 (4,871,000 円)

[国・県 1,998,000 円 その他 250,000 円 一財 2,795,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:子育て支援対策臨時特例交付金 1,998,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 200,000 円]

[諸収入:とりでファミリー・サポートセンター入会金 50,000 円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備にとりくむ。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,797,000 円

少子化対策用備品 244,000 円

[担当:子育て支援課] P.126

4001 子育て世帯臨時特例給付金事業に要する経費 115,366,000 円 新規

[国・県 115,366,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 102,000,000 円]

[国補:子育て世帯臨時特例給付金給付事業事務費補助金 13,366,000 円]

○ 目的

平成26年4月の消費税率8%への引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行う。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと併給調整をして支給する。

○ 内容

・支給対象者

基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、その前年度の所得が児童手当の所得制限に満たない者。

・対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

・給付額

対象児童1人につき、1万円。

職員時間外勤務手当	1,920,000円
管理職員特別勤務手当	54,000円
消耗品費	100,000円
印刷製本費	200,000円
通信運搬費	2,918,000円
口座振替手数料	783,000円
子育て世帯臨時特例給付金システム委託料	1,521,000円
派遣業者委託料	4,260,000円
使用料・賃借料	1,598,000円
電話回線設置工事請負費	12,000円
子育て世帯臨時特例給付金	102,000,000円(10,000円×10,200人)

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.127

2601 児童手当支給に要する経費 1,503,000,000円(1,550,160,000円)

[国・県 1,274,480,000円 一財 228,520,000円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者3歳未満児童手当 282,600,000円×37/45=232,360,000円]

[県負：被用者3歳未満児童手当 282,600,000円×4/45=25,120,000円]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 851,400,000円×4/6=567,600,000円]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 851,400,000円×1/6=141,900,000円]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当 331,200,000円×4/6=220,800,000円]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当 331,200,000円×1/6=55,200,000円]

[国負：特例給付者児童手当 37,800,000円×4/6=25,200,000円]

[県負：特例給付者児童手当 37,800,000円×1/6=6,300,000円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

(平成24年6月分より所得制限有り)

・手当月額

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学生 10,000円 第3子以降は15,000円

中学生 10,000円

所得制限超世帯 児童1人につき 一律 5,000円

- ・対象者数：3歳未満 1,897人、3歳～小学生 7,448人、中学生 2,418人
- ・年3回支給 6月(2-5月分)、10月(6-9月分)、2月(10-1月分)支給

[担当：障害福祉課] P.127

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000円 (3,120,000円)

[国・県 846,000円 一財 1,974,000円]

* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 @3,000円×47人×12月×1/2=846,000円]

○ 目的

心身に障害のある在宅の20歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳[㊤]・Aで、障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

- ・受給者47人 @5,000円×47人×12月=2,820,000円
- ・月額5,000円支給
- ・年3回支給 8月(4-7月分)、12月(8-11月分)、4月(12-3月分)支給

[担当：障害福祉課] P.128

2901 障害児施設給付費に要する経費 68,106,000円 (60,928,000円)

[国・県 50,737,000円 一財 17,369,000円]

* 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 67,650,000円×1/2=33,825,000円]

[県負：障害児施設給付費負担金 67,650,000円×1/4=16,912,000円]

○ 目的

障害児通所給付費の支給決定を受けた障害児が利用した障害児通所サービスについて、障害児通所給付費として支給することにより、障害児のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・障害児通所費 63,600,000円 児童発達支援 (52,152,000円) 130人
放課後等デイサービス (11,448,000円) 50人
- ・計画相談支援給付費 4,050,000円
- ・国保連支払手数料 456,000円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.128

2001 民間保育園入所に要する経費 751,654,000円 (724,149,000円)

[国・県 360,805,000 円 その他 165,359,000 円 一財 225,490,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 165,359,000 円]

[国負：保育所運営費 240,540,000 円]

[県負：保育所運営費 120,265,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。(児童福祉法第 51 条第 5 号：都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用は市町村の支弁)

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位：人、円)

園名	定員	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	5	26	18	44	93	86,854,500
ふたば保育園	45	3	16	11	22	52	61,336,560
育英保育園	90	4	17	16	41	78	66,332,280
たちばな保育園	90	6	26	20	38	90	84,028,680
共生保育園	60	4	18	15	34	71	73,901,220
稲保育園	90	10	28	19	32	89	90,283,620
たかさご NURSERY SCHOOL 取手	100	7	29	15	35	86	76,158,840
たかさご NURSERY SCHOOL 取手 ANNEX	16	4	8			12	23,360,400
戸頭東保育園	120	8	36	22	38	104	89,083,680
取手ふたば文化保育園	49	2	13	10	15	40	39,417,840
めぐみ保育園	24	2	10			12	20,507,040
戸頭さくら保育園	21	1	7			8	13,383,480
MIDORI NURSERY SCHOOL	48	2	9	5	10	26	27,005,400
計	843	58	243	151	309	761	751,653,540

[担当：子育て支援課] P.128

2101 乳幼児保育に要する経費 15,452,000 円 (15,452,000 円)

[国・県 15,452,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民間保育園子育て支援体制緊急整備事業補助金 15,452,000 円]

○ 目的

民間保育園において保育士を増員することにより、保育園に対して新たに義務付けられた 3 歳未満児の個別指導計画の作成等を支援し、低年齢児の保育の質の向上と処遇の確保を図る。

○ 内容

3 歳未満児の担当保育士を増員する保育園と委託契約を結び、その保育士の雇用に要する賃金、通勤手当、社会保険料事業主負担分を負担する。

民間保育園低年齢児保育体制緊急整備事業委託料（7園分）

給与分 145,500円×1人×12月×7園=12,222,000円

通勤手当分 15,000円×1人×12月×7園=1,260,000円

社会保険料事業主負担分（145,500円×1人+15,000）×146.06円/1,000×12月×

7園=1,969,181円

[担当：子育て支援課] P.128

2201 民間保育園運営に要する経費 134,971,000円（110,398,000円）

[国・県 51,382,000円 一財 83,589,000円]

* 特財積算根拠

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 795,000円]

[県補：特別保育事業補助金 50,587,000円]

○ 目的

民間保育園が健全で安定した運営と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病後児保育事業、休日保育事業について、事業実施予定の民間保育園に対して補助金を交付する。

(単位:円)

園名	民間保育園運営補助金					民間保育園 延長保育促 進事業補助 金(県補助)
	職員給与 改善費	延長保育 運営費	施設管理 費	格差是正 費	主食・間 食費等	
取手保育園	1,080,000	1,283,040	1,084,455	757,037	855,600	5,169,000
ふたば保育園	1,080,000	1,283,040	528,147	851,666	473,400	5,904,000
育英保育園	1,080,000	1,283,040	1,075,005	757,037	759,600	5,169,000
たちばな保育園	1,080,000	1,283,040	1,143,990	757,037	831,000	5,169,000
共生保育園	1,080,000	1,283,040	716,418	473,148	673,200	5,169,000
稲保育園	1,080,000	1,283,040	1,094,850	946,296	793,800	6,204,000
たかさご NURSERY SCHOOL 取手・ たかさご NURSERY SCHOOL 取手 ANNEX	1,080,000	1,283,040	1,568,310	946,296	855,600	11,373,000
戸頭東保育園	1,080,000	1,283,040	1,422,819	1,040,926	928,800	6,204,000
取手ふたば文化保育園	1,080,000	1,283,040	559,440	757,037	363,000	6,204,000
めぐみ保育園	1,080,000	1,283,040	334,800	757,037	86,400	5,169,000
戸頭さくら保育園	1,080,000	1,283,040	302,400	757,037	57,600	5,169,000
MIDORINURSERY SCHOOL	1,080,000	1,283,040	594,000	757,037	232,200	5,169,000

日本スポーツ振興センター共済掛金助成金

設置者負担分の補助 児童1人当たり175円×入所児童数1,052人=184,100円

民間保育園一時預かり事業補助金（国補助）

たかさご NURSERY SCHOOL 取手 530,000 円（延べ利用見込み 25 人以上 300 人未満）

戸頭東保育園 530,000 円（延べ利用見込み 25 人以上 300 人未満）

たちばな保育園 530,000 円（延べ利用見込み 25 人以上 300 人未満）

民間保育園病後児保育事業補助金（県補助）

稲保育園 2,400,000 円（延べ利用見込み 10 人以上 50 人未満）

民間保育園休日保育事業補助金（県補助）

戸頭東保育園 1,410,500 円（延べ利用見込み 210 人以上 280 人未満）

[担当：子育て支援課] P.129

2401 管外保育委託に要する経費 22,660,000 円（15,826,000 円）

[国・県 9,180,000 円 その他 3,377,000 円 一財 10,103,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：保育所運営費 6,120,000 円]

[県負：保育所運営費 3,060,000 円]

[負担金：保育所入所児保護者負担金 3,377,000 円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外（市外）の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所（園）入所委託料

園名	0 歳児 (人)	1・2 歳児 (人)	3 歳児 (人)	4・5 歳児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
管外公立保育園	0	1	1	0	2	1,972,000
管外私立保育園	2	8	2	6	18	17,738,000
管外認定こども園	0	2	1	0	3	2,950,000

[担当：子育て支援課] P.129

2601 すこやか保育応援事業に要する経費 3,060,000 円（2,952,000 円）

[国・県 1,530,000 円 一財 1,530,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：すこやか保育応援事業補助金 1,530,000 円]

○ 目的

少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多いことから、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所に 2 人以上入所している第 2 番目の 3 歳未満児の保育料の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

○ 内容

県 1/2、市 1/2 を助成する。

助成対象（以下の全てを満たす場合）

① 2 子以降の 3 歳未満児であること

② 保育料が 1/2 に軽減されている児童であること

- ③国基準額表の第2から第4階層に属する世帯の児童であること
- 公立 @3,000円×30名×12月=1,080,000円
- 私立 @3,000円×50名×12月=1,800,000円
- 認定こども園 @3,000円×5名×12月=180,000円

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.130

2001 保育所の管理運営に要する経費 448,394,000円(422,212,000円)

[その他 155,374,000円 一財 293,020,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 130,756,000円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,108,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 178,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 7,600,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 1,569,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 @5,600円×185人×12月=12,432,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 @200円×13人×21日×12月=655,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,076,000円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7カ所の管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.132

2201 子育て支援に要する経費 12,481,000円(12,408,000円)

[国・県 6,644,000円 一財 5,837,000円]

* 特財積算根拠

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 6,644,000円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換・収集の場として、また、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.133

2301 一時的保育事業に要する経費 11,120,000円(11,116,000円)

[国・県 5,400,000円 その他 5,720,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 5,720,000円]

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 5,400,000円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.134

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,930,000円(1,930,000円)

[国・県 1,429,000円 その他 13,000円 一財 488,000円]

* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/2≒953,000円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/4≒476,000円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100円×12ヶ月≒13,000円]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則18歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P.134

2002 母子家庭自立支援給付金事業に関する経費 5,224,000円(2,400,000円)

[国・県 3,918,000円 一財 1,306,000円]

* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 5,224,000円×3/4=3,918,000円]

○ 目的

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格（指定）を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で2年以上修業する場合に給付金を支給する。

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P.136

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,084,000円(1,084,000円)

[国・県 1,079,000円 その他 5,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 1,079,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

近年の雇用情勢の悪化により、稼働年齢層の生活保護受給者も多くなっており、そうした状況に対応するため、事務処理と面談指導ができる非常勤職員を雇用し、就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労相談及び就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.136

2001 生活保護に要する経費 1,496,587,000 円 (1,408,571,000 円)

[国・県 1,164,940,000 円 その他 5,000 円 一財 331,642,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：生活保護費 1,496,587,000 円×3/4≒1,122,440,000 円]

[県負：生活保護費 170,000,000 円×1/4=42,500,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護費返還金(過年度分) 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数 642 世帯	・扶助費 1,496,587,000 円
・保護人数 851 人	(内訳) 生活扶助 464,839,000 円
・保護率 7.9‰	住宅扶助 206,700,000 円
(平成 25 年 12 月現在)	教育扶助 5,277,000 円
	医療扶助 752,580,000 円
	介護扶助 48,524,000 円
	出産扶助 1,100,000 円
	生業扶助 4,267,000 円
	葬祭扶助 2,500,000 円
	施設事務費 10,800,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.137

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

- ・ 災害見舞金 200,000 円
- ・ 災害援護資金貸付金 1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

- ・ 死亡 100,000 円
- ・ 全治 3 カ月以上の負傷 50,000 円
- ・ 全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷 30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- (1) 住家全壊（全焼） 3 人以下の世帯 70,000 円
4 人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊（半焼） 3 人以下の世帯 30,000 円
4 人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失（20 ㎡以上の建物を対象とする）
全壊（全焼） 20,000 円
半壊（半焼） 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

3. 床上浸水の場合 30,000 円

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.140

20 健康づくりに要する経費 1,338,000円(1,149,000円)

[国・県 158,000円 その他 288,000円 一財 892,000円]

* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 158,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 270,000円]

[諸収入：講座参加個人負担金 300円×60人=18,000円]

○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。取手市は血糖高値者〈HbA1c：5.6から6.5未満(要注意者)及び6.5以上(治療・対策必要者)〉が多いことから、H24年度より高血糖者対策を重点課題として取り組んでいる。H26年度も引き続き、個別アプローチ(訪問・面接等)及び糖尿病予防教室(医師・健康運動指導士による講義・実技)を実施していく。また、子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施し、子育て世代の健康づくりに努める。

取手市ヘルスマイト協議会に健康づくり推進事業を委託し実施しているところだが、H26年度は活動を充実させるために、健康教育指導教材を購入し、さらなる食育活動の推進を図る。

また、生活習慣の改善や疾病予防を目的に藤代保健センター及び各公民館等での保健師による健康相談を実施する。

・健康づくり推進事業関係経費	需用費	消耗品費	42,000円
	委託料	健康づくり推進事業委託料	800,000円
	備品購入費	健康教育指導用教材	258,000円
・健康教育関係経費	報償費	健康教育講師謝礼	66,000円
	需用費	消耗品費、血圧計修繕費	172,000円

[担当：保健センター] P.140

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 30,258,000円(25,863,000円)

[その他 10,869,000円 一財 19,389,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 7,357,407円+利根町 2,512,285円=9,869,000円]

[諸収入：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費交付金(つくばみらい市) 1,000,000円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた第一次救急

医療に対する医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市及び利根町により、取手・北相馬休日夜間緊急診療所の運営を社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、第一次医療体制の構築を図る。

委託料 30,257,982 円

[担当：保健センター] P.141

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 37,177,000 円 (35,111,000 円)

[その他 20,802,000 円 一財 16,375,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

常総市 5,451,881 円＋守谷市 6,992,700 円＋つくばみらい市 5,270,046 円

＋利根町 3,088,017 円＝20,802,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者(手術・入院を要する患者)の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の午前 8 時から午後 6 時までの日中及び午後 6 時から翌午前 8 時までの全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。更には、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町：取手市 常総市 守谷市 つくばみらい市 利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,901,000 円

小児救急医療輪番制運営負担金 5,275,823 円

[担当：保健センター] P.141

2601 老人保健施設建設補助金 8,739,000 円 (8,743,000 円)

[一財 8,739,000 円]

○ 目的

超高齢社会に対応する施設建設を推進し、保健、福祉及び医療の充実を図る。

○ 内容

介護を必要とする高齢者の家庭や社会への復帰を目的とし、入所、短期入所療養介護(ショートステイ)及び通所リハビリテーション(デイケア)により、人が有する機能の回復や維持のための介護サービスを行っている緑寿荘への建設資金を補助する。

平成 3 年度から平成 29 年度まで、老人保健施設建設補助金(元本及び利子)の債務負担行為を行っている。

補助金 8,738,088 円

[担当：保健センター] P.141

4001 公的病院等運営費補助金 125,000,000円 新規

[一財 125,000,000円]

○ 目的

公的病院等に対し運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

平成 26 年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センターに補助金を交付する。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センター] P.141

2001 予防接種に要する経費 214,064,000円 (218,897,000円)

[一財 214,064,000円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民(国民)の免疫水準を維持する為に、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種(A類疾病、B類疾病)及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

【定期予防接種】

(A類疾病)ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)

(B類疾病)インフルエンザ(高齢者)

【任意予防接種】

おたふくかぜ・水痘・インフルエンザ(小児)・肺炎球菌(高齢者)

需用費 10,165,000円

消耗品費(シール・白用紙等) 197,000円

印刷製本費(予診票) 893,000円

医薬材料費(薬液等) 9,075,000円

役務費 220,000円

賠償保険料 220,000円

委託料 202,299,000円

予防接種委託料 202,299,000円

扶助費 326,000円

任意予防接種助成費 62,000円

定期予防接種助成費 264,000円

予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

区分	予防接種ワクチンの種類	見込人数	助 成
定期 予防接種	BCG(結核)	750	全 額
	麻しん風しん(MR)	1,474	全 額
	麻しん	2	全 額
	風しん	2	全 額
	三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)	375	全 額
	四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	2,850	全 額
	不活化ポリオ	2,030	全 額
	二種混合(ジフテリア・破傷風)	824	全 額
	日本脳炎	4,012	全 額
	HPV(子宮頸がん予防)	359	全 額
	ヒブ	2,243	全 額
	肺炎球菌(小児)	2,468	全 額
	インフルエンザ(高齢者)	一般	13,990
減免者		100	一 部
任意 予防接種	インフルエンザ(小児)	9,697	一 部
	おたふくかぜ	700	一 部
	水痘	700	一 部
	肺炎球菌(高齢者)	1,576	一 部

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.142

20 乳幼児健診に要する経費 8,002,000円(6,660,000円)

[国・県 1,185,000円 一財 6,817,000円]

* 特財積算根拠

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 1,185,000円]

○ 目的

家庭訪問、乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、適切な指導を行うことにより、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1)家庭訪問

・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に訪問し、安心して子育てができるように支援している。第1子と2,500g未満の低出生体重児には保健師が訪問し、第2子以降に関しては、保健師・保育士等の赤ちゃん訪問員が訪問する。

・里帰り出産など、市民以外の産婦からの依頼にも訪問する。

・特定妊婦や要支援ケース、虐待ケースには保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2)健康診査

4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳児を対象に健康診査を実施する。

4 か月児健康診査:身体計測、診察(内科)、離乳食試食、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1 歳 6 か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導

3 歳児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び視能訓練士による視力検査、尿検査

・ 4 か月児健診関係経費	報酬費:医師報酬 @21,000 円×24 回	504,000 円
	需用費:消耗品費	26,000 円
・ 1 歳 6 か月児健診関係経費	報酬費:医師報酬 @21,000 円×60 回	1,260,000 円
	報償費:心理発達相談員謝礼	720,000 円
	歯科衛生士謝礼	584,000 円
	需用費:消耗品費、医薬材料費	104,000 円
・ 3 歳児健診関係経費	報酬費:医師報酬 @21,000 円×60 回	1,260,000 円
	報償費:心理発達相談員謝礼	720,000 円
	視能訓練士謝礼	264,000 円
	需用費:消耗品費、印刷製本費、医薬材料費	129,000 円
	委託料:尿検査委託料	55,000 円
・ 育児相談関係経費	賃金 :赤ちゃん訪問員賃金	1,804,000 円
	需用費:消耗品費、燃料費	192,000 円
	使用料及び賃借料:公用車リース料	372,000 円

[担当 : 保健センター] P.144

21 母子保健に要する経費 78,991,000 円 (73,843,000 円)

[国・県 1,905,000 円 その他 649,000 円 一財 76,437,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:未熟児養育医療負担金 1,270,000 円]

[県補:未熟児養育医療負担金 635,000 円]

[負担金:未熟児養育医療保護者負担金 602,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×100 人=30,000 円]

[諸収入:BP プログラムテキスト代 864 円×20 人=17,280 円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な成長発達及び保護者への教育や育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1)プレママ教室・プレパパ教室

妊娠 5・6 か月の妊婦、又はその配偶者を対象とした妊娠、出産、育児について学ぶ教室

を開催する。

教室名	回数	場所
プレママ教室	3回コース×5回	保健センター・藤代保健センター
プレパパ教室	5回	保健センター・藤代保健センター

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土曜日に開催している。

(2) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に、相談、支援、指導を行い、母子の健やかな経過を支援する。

・乳児健康診査

乳児期に第1回(3～6か月の間)第2回(9～11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認する。

(3) 親子教室

取手保健センターで2回、藤代保健センターで1回、8月を除く毎月実施している。

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、各課専門スタッフがかかわり、より良い対応やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時には、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

(4) 母子健康教育(親子歯みがき教室)

年2回(夏休みと冬休みの期間)、両保健センターにおいて予約制で実施している。

2歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診・歯みがき指導・フッ素塗布等を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

(5) すくすく教室

両保健センターで毎月開催し、離乳食の進め方の指導及び育児の支援をしていく。

(6) 親支援グループミーティング

家庭訪問や乳幼児健康診査で把握した育児不安や虐待の心配が予測される母親に対して、月1回程度のミーティングを開催する。グループミーティングの手法を用いて、自己を見つめ直し、育児不安や虐待リスクの軽減を図る。

(7) BPプログラム

0歳児を初めて育てる母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBPプログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

(8) 未熟児養育医療(母子保健法第20条根拠、平成25年度権限移譲)

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

給付は指定医療機関における入院中の医療とし、医療保険給付後の自己負担額をいったん養育医療で公費負担した後、市が養育医療に要する経費のうち、徴収基準額表に基づき算定した負担金を保護者から徴収する。

未熟児養育医療については国庫負担(補助)金の交付対象となっており、養育医療給付事業負担金のうち国が1/2、県と市が1/4ずつ負担する。

(9) 特定不妊治療費助成

特定不妊治療に要した費用のうち、茨城県から受けた助成額を控除した額について、市も助成を行う。

対象者：特定不妊治療の必要のある夫婦(夫婦合算の所得制限あり、茨城県不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けていること)

・妊婦父親教室関係経費	報酬費:医師報酬 @21,000円×5回	105,000円
	需用費:消耗品費	155,000円
	備品購入費:沐浴人形	152,000円
・母子健康教育関係経費	報酬:医師報酬 @21,000×12回	252,000円
	報償費:歯科衛生士謝礼	192,000円
	需用費:消耗品費、医薬材料費	262,000円
・妊婦乳児健康診査関係経費	需用費:消耗品費、印刷製本費	157,000円
	役務費:手数料	848,000円
	委託料:妊婦健康診査委託料	59,952,000円
	乳児健康診査委託料	6,050,000円
	扶助費:妊婦・乳児健康診査費	1,969,000円
・フォローアップ教室関係経費	報償費:心理発達相談員謝礼	800,000円
	心理士謝礼	120,000円
	保育士謝礼	48,000円
	需用費:消耗品費	42,000円
・未熟児養育医療関係経費	扶助費:医療機関未熟児養育費	3,143,000円
・特定不妊治療関係経費	特定不妊治療費助成費	4,700,000円

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.146

20 生活習慣病対策検診に要する経費 60,644,000円 (59,702,000円)

[国・県 9,565,000円 その他 236,000円 一財 50,843,000円]

* 特財積算根拠

[国補:がん検診推進事業費補助金 5,391,000円]

[県補:健康増進事業費補助金 4,174,000円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300円×20人=6,000円]

[諸収入:検診費用自己負担金 1,000円×230人=230,000円]

○ 目的

検診により、自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進と適切な医療を確保する。

○ 内容

受診率向上のため、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診については特定健診と同時に実施する。各がん検診についても無料クーポン券検診等により受診率向上を図る。若い年代から生活習慣病及び内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を予防していくために、市独自の健診として、18歳から39歳を対象にヘルスアップ健診を実施する。

平成 25 年度から開始した口腔がんの早期発見のための歯科検診は、平成 26 年度も健康福祉まつり時に実施していく。

・骨粗鬆症検診関係経費	需用費	消耗品費（調理実習材料代）	10,000 円
	委託料	（225 人）	652,000 円
・乳がん検診関係経費	委託料	（超音波・X 線 2,100 人）	6,929,000 円
・胃がん検診関係経費	委託料	（2,200 人）	7,689,000 円
・子宮がん検診関係経費	委託料	（2,480 人）	13,766,000 円
	扶助費	（10 人）	20,000 円
・大腸がん検診関係経費	委託料	（3,600 人）	5,357,000 円
・肺がん検診関係経費	委託料	肺がん検診（10,800 人）	13,058,000 円
		喀痰検査（230 人）	805,000 円
・健康診査関係経費	報償費	事後指導講師謝礼	120,000 円
	需用費	消耗品費	12,000 円
	委託料	ヘルスアップ健診（530 人）	3,613,000 円
		肝炎ウイルス検診（1,550 人）	4,286,000 円
・前立腺がん検診関係経費	委託料	（2,300 人）	4,203,000 円
・歯科保健関係経費		報酬（歯科医師報酬）	42,000 円
		報償費（口腔外科医謝礼）	42,000 円
		需用費（検診用グローブ等）	17,000 円

【担当：保健センター】 P.148

2401 精神保健事業に要する経費 800,000 円（800,000 円）

〔一財 800,000 円〕

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月 1 回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における自殺予防対策会議で検討実施していく。自殺予防週間・月間に、街頭キャンペーンを実施し市民への普及啓発を進める。身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・フォローアップ研修・ミニ講座を平成 26 年度も継続して開催していく。

平成 26 年度新規事業としてメンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入し、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報の提供ができる体制を整える。

報償費	医師謝礼	@25,000 円×12 月=300,000 円
	ゲートキーパー養成講座講師謝礼	@80,000×1 日=80,000 円
		@21,000×1 回=21,000 円
需用費	消耗品費(キャンペーン用ティッシュ、白用紙等)	204,000 円
委託料	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	193,000 円

1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.149

2001 保健センター管理運営に要する経費 9,275,000円(11,080,000円)

[その他 450,000円 一財 8,825,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：障害者福祉センターふじしろ光熱水費等使用料 450,000円]

○ 目的

保健センター及び藤代保健センターで行う乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などのため、良好に施設の状態を保つよう維持管理を図る。

○ 内容

乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などを快適かつ円滑に行うため、良好な施設環境を保つための修繕、安心安全で衛生的な施設を維持するために電気保安業務や空調機点検、清掃管理業務等を実施する。

需用費

消耗品費(トイレットペーパー、蛍光管、印刷機インク等)	916,000円
燃料費(藤代保健センターLPガス)	447,000円
光熱水費(電気、水道、取手ガス)	3,315,000円
修繕料	300,000円
役務費(電話料等)	893,000円
委託料(警備、自動ドア点検、害虫駆除等)	2,779,000円
使用料及び賃借料(下水道、印刷機、コピー等)	625,000円

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P.150

1101 取手市環境審議会に要する経費 161,000円(121,000円)

[一財 161,000円]

○ 目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

○ 内容

審議会は、次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項。
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項。

[担当：環境対策課] P.151

2101 犬猫対策に要する経費 2,314,000円(2,266,000円)

[その他 2,314,000円]

＊ 特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 (交 付) @2,000× 460 件 = 920,000 円
(再交付) @1,000× 20 件 = 20,000 円]

[手数料:注射済票交付手数料 (交 付) @400 ×5,000 件 = 2,000,000 円
(再交付) @200 × 5 件 = 1,000 円]

注射済票交付手数料の内 627,000 円は電算・OA 化等に要する経費へ充当]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付・手数料徴収事務。
- ・路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。

[担当：環境対策課] P. 151

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,310,000 円 (7,179,000 円)

[一財 7,310,000 円]

○ 目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

○ 内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日(1月1日は除く)清掃する。また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)及び機械警備(藤代駅南口公衆トイレ)を実施する。

[担当：環境対策課] P. 152

2301 雑草除去に要する経費 3,120,000 円 (2,985,000 円)

[その他 3,120,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入:草刈受託収入 3,120,000 円]

○ 目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

○ 内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境対策課] P. 152

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 61,573,000 円 (61,438,000 円)

[その他 60,472,000 円 一財 1,101,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:取手市外 2 市火葬場組合事務費 28,200,000 円]

[諸収入:火葬場周辺整備事業費 32,272,000 円]

○ 目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

火葬場組合負担金

(単位:千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	前年比
取手市	13,792	47,781	61,573	135
守谷市	13,792	28,005	41,797	454
つくばみらい市	13,792	20,763	34,555	563
計	41,376	96,549	137,925	1,152

[担当：環境対策課] P. 152

3001 環境基本計画推進に要する経費 2,723,000 円 (904,000 円)

[一財 2,723,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、見直しを行う。

具体的には、地球温暖化防止のための啓発活動を強化し、また環境の保全及び創造の観点から、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」への参加、取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金等を交付する。

・取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金交付予定額 350,000 円

・環境基本計画策定支援業務委託料 2,160,000 円

[担当：環境対策課] P. 153

3501 レジ袋削減の推進に要する経費 104,000 円 (101,000 円)

[一財 104,000 円]

○ 目的

地球温暖化防止とごみ減量のため、事業者、市民団体とともに地域のスーパーなどでレジ袋の削減を推進する。

○ 内容

レジ袋の削減については、ごみの発生を減らし、ひいては地球温暖化の防止につながる取組のひとつとして推進してきた。これまではマイバッグの普及運動という形で行われてきたが、最近では、市・事業者・市民団体の三者の協定にもとづき、スーパーなどの事業者がレジ袋の無料配布を止めて有料化することによって削減する動きが広がっており、効果を上げている。

本市においては、平成 21 年 6 月に市民団体による「レジ袋削減推進取手市民の会」が結成され、市と協働でこの取組を推進している。

具体的にはレジ袋削減の実施に当たり、市民の会とともに市内各所において PR 活動を行うなど、広く市民・消費者に周知を図るため啓発活動を実施する。

[担当：環境対策課] P. 153

3601 緑のカーテン推進に要する経費 262,000 円 (289,000 円)

[一財 262,000 円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、緑のカーテンの推進を図る。

○ 内容

緑のカーテンは、建物の南側にネットを張り、つる性の植物を這わせて日射しを遮ることにより、室内の温度を下げる。

緑のカーテンを公共施設(福祉交流センター、ふじしろ図書館、こども発達センターなど)で率先的に実施し、一般家庭への普及を図る。また、広報誌での PR や緑のカーテンコンテストを実施する。

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P. 153

2001 公害対策事業に要する経費 4,748,000 円 (4,914,000 円)

[その他 140,000 円 一財 4,608,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立て等に係る特定事業許可申請手数料 140,000 円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

(1) 水質汚濁防止対策

① 発生源の規制及び指導

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、規制対象工場・事業所の立入調査(県との合同立入調査含む)を実施し、排水基準等に関する指導を行う。

②公共用水域の水質観測

市内河川(相野谷川、北浦川、西浦川)及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

③古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

④井戸水検査

市内一般家庭を、各地区から数箇所選定して有害物質の検査を行い、地下水の汚染状況を把握する。

⑤産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2)大気汚染防止対策

①発生源の規制及び指導

大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設を有する工場・事業所について県と合同立入調査を実施し、排出基準を遵守するよう指導する。

②PM2.5及び光化学スモッグ対策

PM2.5及び光化学スモッグ対策として、予報や注意報等が発令された場合、緊急時連絡体制により関係機関等に通報し、被害の未然防止に努める。

(3)騒音・振動防止対策

①発生源の規制及び指導

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音・振動発生源の内容を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努める。

②環境騒音の測定

一般地域における環境基準との適合状況について把握するため、市内9地点において24時間測定を実施する。

③自動車騒音の常時監視(平成24年4月県から権限移譲された)

環境省の処理基準により、騒音測定、交通量調査、沿道条件調査を行い、騒音レベルの推計(面的評価)を行い、結果を環境省に報告する

(4)悪臭・地盤沈下防止対策

悪臭については、市全体が悪臭防止法の規制地域として指定を受けており、茨城県生活環境の保全等に関する条例と併せて規制を行う。

地盤沈下については、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等の届出を実施させ、被害の未然防止に努める。

[担当：放射能対策課] P.154

2501 放射能対策に要する経費 28,949,000円(1,882,668,000円)

[国・県 26,306,000円 その他 21,000円 一財 2,622,000円]

* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 23,292,000円]

[国補：消費者行政活性化基金事業補助金 3,014,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000円]

○ 目的

放射性物質汚染対処特別措置法により策定した取手市除染実施計画に基づき、市内の各施設の除染対策を平成24年度から実施した。除染が終了した子ども関連施設の事後モニタリングを実施し、除染後の空間放射線量を把握し公表する。

小・中学校、保育所(園)の給食食材及び市民持込み食材の放射能検査を実施し、今後も食の安全性確保に取り組む。

○ 内容

《除染関連事業》

- ・除染実施後モニタリング業務委託料 21,103,200円
- ・広報とりで臨時号発行印刷、折込手数料 765,720円

《放射能食材検査》

小・中学校、保育所(園)における給食食材検査、給食完成品検査及び市民持込み食材の放射能検査を実施する。

- ・給食食材検査関係公用車リース料 189,000円
- ・放射性物質検査機器校正手数料 804,600円
- ・食材検査員報酬 4,162,000円

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.155

2001 清掃事業に要する経費 9,793,000円(9,670,000円)

[その他 268,000円 一財 9,525,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @2,800×8台×12ヶ月≒268,000円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・地区清掃により発生した、汚泥が入った土のう袋や草木を収集し処分を行う。
- ・生活雑排水を浸透櫛で処理している家庭のうち、浸透櫛で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う(汲取り戸数8戸)。また、小堀地区にある雑排水の沈殿槽について、定期的に清掃を実施する(5年に1回)。
- ・一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託料 1,620,000円

[担当：環境対策課] P. 156

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 565,000 円 (590,000 円)

[一財 565,000 円]

○ 目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

○ 内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び廃棄物減量等推進員と連携を取り、市内の不法投棄の監視、早期発見を行うとともに、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動を行う。

[担当：環境対策課] P. 156

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 15,982,000 円 (15,982,000 円)

[国・県 10,922,000 円 一財 5,060,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 $15,033,000 \times 1/3 = 5,011,000$ 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金

$(15,033,000 \times 1/3) + (90,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 基}) = 5,911,000$ 円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進する。

○ 内容

対象区域：次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域

2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

国県補助金分

5人槽相当 294,000 円 $\times 29$ 基 = 8,526,000 円

7人槽相当 342,000 円 $\times 15$ 基 = 5,130,000 円

10人槽相当 459,000 円 $\times 3$ 基 = 1,377,000 円

単独撤去分 90,000 円 $\times 10$ 基 = 900,000 円

計 57 基 15,933,000 円

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P. 157

2001 じん芥収集に要する経費 354,042,000 円 (337,238,000 円)

[その他 19,198,000 円 一財 334,844,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 3,000 円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 7,182,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 23,000 円]

[諸収入：資源物売却代 11,990,000 円]

(1) じん芥収集運搬委託料 346,533,552円

○ 目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を、業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの減量化を図る。

可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	有害ごみ		資 源 物									
			乾電池・体温計	蛍光管	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他の色ビン	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古着	容器包装

[担当：環境対策課] P.157

2101 ごみ処理事務に要する経費 6,829,000円(6,855,000円)

[その他 4,318,000円 一財 2,511,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 4,318,000円]

○ 目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

○ 内容

- ・ごみの発生抑制・再使用・再生について、市民に理解を求めため、広報等により啓発し循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの受付事務に非常勤職員を採用し迅速に対応する。
- ・関係機関との連絡調整や茨城県清掃協議会の活動を行う。

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.158

2001 ごみ減量推進に関する経費 10,477,000円(10,561,000円)

[一財 10,477,000円]

○ 目的

ごみの減量化の推進、資源の有効利用など、リサイクルに関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯1基まで限度額20,000円を交付する。

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の自主団体が回収した資源物については1kg当たり4円、その資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物については1kg当たり1円の助成金を交付する。

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P. 159

2001 し尿処理事業事務に要する経費 44,212,000円 (43,079,000円)

[その他 19,488,000円 一財 24,724,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 19,488,000円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内の汲取り式トイレのし尿汲取りを定期的を実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

《汲取実施戸数及び人数の見込み》

・定額制 1,350人 ・特別加算 350戸 ・従量制 8,100本

[担当：環境対策課] P. 159

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 156,074,000円 (157,214,000円)

[一財 156,074,000円]

○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

建設費分 33,658,000円

一般経費分 122,416,000円

分 担 金 表

(単位:千円)

No	市町村名	建設費分	一般経費分	平成 26 年度 分 担 金	全体比 (%)	平成 25 年度 分 担 金	比 較
1	龍ヶ崎市	17,617	69,062	86,679	16.55	92,061	△5,382
2	牛久市	11,457	37,768	49,225	9.40	51,149	△1,924
3	取手市	33,658	122,416	156,074	29.79	157,214	△1,140
4	利根町	3,480	14,553	18,033	3.44	18,498	△465
5	河内町	6,040	19,720	25,760	4.92	26,402	△642
6	稲敷市	25,484	68,523	94,007	17.95	96,601	△2,594
7	美浦村	8,827	25,781	34,608	6.61	35,070	△462
8	阿見町	12,341	47,108	59,449	11.35	59,846	△397
	計	118,904	404,931	523,835	100.00	536,841	△13,006

5 農林水産業費

1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P. 161

0501 農業委員会事務に要する経費 1,086,000 円 (1,165,000 円)

[一財 1,086,000 円]

○ 目的

農業委員会事務の円滑な遂行を図る。

○ 内容

- (1) 農家基本台帳の整備に関する事務
- (2) 農地に関する諸証明の発行
- (3) 農地常任委員会、農政常任委員会の運営に関する事務
- (4) 農地の権利移動、設定及び転用関係の許可事務及び届出に対する事務
- (5) 農業委員会総会、小委員会(各月 1 回)の運営に関する事務
- (6) 農業委員会会報発行(年 2 回)事務

[担当：農業委員会] P. 162

2001 農業経営基盤強化促進事業に要する経費 396,000 円 (396,000 円)

[一財 396,000 円]

○ 目的

農用地の流動化を促進し、意欲ある農業者の規模拡大と農用地の有効利用に資する。

○ 内容

農業経営基盤強化促進事業の広報活動を行う。

[担当：農業委員会] P. 163

2501 機構集積支援事業に要する経費 19,000 円 (536,000 円)

[国・県 19,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:機構集積支援事業費補助金 19,000 円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

遊休農地の現地調査の実施に伴い、有効利用に係る指導及び意向を確認する。

1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P.164

2001 農業振興に要する経費 10,144,000円(7,706,000円)

[国・県 256,000円 その他 5,000,000円 一財 4,888,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農業近代化資金認定農業者育成確保利子助成補助金 2,000円]

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 250,000円]

[県補：家畜伝染病予防事務交付金 4,000円]

[諸収入：農業公社貸付金元利収入 5,001,000円

内 1,000円は農政事務に要する経費に充当]

○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図ることで、地域における農業経営の安定と活性化を目指す。

○ 内容

農業団体や各種協議会等に対する補助等や運営資金の貸付及び認定農業者が農業経営安定化のために借入れた資金に対する利子補給、地域の担い手として規模拡大を図る農家に対する助成を実施する。

また、農業公社施設内の籾殻粉砕機の修繕を実施する。

[担当：農政課] P.165

3401 ふれあい農園事業に要する経費 1,072,000円(1,140,000円)

[その他 1,072,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：ふれあい農園利用料 1,072,000円]

○ 目的

自然とふれあいながら農業体験ができる環境を提供することにより、市民の健康づくりや農業に対する理解を深めてもらうとともに、遊休農地の解消や地域の活性化を図る。

○ 内容

農地を借り受け、市民農園として快適に利用できるよう管理、運営を行う。

農園一覧

農園名	利用料金	区画数	農園面積
宮和田(H6.3開設)	1区画 2,500円/年	143	2,145㎡(1区画=15㎡)
桑原(H4.2開設)	1区画 2,000円/年	18	540㎡(1区画=30㎡)
小文間(H9.8開設)	1区画 2,000円/年	29	870㎡(1区画=30㎡)
稲2(H9.8開設)	1区画 2,000円/年	44	1,320㎡(1区画=30㎡)
野々井1(H2.5開設)	1区画 3,000円/年	30	900㎡(1区画=30㎡)
野々井2(H9.8開設)	1区画 3,000円/年	22	660㎡(1区画=30㎡)

野々井 3(H9. 8 開設)	1 区画 3,000 円/年	40	1,200 m ² (1 区画=30 m ²)
野々井 4(H14. 4 開設)	1 区画 2,000 円/年	38	1,140 m ² (1 区画=30 m ²)
	1 区画 4,000 円/年	12	720 m ² (1 区画=60 m ²)
下高井(H23. 4 開設)	1 区画 3,000 円/年	21	630 m ² (1 区画=30 m ²)
	1 区画 5,000 円/年	14	700 m ² (1 区画=50 m ²)
合 計		411	10,945 m ²

[担当：農政課] P.165

4010 市之代農業集落排水施設維持管理に要する経費 1,680,000 円 (1,656,000 円)

[その他 978,000 円 一財 702,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:市之代農業集落排水使用料 978,000 円]

○ 目的

農業集落排水施設の適切な維持管理を実施することにより、良好な生活環境及び自然環境の維持に努める。

○ 内容

市之代地区農業集落排水処理施設維持管理委託や処理水の水質検査等を実施する。

[担当：農政課] P.166

4201 農業ふれあい公園維持管理に要する経費 6,042,000 円 (4,513,000 円)

[その他 1,876,000 円 一財 4,166,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:農業ふれあい公園使用料 476,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 1,400,000 円]

○ 目的

自然とのふれあいや農業への理解を深めてもらうことを目的に、平成12年4月、市之代地区に開設した農業ふれあい公園の適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な利用促進を図る。

○ 内容

総面積=14,852 m²(ログハウス風管理棟、貸し農園(20 m²×76 区画)、シンボルパーゴラ、景観池、多目的広場、自由広場、駐車場等を配置)

また、管理棟の修繕(屋根の塗装・ウッドデッキ)を実施する。

施設使用料

施設名	使用料	摘 要	備 考
貸し農園	6,000 円	1 区画・年間	圏域内(取手市・守谷市・つくばみらい市)在住者の使用料 圏域外在住者は5割増
管理棟多目的室	1,000 円	9時~12時・13時~16時	
	1,500 円	9時~16時	
管理棟調理室	500 円	9時~12時・13時~16時	
	700 円	9時~16時	

[担当：農政課] P.166

4401 水田農業構造改革対策に要する経費 54,673,000円(52,735,000円)

[国・県 8,748,000円 一財 45,925,000円]

* 特財積算根拠

[県補: 県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 8,748,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価下落が続いているが、カロリーベースでの食料自給率は約39%と諸外国と比較しても極めて低い水準にある。こうした現状からの脱却には、農家の収入の安定化と余剰水田等を活用した、自給力の向上に寄与する作物の推進が必要である。そのため、国では「経営所得安定対策」を積極的に推進している。この政策を踏まえながら、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組むとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《平成26年産米生産数量目標等》

生産数量目標配分	7,539t
水稲作付面積換算	1,441ha(基準単収523kg換算)
配分農家数	2,035戸

《補助金等》

補助金	予算額	備考
水田農業転作等実施補助金	40,000,000円	転作等達成者補助金及び集落達成金
水田農業推進センター活動事業費補助金	200,000円	取手市生産調整推進センターへの活動費補助
県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	8,748,000円	取手市農業再生協議会への事業費補助
水田農業転作等推進事業負担金	5,565,000円	茨城みなみ農業協同組合への事業負担金

[担当：農政課] P.167

4701 地産地消に要する経費 142,000円(27,221,000円)

[一財 142,000円]

○ 目的

地産地消を推進することにより、市民に安心、安全な農産物を提供するとともに、農産物の販売経路の確保、農業所得と生産意欲の向上、地域間コミュニケーションの活性化を図る。

○ 内容

市のイベント会場等で取手産新鮮農産物等を農家が直接持ち寄り軽トラックで販売する「とりで軽トラ市」及び、藤代庁舎敷地内において定期的に「取手朝市」を開催や「取手市農産物直売所マップ」の作成を実施する。

1 農業費 4 農地費

[担当：農政課] P.167

2001 土地改良事業に要する経費 37,402,000 円 (44,713,000 円)

[国・県 170,000 円 地方債 2,500,000 円 その他 1,000 円 一財 34,731,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：湛水防除施設等管理費補助金 170,000 円]

[市債：災害関連事業債(地盤沈下分) 2,835,000 円×90%≒2,500,000 円]

[手数料：土地改良区等に係る証明事務手数料 1,000 円]

(1) 福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路に不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の不足や排水不良等の原因となっているため、改修を進めている。川通用水路、寺下用水路、谷井田用水路、九ヶ村用水路を改修している小貝東部 2 期地区は平成 27 年度に改修完了予定。また、鐘打落排水路、山谷落排水路等を改修している福岡堰 4 期地区は平成 28 年度改修完了予定。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 2,835,000 円(工事費)

事業	実施箇所	内容
地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区	取手市及びつくばみらい市管内 (九ヶ村用水路・谷井田用水路・ 寺下用水路)	用水路改修 L≒1,100m
地盤沈下対策事業 福岡堰 4 期地区	つくばみらい市弥柳・谷井田 谷井田落排水路	排水路改修 L=550m

(2) 守谷地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和 41 年～45 年にかけて構造改善事業による圃場整備が完了しているが、用水施設が老朽化し支障が生じている。パイプライン等による用水施設の整備と併せて、排水路及び農道整備等を実施することにより、生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は、守谷土地改良区管内の取手地区 2.2ha、守谷地区 65.5ha の合わせて 67.7ha で、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成 20～21 年度で調査計画、平成 22 年～27 年度の 6 ヶ年で工事を実施する。

・事業費負担金 300,000 円(工事費)

事業	実施箇所	内容
経営体育成基盤整備事業 守谷地区	取手市域及び守谷市域	暗渠排水工 A≒3.0ha 客土工 A≒1.0ha

(3) 藤代北部地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和 45 年～52 年にかけて実施された県営圃場整備事業により 30a 区画の基盤

整備が完了しているが、排水施設が老朽化し支障が生じている。排水路及び農道整備等を実施することにより、効率のかつ安定的な生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は福岡堰土地改良区管内の久賀地区 110ha で、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成 22～24 年度を調査計画期間とし、平成 25 年度から事業を実施している。

・事業費負担金 1,125,000 円

事業	実施箇所	内容
経営体育成基盤整備事業 藤代北部地区	取手市域	排水路改修工事 L≒3,000m

(4)小文間パイプライン整備負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区における小用水路は土堀水路であり、地形的に中だるみを生じているため、毎年の用水不足が生じているため改修工事を行うものである。これにより農業用水の反復利用と労力の軽減を図り、生産者の営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

小文間地区パイプライン整備事業の一環として行い、小用水への吐出し口までの整備に合わせ小用水(土堀水路)の改修工事を行うものである。平成 27 年度完成予定であり、総延長 L=1,940m の整備工事を行う。平成 26 年度においては、延長 L=490m を予定。

・事業費負担金 1,400,000 円(工事費)

[担当：農政課] P.168

2101 農道整備に要する経費 670,000 円 (273,000 円)

[一財 670,000 円]

○ 目的

山王西部地区土地改良事業で整備した耕作道路のうち、未舗装部分等の舗装工事を行い、快適な道路交通を確保する。

○ 内容

土地改良事業前の道路状況と同様にするため、アスファルト舗装工事を実施する。

6 商工費

1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P. 170

2001 商工業振興助成に要する経費 22,835,000 円 (22,575,000 円)

[その他 1,200,000 円 一財 21,635,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：駐車場使用料 1,200,000 円]

○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

○ 内容

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (1) 商店街活性化事業補助金 | 1,840,000 円 |
| ・商店街活性化事業補助金 8 団体 (一般公募採択分 1 団体) | 1,300,000 円 |
| ・駅周辺活性化事業補助金 3 団体 | 540,000 円 |
| (2) 商工会事業補助金 | 16,873,200 円 |
| ・取手市商工会職員の人件費 | |
| (3) とりで産業まつり補助金 | 3,000,000 円 |
| ・とりで産業まつり | |

開催地区	取手地区	藤代地区
期 日	平成 26 年 11 月予定	平成 26 年 9 月予定
場 所	取手利根川緑地運動公園	藤代地区商店会大通り
参加者	45,000 人見込み	10,000 人見込み

[担当：産業振興課] P. 170

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 95,536,000 円 (85,824,000 円)

[その他 37,009,000 円 一財 58,527,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：自治金融資金貸付金元利収入 37,009,000 円]

○ 目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○ 内容

取手市中小企業事業資金融資あっ旋制度

茨城県信用保証協会を公的保証人とすることで事業資金の借入を円滑にするとともに、市内金融機関に 1 年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。

また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

制 度	自 治 金 融		振 興 金 融	
内 容	1,000 万円	返済 7 年	2,000 万円	返済 7 年
保 証 料	年 0.45～1.9%（平均で 1.15% 10 万円で約 3,200 円）			

・保証料補助の内訳

制 度	金 額	備 考
自治金融	30,094,000 円	新規 253 件 21,373,440 円、過年度 435 件 8,720,640 円
振興金融	19,842,000 円	新規 57 件 12,038,400 円、過年度 140 件 7,802,880 円
計	49,936,000 円	自治金融・振興金融保証債務残高 3,852,635 円(1,048 件) ※平成 25 年 12 月末現在

・預託金、寄託金

制 度	金 額	備 考
自治金融預託金	35,000,000 円	市内金融機関 7 行に預託 (平成 26 年 10 月 15 日～平成 27 年 10 月 15 日)
損失補償寄託金	10,600,000 円	茨城県信用保証協会に寄託

[担当：産業振興課] P. 170

2701 中小企業育成事業に要する経費 1,000,000 円 (0)

[一財 1,000,000 円]

○ 目的

中小企業等が市の個性及び資源を活用し、新商品の開発、事業化その他の手法により地域ブランドを創造し、新たな事業活動を促進することを支援する。

○ 内容

産業振興チャレンジ支援事業補助金 1,000,000 円

中小企業等が新商品を開発するリスク等を軽減するため、事業費の 1/2(上限 100 万円)を助成し、事業者の開発意欲の促進、事業拡大など市内産業の振興を図る。

[担当：産業振興課] P. 171

2801 産業振興に要する経費 86,190,000 円 (64,283,000 円)

[一財 86,190,000 円]

○ 目的

市内経済活動の活性化のため、市内企業・事業所の振興策の強化を図る。また、市経済の発展及び雇用機会の拡大に結びつく企業・事業所の事業拡大に対し支援する。

○ 内容

産業活動支援条例に基づく奨励金 85,747,000 円 (63,724,000 円)

企業・事業所の事業拡大に対し、産業活動支援条例に基づき、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付し、地域経済の活性化を図る。

[担当：産業振興課] P. 171

2901 空き店舗活用事業に要する経費 2,200,000円(2,200,000円)

[一財 2,200,000円]

○目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○内容

空き店舗活用補助金 2,200,000円

項目	補助率	補助対象経費の上限額
店舗改修費	2分の1以内	100万円以内
店舗の賃借料	2分の1以内	月額5万円以内

1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P. 172

2001 労働対策に関する経費 2,159,000円(2,157,000円)

[その他 10,000円 一財 2,149,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000円]

○目的

利便性の高い市民サービスの向上を推進するため、平成19年10月開設の地域職業相談室(通称：取手市ふるさとハローワーク)において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。

○内容

施設(94.08㎡)を藤代庁舎2階に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

業務時間	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時		
主な業務	職業相談、職業紹介と求人情報の提供		
相談員	国3名	受付事務	市2名

[担当：下表のとおり] P. 172

25 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業に要する経費 22,770,000円
(21,800,000円)

[国・県 22,770,000円]

* 特財積算根拠

[県補：生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業補助金 22,770,000円]

○目的

被災地域において、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること及び若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性がある

り、将来的な事業の自立により雇用創出を図る。

○ 内容

(単位：円)

事業名	担当課	事業概要	雇用数	事業費
2501 買い物弱者支援事業に関する経費	産業振興課	既存スーパーの撤退、地元商店街の衰退、市民の高齢化に伴う潜在的な買い物弱者への買い物環境の改善を図るために市内に移動販売車を巡回する。	2人	8,230,000
2502 産業振興ICT推進事業に関する経費	産業振興課	フェイスブック等を活用し、あらゆる産業での取手ブランドを全国に発信するとともに市内事業者相互の参加による異業種間交流の促進。市物産品のインターネット販売「とりで本舗」や各種イベントでのPR販売による販路拡大を行い、市産業全体の活性化を図る。	3人	14,540,000

[担当：下表のとおり] P.173

27 震災等緊急雇用対応事業に要する経費 17,039,000円 新規

[国・県 16,975,000円 その他 64,000円]

* 特財積算根拠

[県補：震災等緊急雇用対応事業補助金 16,975,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分（震災等緊急雇用対応事業） 64,000円]

○ 目的

被災地において、被災求職者の一時的な雇用機会を創出することにより雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

○ 内容

(単位：円)

事業名	担当課	事業概要	雇用数	事業費
2701 産業振興震災対応事務補助事業に関する経費	産業振興課	震災以降行われてきた中小企業者支援制度や震災対応緊急雇用創出事業の事業期間が延長されたことによる窓口業務及び事務量増加に伴う人員不足解消のため臨時職員を雇用する。	1人	1,488,000
2702 道路施設管理事務事業に関する経費	管理課	市道及び道路施設等(街路灯、防犯灯)の台帳整理、窓口対応、その他管理事務全般。	2人	3,986,000

2703 市営住宅等施設整備事業に関する経費	管理課	市営住宅施設等の整備(草刈・補修・清掃等)。	2人	6,399,000
2704 市民税課税補助事業に関する経費	課税課	窓口業務、電話対応及び文書・書類の整理や郵便物の受取・整理並びに税務システムへのデータ入力やチェック作業を迅速・適正に行うため、臨時職員を雇用し市民サービスの向上を図る。	2人	2,334,000
2705 子育て支援事務効率化事業に関する経費	子育て支援課	臨時職員1名を雇用することで、被災者に雇用の場を提供し、子育て支援課の事務(保育所入退所・管理事務、児童相談システム入力作業、諸手当申請書受理ほか窓口事務全般)の効率化を図る。	1人	1,344,000
2706 農政事務補助事業に関する経費	農政課	福島第一原発事故により、県の指針及び市独自に実施する米や農産物等の放射性物質検査に伴う事務量増加のため。	1人	1,488,000

1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当：産業振興課] P.175

2001 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 26,807,000円
(9,986,000円)

[地方債 11,500,000円 その他 4,873,000円 一財 10,434,000円]

* 特財積算根拠

[市債：働く婦人の家・勤労青少年ホーム整備事業債 15,444,000円×75%≒11,500,000円]

[使用料：働く婦人の家・勤労青少年ホーム使用料 840,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,944,000円]

[諸収入：コピー使用料 84,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000円]

○ 目的

利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

働く婦人の家の適切な維持管理を行う。主な経費は一般職非常勤報酬、需用費、委託料、工事請負費等であり、工事請負費では施設の防水改修・シーリング工事を行う。

- ・一般職非常勤報酬 2,958,000円
- ・需用費 4,305,000円 (光熱水費、修繕料、他)
- ・委託料 3,589,000円 (施設の清掃管理委託、夜間管理委託、他)
- ・工事請負費 15,444,000円 (働く婦人の家・勤労青少年ホーム改修工事)

[担当：産業振興課] P. 176

2101 働く婦人の家・勤労青少年ホーム活動に要する経費 802,000円(800,000円)

[その他 421,000円 一財 381,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：講座参加個人負担金 421,000円]

○ 目的

働く婦人及び勤労青少年の福祉の促進と健全な育成を図る。

○ 内容

主催講座実施予定

講座名	開催回数	参加人数見込 (延べ人数)
簿記(2級)	40回	600人
簿記(3級)	18回	270人
しめ飾り	1回	30人

1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P. 177

2001 消費生活対策に要する経費 8,039,000円(7,528,000円)

[国・県 1,818,000円 その他 27,000円 一財 6,194,000円]

* 特財積算根拠

[県補：消費者行政活性化基金事業費補助金 1,818,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 27,000円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1)消費生活展委託料 650,000円

一般消費者を対象として、消費者問題を多面的かつ具体的に取り上げ、問題を提起し、その解決方法について参加者に対し啓発していくイベントである。

(2)消費生活センター業務

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ、多重債務者からの相談を受け付け、相談に対する助言・斡旋・情報提供の処理解決を行い、消費者保護に努めるとともに消費者被害の未然防止を図る。

業務日	月曜日～金曜日
業務時間	午前9時～午後4時30分
相談員数	3人

1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P. 178

2001 観光事業に要する経費 31,058,000円 (30,458,000円)

[一財 31,058,000円]

○ 目的

取手市を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

○ 内容

(1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000円

(2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 550,000円

(3) 市観光協会補助金 30,130,000円

イベント名	実施予定期日	場 所	参加者見込み
第37回こども天国	平成26年4月29日	取手利根川 緑地運動公園	10,000人
第61回とりで利根川大花火	平成26年8月中旬	取手利根川 緑地運動公園	100,000人
第48回とりで利根川 たこあげ大会	平成27年1月	取手利根川 緑地運動公園	4,700人
第45回とりで利根川 どんどまつり	平成27年1月	取手利根川 緑地運動公園	2,500人
第2回とりで観光フォトコンテスト	平成27年2月中旬	ふじしろ図書館	—
第11回桜ライトアップ事業	平成27年3月下旬	老人福祉センター 「さくら荘」	—

7 土木費

1 土木管理費 1 土木総務費

[担当：管理課] P. 180

2501 道路管理に要する経費 21,336,000円 (19,267,000円)

[その他 6,019,000円 一財 15,317,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 130,000円]

[使用料：法定外公共物使用料 5,867,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 22,000円]

○ 目的

住民の利便性と道路行政の向上を図る。

○ 内容

道路の認定・廃止及び道路改良工事等により、市道に変更が生じた箇所について道路台帳の調書・図面を加除し、最新の状況で管理する。

委託料	道路台帳整備委託料	14,056,000円
	草枝処分委託料	250,000円
使用料及び賃借料	道路排水管敷地借上料	273,000円
	公用車リース料	259,000円
	取手駅西口歩行者デッキ敷地借上料	500,000円
その他の経費	非常勤職員報酬・共済費等	5,422,000円
	需用費(石杭・プレート他)	558,000円
	土木作業講習会負担金	18,000円

2 道路橋りょう費 1 道路橋りょう総務費

[担当：管理課] P. 181

2101 街路灯の維持管理に要する経費 55,306,000円 (49,639,000円)

[その他 21,900,000円 一財 33,406,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 21,900,000円]

○ 目的

道路の交通安全及び防犯のために、街路灯の設置及び維持管理をする。

○ 内容

市内全域の街路灯について維持管理を行う。老朽化したポールの取替えを50本予定している。また新規要望分として30本を新たに設置する。

需用費	光熱水費	35,837,000 円
	修繕料	2,101,000 円
委託料	街路灯管理システム保守点検委託料	324,000 円
使用料及び賃借料	LED 防犯灯リース料	14,765,000 円
工事請負費	街路灯設置工事	1,307,000 円
備品購入費	街路灯用ポール	972,000 円

[担当：管理課] P.182

2201 小堀路線バス運行に要する経費 16,903,000 円 (16,423,000 円)

[一財 16,903,000 円]

○ 目的

小堀地区の交通手段であった渡船が観光船としての運営に変わったことに伴い、通勤通学等に支障がでるため定期循環バスを運行し小堀地区の利便性・安全性を図る。

○ 内容

小堀地区住民の通勤通学の利便を図るため、午前 6 時より午後 9 時まで 1 時間間隔で運行する。朝夕については、増便し 30 分間隔で運行する。

委託料	小堀路線バス運行事業委託料	16,800,000 円
	草刈及び清掃委託料	103,000 円

2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P.183

2001 道路維持補修に要する経費 194,542,000 円 (169,528,000 円)

[国・県 5,500,000 円 その他 9,497,000 円 一財 179,545,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(インフラ老朽化対策分) 10,000,000 円×55%=5,500,000 円]

[使用料：道路使用料 9,460,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 37,000 円]

○ 目的

市管理の道路を安全・快適に利用できるように陥没・舗装・側溝の修繕等を行う。また、橋梁や道路施設の点検を実施し修繕を計画的に行うことを目指す。

○ 内容

部分的な補修等については原材料を購入し職員で対応し、抜本的な補修及び緊急を要する箇所については専門業者に依頼する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋梁や道路施設においては、点検を実施し緊急性のある橋梁や道路施設についての修繕

を実施していく。

需用費	修繕料	25,000,000円
委託料	道路清掃委託料	33,654,000円
	街路樹管理委託料	33,000,000円
	街路樹消毒委託料	2,000,000円
	道路草刈委託料	27,616,000円
	樹木伐採委託料	1,000,000円
	取手駅東西口駅前広場及び	
	ギャラリーロード清掃委託料	7,614,000円
	一里塚ロードパーク及び戸頭駅前清掃委託料	357,000円
	エレベーター及びエスカレーター点検委託料	9,577,000円
	エレベーター及びエスカレーター設備清掃委託料	1,000,000円
	取手駅西口歩行者デッキ清掃委託料	5,152,000円
	藤代駅自由通路清掃委託料	856,000円
	藤代駅自由通路電気工作物保安管理業務委託料	169,000円
	道路排水用ポンプアップ施設点検委託料	1,001,000円
	車両及び産業廃棄物処理委託料	1,000,000円
	防鳥ネット設置及び撤去委託料	1,977,000円
	道路施設点検委託料	12,129,000円
	橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料	1,500,000円
使用料及び賃借料	敷地借上料	1,967,000円
	公用車リース料	1,289,000円
	機械借上料	50,000円
原材料費	道路舗装及び補修材料	18,000,000円
その他の経費	非常勤職員報酬等	8,634,000円

[担当：道路課] P.184

26 道路維持に要する経費 70,773,000円 (0円)

[国・県 23,800,000円 地方債 36,500,000円 一財 10,473,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(まちづくり交付金分)]

59,500,000円×40%= 23,800,000円]

[市債：合併特例債 (62,327,000円-23,800,000円)×95%≒36,500,000円]

○ 目的

道路施設の維持事業を実施する。

○ 内容

前年に続きふれあい道路の維持工事を実施する。また西一丁目地区のアスファルト路面の凹凸及びマンホールと路面間の段差解消等をすすめる振動対策詳細設計等を実施する。

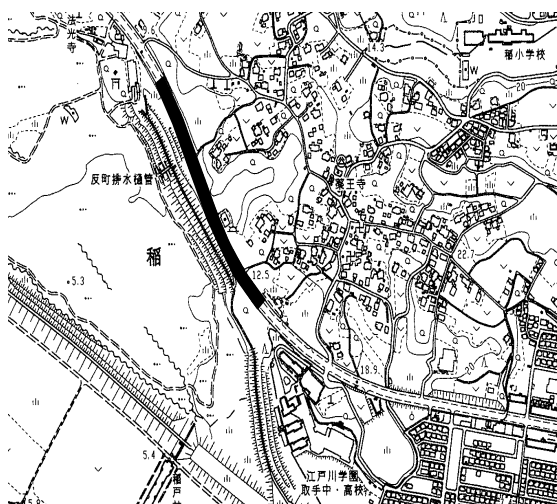
事業費・内容等は下記のとおり。

道路維持事業一覧

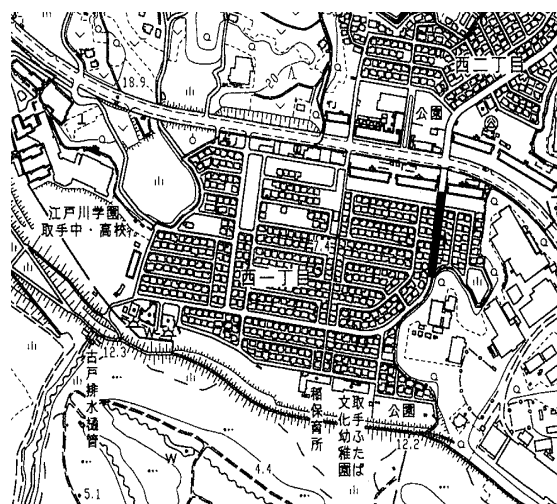
(単位：円)

事業名	事業費	事業内容	
2602 ふれあい道路 (市道 0106 号線)	60,588,000	維持工事 L=410m	60,588,000
2603 西一・二丁目 (市道 2548 号線他)	10,185,000	道路対策設計業務委託	1,739,000
		地質調査業務委託	4,655,000
		振動測定解析業務委託	3,791,000

ふれあい道路(市道 0106 号線)



西一丁目(市道 2581 号線)



2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路課] P. 185

20 道路改良に要する経費 192,347,000 円 (111,601,000 円)

[国・県 7,700,000 円 地方債 174,500,000 円 その他 100,000 円 一財 10,047,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 14,000,000 円×55%=7,700,000 円]

[市債：合併特例債 (191,763,000 円-7,800,000 円)×95%=174,500,000 円]

[諸収入：市道 0130 号線市道改良工事負担金 400,000 円×25%=100,000 円]

○ 目的

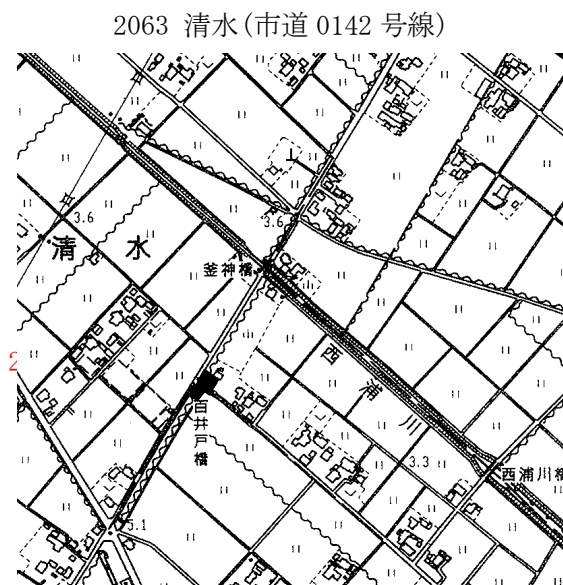
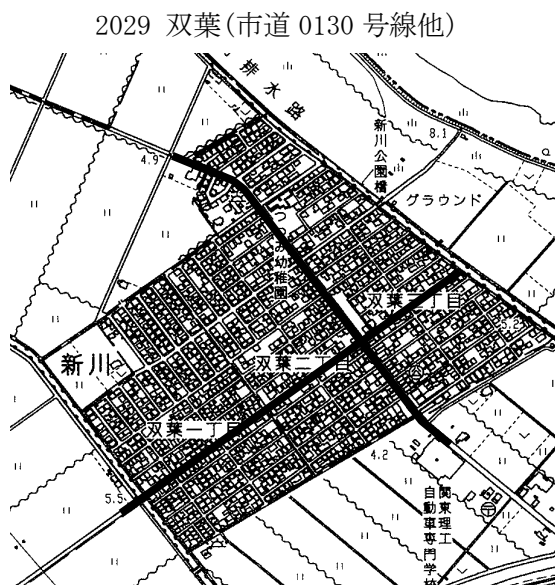
生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の救急車両の通過や交通の利便性を図る。

○ 内容

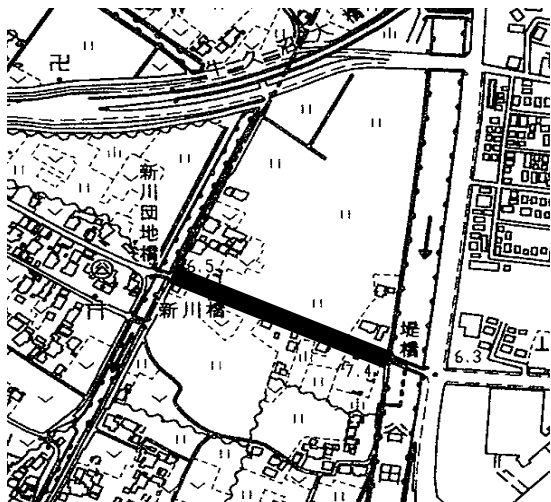
道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位：円)

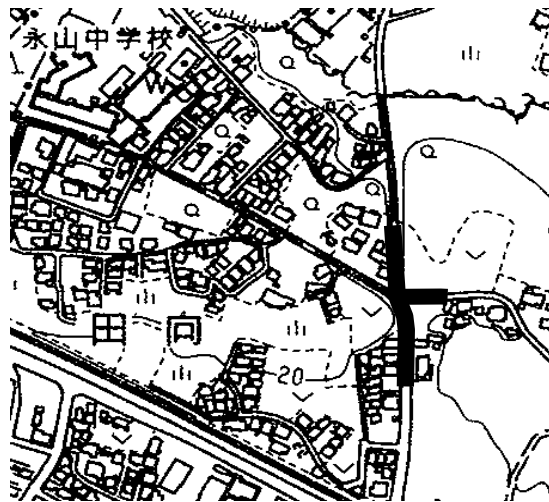
事業名	事業費	事業内容
2029 双葉 (市道 0130 号線他)	34,141,000	改良工事 25,046,000 L=800m 測量設計委託 4,148,000 用地測量委託 4,947,000
2063 清水 (市道 0142 号線)	13,000,000	改良工事 12,416,000 家屋調査委託 584,000
2065 新川 (市道 0130 号線)	70,373,000	改良工事 70,373,000 L=240m
2078 野々井陣屋原 (市道 0103 号線)	35,708,000	改良工事 35,208,000 L=170m W=6.2m 補償費 500,000
2093 藤代箕輪前 (市道 0222 号線)	39,125,000	改良工事 37,725,000 L=200m W=8.0m 補償費 1,400,000



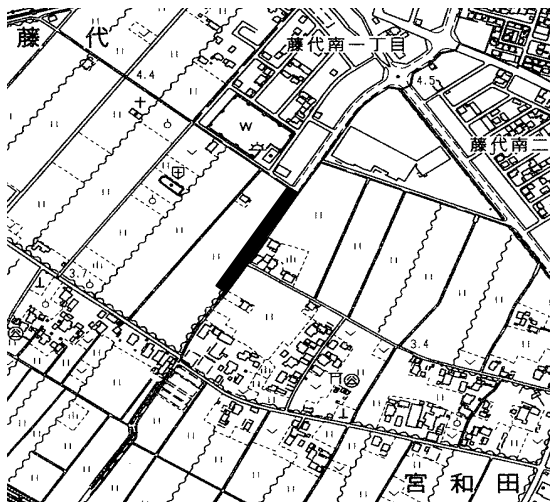
2065 新川(市道 0130 号線)



2078 野々井陣屋原(市道 0103 号線)



2093 藤代箕輪前(市道 0222 号線)



[担当：道路課] P. 186

25 通学路整備に要する経費 16,481,000円 新規

[国・県 8,800,000円 地方債 7,200,000円 一財 481,000円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 16,000,000円×55%=8,800,000円]

[市債：合併特例債 (16,481,000円-8,800,000円)×95%=7,200,000円]

○ 目的

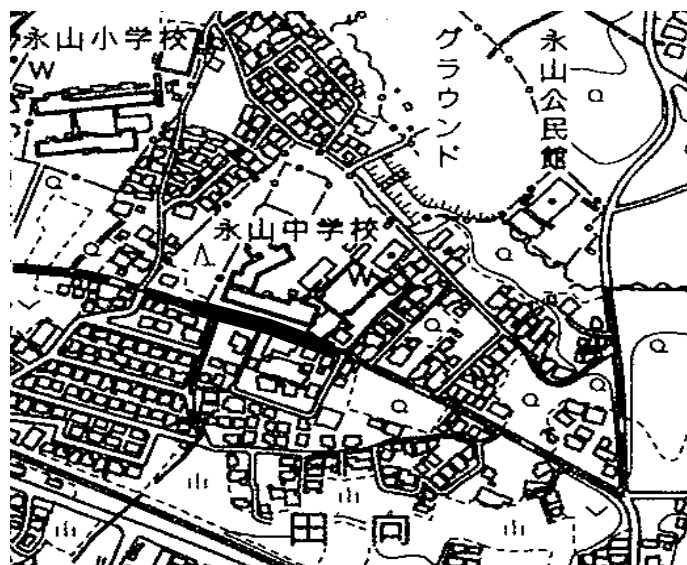
小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

○ 内容

永山地区の通学路整備事業を実施する。

歩道新設工事 L=92m W=2.2m

2505 下高井田向(市道 0104 号線)



3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P. 187

0501 都市計画事務に要する経費 13,956,000 円 (13,532,000 円)

[その他 762,000 円 一財 13,194,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：屋外広告物許可申請手数料 569,000 円]

[手数料：証明手数料 1,000 円]

[諸収入：都市計画図売却代 192,000 円]

○ 目的

市の上位計画において、桑原地区は、国道 6 号線と都市計画道路 3・4・3 号線が交差する道路交通網が結節する地点であることから、新たな活力・雇用創出と都市の一体性の確立をめざし、新市街地に編入する区域に位置付けている。市街化区域に編入するためには、人口・産業の動向、都市的土地利用の現況及び将来需要を勘案する必要があることから、商業・産業拠点としての土地利用を図るため、市街化区域への編入に向けた作業を実施する。

また藤代駅北口周辺地区は、取手駅周辺地区と並ぶ役割を担っており、交通結節拠点としての機能充実に向け計画を策定する。

○ 内容

都市計画の見直しに向けた調査を経て、今年度は桑原地区の市街化区域編入に係る、国県との都市計画変更調書の原案を策定する。

また藤代駅北口周辺地区は、都市計画道路や交通広場が位置付けられているものの、整備未着手となっており道路管理者である県と協議を進め、整備に向けた計画を策定する。

都市計画見直し策定業務委託	8,090,000円
藤代駅北口周辺地区整備計画策定業務委託	4,977,000円
その他の経費	889,000円

[担当：都市計画課] P.188

0701 分庁舎の管理に要する経費（うちエレベーター整備） 49,600,000円 新規

[地方債 47,100,000円 その他 2,500,000円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 49,600,000円×95%≒47,100,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,500,000円]

○ 目的

分庁舎は平成25年4月より本格運用を開始し、都市整備部、青少年センター及び災害用備蓄倉庫機能を有しているが、既存建物を改修利活用したためバリアフリー化に対応していない状況にある。今年度はエレベーター設備を整備し、分庁舎をバリアフリー化することにより一層の利便性向上を図るものである。

○ 内容

分庁舎にエレベーター1基を整備し、都市整備部、青少年センター及び災害用備蓄倉庫への導線をバリアフリー化する。

エレベーター整備工事設計委託	2,800,000円
エレベーター整備工事監理委託	1,800,000円
エレベーター整備工事	45,000,000円

[担当：都市計画課] P.189

2501 都市交通政策の推進に要する経費 85,564,000円（77,463,000円）

[国・県 1,400,000円 その他 1,900,000円 一財 82,264,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（まちづくり交付金分）3,520,800円×40%≒1,400,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,900,000円]

○ 目的

公共交通空白地域の住民に対して移動手段の確保、また、高齢者等の交通弱者への外出（公共公益施設利用、通院、買物等）の利便性を図るため、コミュニティバスの運行を行うものである。

また、路線バスにおいては、市民の公共公益施設への交通アクセスを確保するとともに、複数市町村間の広域的・幹線的な移動手段を確保するため、運行するバス路線に補助をするものである。

○ 内容

コミュニティバスは市内 6 路線を運行しているが、今年度は、年々増加している修繕費の削減及び利用者に対する安全性を確保するため、昨年に引き続き、バス車両 1 台の入れ替えを行う。

路線バスにおいてはバス運行事業者に対し、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを經由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部について補助し、また、取手駅や藤代駅を発着として複数市町村間を運行する 3 路線について、補助対象経費に対して国 1/2、県 1/4、沿線市町村は 1/4 の額に、営業キロ数の比率で案分した金額の負担を行う。

また、平成 24 年 12 月に供用開始した取手駅東口のバス停に、バスシェルター及びベンチを設置するための工事を実施する。

コミュニティバス運行経費補償金	67,847,000 円
コミュニティバス使用料	4,076,000 円
路線バス運行事業負担金	2,616,000 円
路線バス運行事業補助金	7,200,000 円
取手駅東口駅前広場バス停設備整備工事	3,521,000 円
その他の経費	304,000 円

[担当：都市計画課] P. 190

2601 交通バリアフリー推進に要する経費 950,000 円 (0 円)

[一財 950,000 円]

○ 目的

子どもや妊婦、高齢者等の移動の利便性や安全性を向上させることを目的に、ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、国、県、沿線市町と協調して補助金を交付する。

○ 内容

取手市公共交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき、ノンステップバス車両と通常車両の購入価格との差額分が補助対象となり、国が 1/2、県と沿線市町がそれぞれ 1/4 を補助する。沿線市町分は、系統キロ数と運行便数で案分する。

ノンステップバス購入費補助金 950,000 円

3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P. 191

1001 建築審査会に要する経費 258,000 円 (258,000 円)

[その他 258,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：建築許可手数料 258,000 円]

○ 目的

建築基準法に基づく特定行政庁の諮問機関として、様々な基準法上の案件について審議を行い、その審議結果を特定行政庁に答申する。

○ 内容

建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

[担当：建築指導課] P. 192

1101 旅館等建築審査会に要する経費 47,000円 (47,000円)

[その他 47,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：建築許可手数料 47,000円]

○ 目的

取手市ラブホテル建築規制に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関であり、条例に基づく案件を審議し、その審議結果を市長に答申する。

○ 内容

条例に基づき申請された建築計画が、ラブホテルの建築に該当するかどうかを審議し、市長に答申する。

[担当：建築指導課] P. 192

2001 狭あい道路拡幅事業に要する経費 2,300,000円 (2,300,000円)

[その他 2,300,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：建築確認等手数料 100,000円]

[手数料：建築完了検査手数料 1,070,000円]

[手数料：工作物確認手数料 140,000円]

[手数料：工作物完了検査手数料 207,000円]

[手数料：建築許可手数料 706,000円]

[手数料：建築認定手数料 77,000円]

(1) 狭あい道路拡幅整備促進補助金 900,000円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、既存塀等の撤去及び再築造費用を市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の撤去及び再築造の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
狭あい道路拡幅整備促進補助	解体 6件	300,000円
	再築造 6件	600,000円
計	12件	900,000円

(2) 建築行為等に係る分筆測量補助金 1,400,000円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、後退部分を分筆して道路とするために市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の地目替及び寄付の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
建築行為等に係る分筆測量補助金	分筆地目替 1件	50,000円
	分筆寄付 9件	1,350,000円
計	10件	1,400,000円

[担当：建築指導課] P.192

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 1,756,000円 (0円)

[国・県 1,013,000円 一財 743,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）

756,000円×50%=378,000円]

[国補：社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分） 1,000,000円×50%=500,000円]

[県補：木造住宅耐震診断費補助金 135,000円]

○ 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図り、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

○ 内容

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助の件数は次のとおり。

名 称	件 数	金 額
木造住宅耐震診断	20 件	756,000 円
木造住宅耐震補強補助	耐震補強計画 4 件	400,000 円
	耐震補強工事 2 件	600,000 円
計	26 件	1,756,000 円

3 都市計画費 3 地籍調査費

[担当：管理課] P.192

2001 地籍調査事業に要する経費 8,826,000 円 (2,086,000 円)

[国・県 3,825,000 円 一財 5,001,000 円]

* 特財積算根拠

[県負：地籍調査費負担金 負担対象基準額 5,100,000 円×75%=3,825,000 円]

○ 目的

一筆地ごとの土地について、地番、地目、所有者、境界を調査・確認し面積を測定して地籍図と地籍簿を作成し、土地に関するあらゆる施策の基礎となる土地の実態を明らかにする。

○ 内容

(1) 台宿〔Ⅲ〕地区について実施する測量については、多角点測量・細部測量及び現地調査を実施する。

台宿〔Ⅲ〕地区

実施区域 台宿一丁目、台宿二丁目の各一部

実施面積 0.08k m²

調査筆数 357 筆

台宿〔Ⅲ〕地区測量業務委託費 6,100,000 円(負担金対象経費 6,100,000 円)

(2) 訂正申し出等に伴う修正測量業務委託

閲覧等に伴う誤り等訂正申し出があり、境界点の変更に伴う成果の修正が必要となった場合に、測量及び成果の修正作業を実施する。

訂正申し出等に伴う修正測量業務委託料 400,000 円

地籍調査実施区域



3 都市計画費 4 土地区画整理費

[担当：道路課] P.194

2101 都市計画道路 3・2・40 号下高井・野々井線に要する経費 15,443,000 円
(13,365,000 円)

[地方債 11,500,000 円 一財 3,943,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：住宅宅地関連公共施設整備促進事業債 15,443,000 円×75%≒11,500,000 円]

○ 目的

取手市の西部地区の東西軸 3 路線(都市計画道路 3・4・5 号新道みずき野線、国道 294 号、常総ふれあい道路)を結ぶ南北軸道路として整備されネットワークが形成できた。平成 22 年度にゆめみ野まち開きに合わせ一部供用がなされている。今年度は国道 294 号以北の土地開発公社先行取得地の買戻しをする。

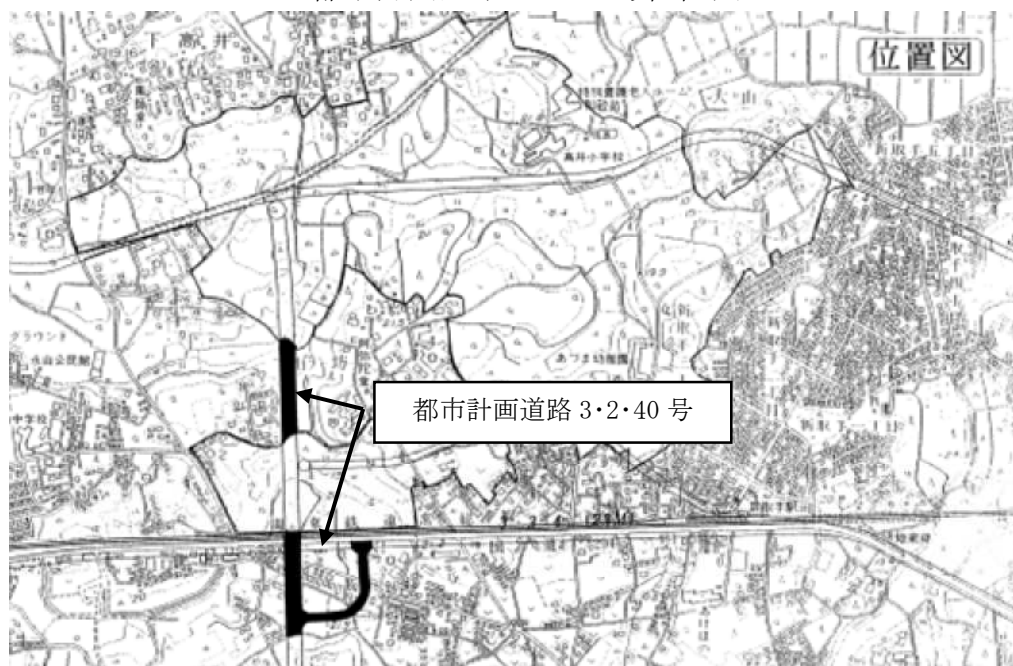
○ 内容

本年度の事業費、整備内容等は下記のとおり。

(1) 用地取得

- ・面 積：740.03 m²
- ・金 額：15,443,000 円

都市計画道路 3・2・40 号位置図



3 都市計画費 5 街路事業費

[担当：道路課] P.196

2004 都市計画道路 3・4・3 号上新町環状線に要する経費（井野工区）

155,787,000 円 (170,600,000 円)

[国・県 53,600,000 円 地方債 89,300,000 円 一財 12,887,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(まちづくり交付金分)

134,000,000 円×40%=53,600,000 円]

[市債：合併特例債 (142,707,000 円－48,605,000 円)×95%≒89,300,000 円]

○ 目的

都市計画道路 3・4・3 号上新町環状線(井野工区)は寺田工区の延長路線であり、当路線を整備することにより環状線としての役割を果たし、国道 6 号、294 号の南北、東西の交通分散を図り中心市街地の混雑緩和とともに、市民生活の住環境の向上を図るものである。

○ 内容

本年度の事業費、整備内容等は下記のとおり。

(1) 委託料

・道路台帳作成業務委託(井野・桑原・県道交差点) 12,939,000 円

(2) 工事

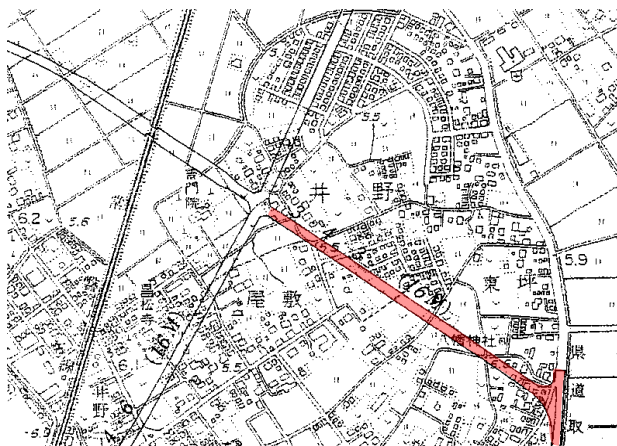
・道路改良工事 121,513,000 円

・道路付帯工事 21,194,000 円

(3)負担金, 補助及び交付金

・下水道受益者負担金 141,000 円

井野工区位置図



桑原工区位置図



[担当：道路課] P.196

2101 都市計画道路 3・4・7号取手東口・城根線に要する経費

23,501,000 円 (15,414,000 円)

[地方債 7,500,000 円 一財 16,001,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 7,938,000 円×95%≒7,500,000 円]

○ 目的

当該都市計画道路は取手駅東口土地区画整理事業及び都市計画道路 3・4・7号台宿工区と整備を進め取手駅東口から県道白山前取手線との交差点までの区間は完成形で整備されているが、交差点から井野団地方面の事業認可区間が未整備の状況であるため、整備を推進するものである。

○ 内容

本年度の事業費、整備内容等は下記のとおり。

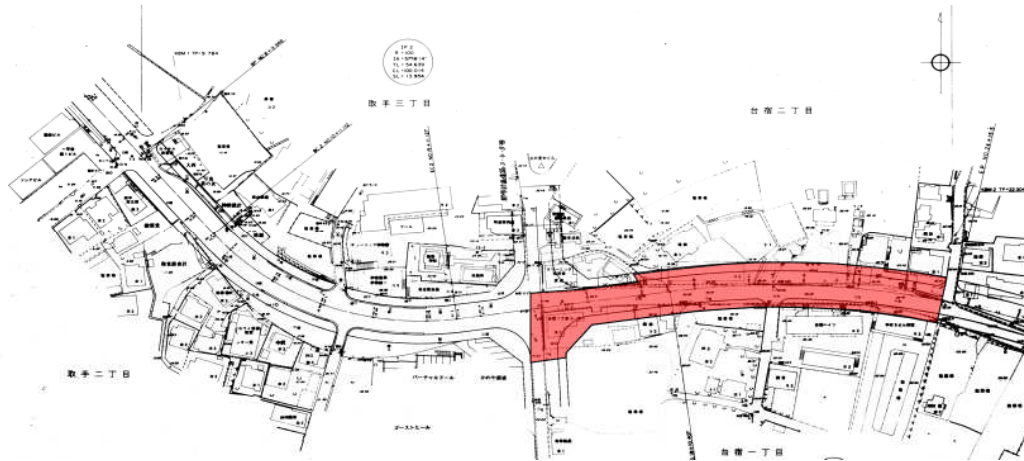
(1) 委託料

・補償調査算定業務委託 7,938,000 円

(2) 工事

・道路改良工事 15,563,000 円

都市計画道路 3・4・7 号位置図



3 都市計画費 6 都市排水費

[担当：排水対策課・管理課] P. 197

2001 排水路の維持管理に要する経費 47,983,000 円 (39,831,000 円)

[その他 1,622,000 円 一財 46,361,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,600,000 円]

[諸収入：雇用保険本人負担分 22,000 円]

○ 目的

道路冠水や宅地への浸水被害を解消するため、既存排水施設を良好な状況に保つことを目的とする。

○ 内容

市内の雨水幹線や既設水路、協定水路の除草・清掃、雨水調整池の除草・清掃、排水ポンプ施設の点検及び修繕を実施する。

需用費	消耗品費	150,000 円
	燃料費	19,000 円
	光熱水費	8,949,000 円
修繕料	緊急対応修繕	2,913,000 円
役務費	双葉ポンプ場緊急電話使用料	62,000 円
	双葉第 1 ポンプ場火災保険料	7,000 円
	水路災害保険料	214,000 円
委託料	水路草刈委託料	2,281,000 円
	雨水調整池清掃委託料	3,086,000 円
	電気保安委託料	312,000 円

	排水路清掃委託料	15,639,000円
	排水用ポンプアップ施設点検委託料	6,652,000円
	一般廃棄物処理委託料	200,000円
使用料及び賃借料	排水管敷地借上料	193,000円
工事請負費	排水施設改修工事	1,880,000円
原材料費	都市下水路補修材	100,000円

[担当：排水対策課] P. 198

2101 樋管の維持管理に要する経費 20,946,000円 (16,221,000円)

[その他 3,887,000円 一財 17,059,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,400,000円]

[諸収入：樋管管理業務受託収入 1,487,000円]

○ 目的

雨水排水を河川(利根川・小貝川)に放流しているため、樋管及び排水機場の機能を良好にし、安全性を保つことを目的とする。

○ 内容

排水樋管・樋管ゲート・排水機場の維持管理及び樋管ゲートの操作委託を実施する。

需用費	消耗品費	2,000円
	燃料費	20,000円
	光熱水費	2,611,000円
	修繕料	4,494,000円
役務費	古戸排水機場天井クレーン法定点検	52,000円
	樋管操作員保険料	382,000円
委託料	樋管管理委託料	3,474,000円
	排水機場沈砂池浚渫委託料	2,000,000円
	電気保安委託料	585,000円
	排水機場施設点検委託料	4,509,000円
使用料及び賃借料	古戸排水機場公共下水道使用料	13,000円
工事請負費	排水施設改修工事	2,741,000円
負担金、補助及び交付金		
	我湖排水機場維持管理負担金	63,000円

[担当：排水対策課] P. 199

27 都市排水整備に要する経費 100,767,000円 (198,639,000円)

[地方債 89,400,000円 一財 11,367,000円]

* 特財積算根拠

[市債：都市排水路整備事業債 11,000,000 円×75%≒8,200,000 円]

[市債：合併特例債 85,695,000 円×95%≒81,200,000 円]

○ 目的

雨水幹線排水路整備を行い、雨水による浸水被害をなくし居住環境の向上の拡大を図る。

○ 内容

今年度は、野々井地区・藤代地区及び新取手 3 丁目地区の雨水排水整備と、稲雨水幹線整備に伴う茨城県への整備負担金、野々井大門地区の雨水排水整備に伴う設計委託や、藤代地区の雨水排水整備工事に伴う家屋事後調査を行うものである。併せて敷地内雨水の流出を抑制するため雨水浸透の施設設置費用の一部を助成するものである。

都市排水整備事業一覧

(単位：円)

事業名	事業費	事業内容
2720 稲雨水幹線	13,409,000	雨水幹線整備負担金 13,409,000 (茨城県) ・φ800 L=48.0m
2724 野々井地区雨水排水	34,560,000	家屋事前調査委託料 2,160,000 雨水排水工事 30,240,000 ・U字溝 600x900~2000 L=290.0m ・VUφ600 L=147.0m 補償費(ガス移設費) 2,160,000
2751 雨水排水流出抑制対策事業	345,000	浸透枳・浸透地下埋設管設置助成金 1~4号施設：7件 345,000
2756 藤代地区雨水排水	11,000,000	雨水排水工事 10,000,000 ・U字溝 300x300~500 L=65.0m ・ボックスカルバート 300x300 L=15.0m 補償費(ガス移設費) 1,000,000
2757 藤代 1 号雨水排水	1,048,000	家屋事後調査委託料 648,000 補償費 400,000
2767 新取手三丁目雨水排水	25,209,000	家屋事前調査委託料 519,000 雨水排水工事 20,650,000 ・U字溝 300x300~1100 L=193.0m 補償費(ガス移設費) 4,040,000
2768 野々井大門地区雨水排水	15,196,000	雨水排水整備負担金 15,196,000 (下水道組合)

2720 稲雨水幹線



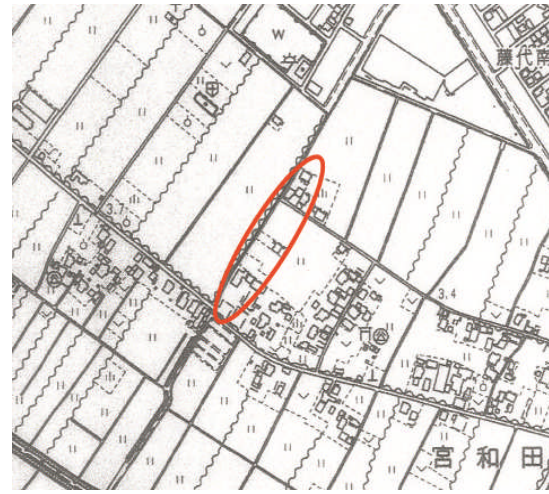
2724 野々井地区雨水排水



2756 藤代地区雨水排水



2757 藤代1号雨水排水



2767 新取手三丁目雨水排水



2768 野々井大門地区雨水排水



3 都市計画費 7 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P. 200

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,690,000,000円(1,730,000,000円)

[一財 1,690,000,000円]

○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による住環境の改善や公共水域の水質保全を図る。

○ 内容

- ・汚泥棟耐震補強設計委託
- ・汚泥重力濃縮設備、水処理施設電気設備長寿命化設計委託
- ・枝線管渠工事
北部4号汚水幹線・高須ポンプ場機械設備建築工事・管路更生工事等
- ・枝線函渠工事 面積 28.47ha
整備区域(本郷・戸頭・東・駒場・白山・中原・井野台・米ノ井・小文間・上萱場・
櫛木・谷中・宮和田)

3 都市計画費 8 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P. 202

2201 保存緑地・保存樹木等に要する経費 709,000円(1,229,000円)

[その他 709,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 709,000円]

○ 目的

貴重な緑地及び樹木等を条例に基づいて指定し、その所有者に管理費用として助成金を支給することにより、緑の保全を図る。

○ 内容

報償費

巨木・名木めぐりツアー講師謝礼 15,000円

委託料

保存緑地・保存樹木等標注作成業務委託料 233,000円

負担金、補助及び交付金

保存緑地・保存樹木等助成金 461,000円

(内訳)

- ・保存樹木 82本(2,700円/本) 221,000円
- ・保存緑地 17箇所20件(9円/㎡、上限9,000円) 164,000円
- ・保存樹林 5箇所(180円/m、上限18,000円) 76,000円

[担当：水とみどりの課] P. 202

2301 取手駅西口緑地花壇管理に要する経費 602,000円(587,000円)

[その他 540,000円 一財 62,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 540,000円]

○ 目的

取手駅西口のデッキ及びロータリーの緑地と花壇を適正に管理することにより、緑化の推進と環境の美化を図る。

○ 内容

需用費 62,000円

取手駅西口緑地花壇管理委託料 540,000円

[担当：水とみどりの課] P. 202

2401 市民緑地整備に要する経費 461,000円(450,000円)

[その他 21,000円 一財 440,000円]

* 特財積算根拠

[財産収入：みどりの基金利子 21,000円]

○ 目的

あけぼの市民緑地を適正に管理することにより、緑を保全し、市民の憩いの場としての機能を維持する。

○ 内容

あけぼの市民緑地管理委託料 461,000円

[担当：水とみどりの課] P. 203

2501 緑化推進に要する経費 800,000円(800,000円)

[その他 800,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 800,000円]

○ 目的

緑化推進のための様々な事業を実施することにより、緑化の推進及び緑化に対する市民の意識高揚を図る。

○ 内容

例年同様、緑の募金、苗木や花鉢の配布、緑化ボランティアへの支援等を行う。

また、募金交付金による学校緑化事業を推進する。

取手市緑化推進委員会への緑化推進事業委託料 800,000円

[担当：水とみどりの課] P. 203

2701 公園維持管理に要する経費 100,585,000円 (113,932,000円)

[その他 6,236,000円 一財 94,349,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：公園施設使用料 5,117,000円]

[使用料：公園施設占用料 751,000円]

[使用料：公園敷地使用料 7,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 57,000円]

[諸収入：資源物売却代 19,000円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 172,000円]

[諸収入：自動販売機電気料 113,000円]

○ 目的

公園及び公園内の運動施設の維持管理、施設の修繕を行い、利用者にとって良好な状態に保ち、公園の快適性及び安全性の向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定、草刈り、公園施設の修繕を実施する。(公園数 224ヶ所)

報酬	11,298,000円
共済費	1,830,000円
旅費	196,000円
需用費	19,415,000円
役務費	7,000円
委託料	
公園内樹木伐採委託料	600,000円
取手緑地運動公園・とがしら公園 及び他公園管理委託料	26,415,000円
公園内樹木消毒委託料	120,000円
公園美化業務委託料	2,740,000円
下高井地区緑地管理業務委託料	508,000円
自治会公園管理委託料	6,342,000円
水の公園管理委託料	264,000円
公園管理及びトイレ清掃委託料	5,406,000円
下高井近隣公園管理委託料	4,300,000円
公園遊具定期点検委託料	1,750,000円
公園排水ポンプ定期点検業務委託料	573,000円
有料施設利用受付業務委託料	46,000円
浄化槽清掃点検委託料	150,000円

自家用電気工作物保安業務委託料	98,000 円
小貝川緑地管理委託料	4,968,000 円
藤代地区他公園管理委託料	5,465,000 円
産業廃棄物処理委託料	65,000 円
水と緑と祭りの広場内池清掃業務委託料	314,000 円
使用料及び賃借料	
公園管理用機械借上料	230,000 円
公園敷地借上料	4,846,000 円
下水道使用料	240,000 円
工事請負費	
街路灯撤去工事	940,000 円
原材料費	
公園用資材代	1,296,000 円
負担金、補助金及び交付金	
高井城址公園守谷土地改良区雨水排水負担金	163,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 205

2902 向原公園整備事業 21,287,000 円 新規

[地方債 15,900,000 円 その他 5,387,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：向原公園整備事業債 21,287,000 円×75%≒15,900,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 5,387,000 円]

○ 目的

国土交通省による利根川築堤事業に伴い、向原緑地公園にあるゲートボール場を事業用地として売却するため、代替のゲートボール場を向原公園内に建設するものである。また、向原公園の全天候テニスコートの表面の劣化が激しいため、1面を人口芝テニスコートに改修するものである。

○ 内容

向原公園ゲートボール場整備工事 3,186,000 円

向原公園テニスコート改修工事 18,101,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 205

2908 市民と協働による公園整備事業 6,124,000 円 (1,700,000 円)

[その他 5,500,000 円 一財 624,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 5,500,000 円]

○ 目的

藤代駅南口 2 号公園については、区画整理事業の完了(平成 17 年 5 月 20 日換地処分)から 8 年を経過し、公園周辺も住宅が増え人口も多くなり、地元、南町町会からも公園の早期整備の要望が上がっているため、今年度から整備に着手する。地域住民の要望を考慮した公園の整備を目的とし、協働による地域に密着した公園を目指す。

○ 内容

紫水公園は平成 25 年度に整備した園路の残区間を整備して公園の充実を図る。また、藤代駅南口 2 号公園は外構工事の一部を実施する。

[担当：水とみどりの課] P. 205

3301 水辺利用推進に要する経費 2,432,000 円 (2,358,000 円)

[一財 2,432,000 円]

○ 目的

利根川河川敷等の水辺を、広く市民が利用できるよう保全・整備するとともに、イベントの開催等により、河川についての市民意識の高揚を図る。

また、小貝川河川敷の水辺において活動を行っているボランティア団体への補助を行う。

○ 内容

需用費		60,000 円
役務費	賠償保険料	14,000 円
委託料	とりで利根川河川まつり	1,500,000 円
	レンタサイクル管理業務	458,000 円
負担金、補助及び交付金		
	ハーブフロー事業補助金	200,000 円(一般公募補助事業)
	鯉のぼりプロジェクト補助金	200,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 205

3401 小堀の渡し運航に要する経費 11,044,000 円 (14,351,000 円)

[その他 135,000 円 一財 10,909,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：渡船使用料 135,000 円]

○ 目的

利根川の水辺利用、利根川の自然と歴史の学習及び観光の一環として、さらに親しみのある河川利用、水辺の充実を進めて行くため、単に河川敷の利用のみに終わるのではなく、川と両岸を含めた一体的空間として活用を図ることを目的として運航する。

○ 内容

運航事業にかかる船(定員 12 名)の運航業務委託料及び修繕料等である。小堀の渡しは 3 点間の運航とし、レンタサイクル事業と合わせて利用者増を図る。

需用費	535,000 円
役務費	67,000 円
委託料	10,442,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 206

3501 舟運交流推進に要する経費 1,298,000 円 (1,304,000 円)

[一財 1,298,000 円]

○ 目的

利根川流域自治体が、利根川を軸として相互に連携、協力し合い、舟運の復活を目指し、水面・河川空間の利用促進及び沿川市町村の地域交流による地域活性化に向けた活動を推進する。

○ 内容

利根川下流域 18 市町村で構成された利根川舟運・地域づくり協議会への負担金及び地域連携交流事業に要する経費を計上する。

旅費	108,000 円	
委託料	1,080,000 円	
	舟運交流推進事業に係る船及びバス運行委託料	1,080,000 円
負担金	110,000 円	
	全国川サミット連絡協議会負担金	100,000 円
	利根川舟運・地域づくり協議会負担金	10,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 206

3601 緑の少年団に要する経費 144,000 円 (144,000 円)

[その他 45,000 円 一財 99,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：森林愛護運動推進事業補助金 45,000 円]

○ 目的

次代を担う子供たちが森林で土や木や動植物とふれあうことを通して森林環境を学習し、さらに、地域での社会奉仕活動や、野外でのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、社会を愛する心豊かな人間形成を図る。

○ 内容

「緑の少年団」に対する森林愛護運動推進のための補助金。
緑の少年団補助金 48,000 円 × 3 団体 = 144,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 206

3701 フラワーカナル事業に要する経費 1,769,000 円 (1,489,000 円)

[一財 1,769,000 円]

○ 目的

小貝川河川敷での花づくり(フラワーカナル：花の運河)を推進し、河川に対する市民の意識高揚を図るとともに、市民の集う親しみある河川空間を創出する。

○ 内容

花の栽培(春花・秋花の2回)、花まつりの開催(5月)等

フラワーカナル推進団体謝礼	160,000 円
需用費(種子、肥料代)	805,000 円
フラワーカナル刈取委託料	674,000 円
花祭り音響委託料	130,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 207

3801 北浦川緑地管理に要する経費 17,862,000 円 (17,353,000 円)

[国・県 8,957,000 円 その他 544,000 円 一財 8,361,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：北浦川緑地管理委託金 8,957,000 円]

[使用料：公園敷地使用料 2,000 円]

[諸収入：北浦川緑地利用料 442,000 円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 72,000 円]

[諸収入：自動販売機電気料 28,000 円]

○ 目的

茨城県が一級河川北浦川脇に設置し、多くの人々の利用に供されている自然豊かな施設であり、公園利用者の利便性の向上を図るために、適正な維持管理を実施する。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃を実施する。

需用費	704,000 円
委託料	17,141,000 円
原材料費	17,000 円

4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P. 208

2001 市営住宅管理に要する経費 47,106,000 円 (47,745,000 円)

[国・県 11,925,000 円 地方債 11,900,000 円 その他 21,785,000 円 一財 1,496,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分)]

23,850,000円×50%=11,925,000円]

[市債：市営住宅整備事業債 (23,850,000円-11,925,000円)×100%≒11,900,000円]

[使用料：住宅使用料 20,510,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,275,000円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 市営住宅管理

管理戸数	利用戸数	空家戸数	政策空家戸数
285戸	211戸	67戸	7戸

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しいことから、政策的に入居募集を停止し、結果空家となっている住宅のこと。

(2) 市営住宅修繕

小破修繕	1,600,000円
退去時修繕	1,400,000円
床張替修繕	1,300,000円
浴槽・風呂釜修繕	2,400,000円

(3) 業務委託

市営住宅空地等草刈業務委託料	916,000円
高架水槽清掃委託料	112,000円
大利根住宅沈殿槽等清掃業務委託料	513,000円
汚水雨水管清掃委託料	391,000円
大利根住宅排水設備工事設計再積算委託料	100,000円
西方住宅排水設備工事設計委託料	2,000,000円

(4) 市営住宅工事

大利根住宅排水設備工事	23,000,000円
-------------	-------------

(5) 市営住宅敷地借上料 面積 40,869.08 m² 11,283,000円

(6) 大利根住宅受益者負担金 1,496,000円

(7) その他の経費 火災保険料等 595,000円

8 消防費

1 消防費 1 常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 210

0501 消防総務事務に要する経費 30,035,000 円 (22,873,000 円)

[その他 629,000 円 一財 29,406,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：危険物許認可手数料 429,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 200,000 円]

○ 目的

消防行政事務の適正化と消防活動全般の万全を図る。

○ 内容

消防行政の需要に的確に対応し、火災、救急及び救助活動等の効率的な展開を図る。

・平成 25 年出動件数[H25. 1. 1～H25. 12. 31] () は、平成 24 年の件数

火災 17 件 (28 件)

救急 4,578 件 (4,501 件)

救助 59 件 (41 件)

[担当：消防本部 総務課] P. 212

2001 職員研修に要する経費 2,647,000 円 (5,262,000 円)

[その他 491,000 円 一財 2,156,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修入校本人負担分 491,000 円]

○ 目的

複雑多様化する各種災害をはじめ、救急救助活動及び火災予防業務等の高度化に消防職員が適切に対応するため、専門的な知識及び技術の習得を図る。

○ 内容

消防大学校、茨城県立消防学校及びその他の機関で実施される各種研修会等に職員を派遣する。

消防大学校における研修

・幹部科 1 名

茨城県立消防学校における研修

・初任科 6 名

・救急科 3 名

・救助科 2 名

・特殊災害科 1 名

・火災調査科	2名
・警防科	2名
・水難救助科	1名
・操法指導者研修会	2名

[担当：消防本部 総務課] P. 212

2201 消防庁舎の管理運営に要する経費 61,676,000円 (24,814,000円)

[国・県 7,904,000円 地方債 26,000,000円 その他 1,570,000円 一財 26,202,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）

基準額 11,609,000円×1/2≒5,804,000円]

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）

基準額 472,000円×1/3≒158,000円]

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）

基準額 5,827,000円×1/3≒1,942,000円]

[市債：合併特例債（35,474,000円－7,904,000円）×95%≒26,000,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,570,000円]

○ 目的

防災の拠点施設である消防庁舎の適正な維持管理を図る。

○ 内容

消防庁舎施設及び設備の点検、修繕等を実施し、職場環境の整備充実を図る。

吉田消防署は耐震診断の結果、耐震補強が必要とされたため防災拠点として適正に維持するための耐震補強工事とトイレ改修工事を実施する。

また戸頭消防署も耐震補強工事と仮眠室・トイレ改修が必要とされたため、実施設計を委託する。

・消防庁舎	取手市消防本部	取手消防署
		戸頭消防署
		吉田消防署
		櫛木消防署
		宮和田出張所

[担当：消防本部 警防課] P. 214

2301 消防自動車等の維持管理に要する経費 12,276,000円 (10,888,000円)

[一財 12,276,000円]

○ 目的

火災及び救助などの災害時に出動する消防自動車等が、十分な能力を発揮できるよう適

切な維持管理を行う。

○ 内容

・主な配備車両	指揮車	1台
	指令車	4台
	はしご車	1台
	救助工作車	1台
	水槽付ポンプ車	5台(化学車2台含む)
	ポンプ車	4台
	重機搬送車	1台(重機1台含む)

[担当：消防本部 警防課] P.214

2501 救急救命士の養成に要する経費 2,729,000円 (3,113,000円)

[その他 73,000円 一財 2,656,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修入校本人負担分 73,000円]

○ 目的

救急救命士法に基づく高度な救命処置を行うため、救急救命士を養成し、救命効果のさらなる向上を図る。

○ 内容

各消防署所の救急隊に、常時1名の救急救命士の配置を可能にするため、今年度は1名の救急救命士を養成する。

・救急救命士資格取得者 27名

・救急救命士の養成

(1)期間 平成26年9月～平成27年3月 7カ月間

(2)場所 東京都八王子市南大沢4-5 救急救命東京研修所

(3)経費 入校負担金 2,071,000円

旅費 70,000円

テキスト及び受験料等 90,000円

計 2,231,000円

また、救急救命士気管挿管病院実習のため、筑波大学病院に2名を実習委託する。

・実習期間 筑波大学病院 平成26年8月上旬～30症例を終了するまで

[担当：消防本部 指令課] P.215

3301 消防救急無線・指令センター整備に要する経費 156,885,000円 新規

[地方債 156,100,000円 一財 785,000円]

* 特財積算根拠

[市債：緊急防災・減災事業債 156,177,000 円×100%≒156,100,000 円]

○ 目的

県内 34 市町 21 消防本部で 119 番を 1ヶ所で受け付ける茨城共同指令センターの平成 28 年 6 月 1 日の運用開始を図る。

○ 内容

消防救急無線・指令センターの共同整備費負担金等である。

1 消防費 2 救急業務費

[担当：消防本部 警防課] P. 215

0501 救急業務に要する経費 5,241,000 円 (10,563,000 円)

[一財 5,241,000 円]

○ 目的

救急資機材の適正な管理と、的確な救急業務の遂行を図る。

○ 内容

救急活動に必須のガーゼ類や感染防止衣などの消耗品及び医薬材料等の充実を図る。

また、救急活動中における隊員の感染防止対策や住民への応急手当の普及啓発活動の推進を図る。

・救急自動車配備状況 高規格救急自動車 6 台(予備車 1 台含む・うち 1 台更新)

1 消防費 3 非常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 216

2001 消防団員に要する経費 48,762,000 円 (48,442,000 円)

[その他 12,000,000 円 一財 36,762,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：消防団員退職報償金受入金 12,000,000 円]

○ 目的

消防団員の処遇及び福利厚生の実施を図る。

○ 内容

消防団員の報酬や手当等をはじめ、消防団員退職報償金及び消防団員等公務災害補償共済負担金などの各種負担金等である。

・消防団員の定数 649 人

[担当：消防本部 総務課] P. 217

2101 消防団の運営に要する経費 37,045,000 円 (39,035,000 円)

[地方債 15,200,000 円 一財 21,845,000 円]

9 教育費

1 教育総務費 2 事務局費

[担当：学務給食課] P. 221

1501 通学区域審議会に要する経費 380,000 円 (0 円)

[一財 380,000 円]

○ 目的

小中学校通学区域の適正化を期するため、取手市通学区域審議会を組織する。

○ 内容

白山西小学校と稲小学校の統合により、通学区域の見直しを審議する通学区域審議会を組織する。

[担当：学務給食課] P. 222

2201 通学送迎に要する経費 700,000 円 (682,000 円)

[一財 700,000 円]

○ 目的

旧高須小学校が桜が丘小学校に統合されたことに伴い、遠距離通学となる大留第1地区（小貝川左岸）の児童の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

児童を桜が丘小学校へタクシーで送迎する。

対象者 大留第1地区の児童 1年生：1人

[担当：学務給食課] P. 222

2301 教育情報機器整備に要する経費 73,392,000 円 (34,325,000 円)

[一財 73,392,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る。

○ 内容

・小中学校全校の校務事務の情報を教育委員会と学校が共有する事で、教職員の事務の効率化と個人情報の保護を図る。

・児童情報管理システムを利用し、帳票の電子化を行うことで、児童の個人情報の保護と教職員の事務の効率化を図る。

・小中学校の教職員が校務に利用する為のパソコンに要する経費である。20,088,000 円

・小学校の教職員が校務に利用する為のプリンターに要する経費である。3,118,500 円

・小中学校において、児童生徒が ICT 機器等を活用した授業を円滑に実施させるための補助及び、教職員が ICT 機器を利用し、校務の効率化を図るため支援に要する経費である。

4,968,000 円

・市情報ネットワークと教育用ネットワークを分ける為に要する経費である。

4,638,600 円

1 教育総務費 3 育英事業費

[担当：教育総務課] P. 223

2101 奨学生貸付金 4,920,000 円 (6,240,000 円)

[その他 4,920,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：奨学金貸付金元利収入 4,920,000 円 償還者数:26 名]

○ 目的

経済的に修学が困難な大学生・短大生に奨学金を貸し付けし、有為な人材を育成する。

○ 内容

- ・新規分 7 人(国・公立 30,000 円/月 私立 40,000 円/月)
- ・貸付中 3 人(私立 40,000 円/月)
- 合 計 10 人

1 教育総務費 4 教育研究指導費

[担当：指導課] P. 223

0501 教育振興に要する経費 54,568,000 円 (50,131,000 円)

[一財 54,568,000 円]

○ 目的

国際化、情報化、科学技術の飛躍的な発展の中で、変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成が必要である。基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことをねらいとして、教育の充実を図る。

そこで、デジタル教科書を活用しての授業、英語指導助手との連携による授業、学習ボランティアや心の先生を活用しての授業などの実践を行う。

○ 内容

- ・英語指導助手業務委託料 47,304,000 円
英語指導助手(ALT)12 名(中学校各校に 1 人配置、小学校は 3 校に 1 人配置)を民間専門業者に委託する。ALT の活用により、外国語(英語)教育・国際理解教育の充実を図る。
- ・学習ボランティア謝礼 259,000 円
- ・「心の授業」「心の先生」講師謝礼 259,000 円
- ・学校問題解決サポートチーム員謝礼 26,000 円
- ・指導者用デジタル教科書使用に係る経費 2,450,000 円
- ・社会科副読本「とりで」印刷製本 2,052,000 円
- ・「わたしたちの茨城県」 574,000 円
- ・中 1・小 4 用地図印刷 561,000 円
- ・研究委嘱校補助金 6 校 250,000 円
- ・その他(需用費・負担金等) 833,000 円

[担当：指導課] P. 224

1001 特別支援教育に要する経費 2,789,000 円 (2,791,000 円)

[一財 2,789,000 円]

○ 目的

障害のある幼児児童生徒を支援し、保護者や教員からの相談に応じ、さらには、市内の小中学校の特別支援教育の体制づくりの支援をする。

○ 内容

専門的な知識や経験を有する特別支援教育相談員を配置、適切な就学のための就学指導委員会の実施、市内保幼小中の教職員対象の研修会の実施などに取り組んでいる。

- ・ 障害児就学指導委員会委員報酬（4人） 77,000円
費用弁償（市外2人分） 12,000円
- ・ 特別支援教育相談員報酬（2人） 2,448,000円
- ・ 検査用紙、研修会用図書等 252,000円

[担当：指導課] P.225

2301 適応指導事業に要する経費 25,787,000円（25,284,000円）

[一財 25,787,000円]

○ 目的

不登校児童生徒等に対応するため学校や関係機関との連携のもとに、適切な援助・指導を行う。状況に応じた指導支援が必要であり、適応指導教室を開設することにより、学習面、人間関係の面での指導支援を継続的に行う。

○ 内容

教育相談員（指導員）と指導主事が、適応指導教室において、教科の指導、集団での活動、個別の相談業務等を行う。これらを通して、児童生徒が自立しコミュニケーション力をつけ、学校生活に復帰できるよう継続的に支援する。併せて保護者との面談も行い、家庭との連携を図る。さらに、定期的な学校訪問を通して、学校と連携した指導を図る。また、電話、電子メール、来訪による学校生活上の様々な問題の相談に応じる。

- ・ 教育相談員報酬（7人） 8,568,000円
- ・ 子どもと親の相談員謝礼（10人） 4,350,000円
- ・ その他（施設維持管理費・負担金等） 12,869,000円

[担当：指導課] P.226

4201 日本語指導員に要する経費 1,015,000円（1,015,000円）

[一財 1,015,000円]

○ 目的

日本語指導を必要とする帰国児童生徒及び外国人児童生徒への日本語の指導を行い、学校生活を援助する。

○ 内容

- 臨時職員賃金 4人 1,015,000円
- (1) 学校での日本語指導への協力
- (2) 教科書・指導資料等の翻訳
- (3) 学校での保護者との通訳等

[担当：指導課] P. 226

4501 学力向上推進事業に要する経費 4,265,000 円 (4,226,000 円)

[国・県 915,000 円 一財 3,350,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：学びの広場サポートプラン委託金 915,000 円]

○ 目的

児童生徒に基礎的・基本的な内容の定着を図り、確かな学力を育成するため、指導体制や指導方法の確立など「授業力の向上」を目指した取組を中心に事業を進め、教員の資質向上を図る。

○ 内容

小学校国語・算数、中学校英語・理科における効果的な指導者用デジタル教科書活用の研修を行う。また、全教員が ICT を効果的に活用した授業を実践できるよう研修を行うとともに、市教職員情報ネットワークを活用して研修会や授業の様子を動画配信するなど市内教職員全体の情報の共有化を図る。

国語や算数・数学については、指導方法や指導体制の改善に関する研修会や講演会を通して、「授業力向上」など教職員の資質の向上を図る。また、理科では小学校に理科特別講師を派遣し、興味関心を高めるとともに小学校理科教育の一層の活性化及び充実を図る。

さらに、小学校4年生以上を対象に長期休業期間中、特に算数における不得意分野の学習を支援することで、児童の学ぶ意欲の向上を図り確かな学力を育成する。

・学力向上に関する特色ある取組経費	2,400,000 円
・講師謝礼	178,000 円
・夏休み算数スクール支援員謝礼	630,000 円
・学びの広場サポーター謝礼	915,000 円
・消耗品（教材作成材料代）等	142,000 円

[担当：指導課] P. 226

4801 小中連携（一貫）教育推進事業に要する経費 1,356,000 円 (1,263,000 円)

[一財 1,356,000 円]

○ 目的

中学校生活への適応や学力の向上などをねらった小中連携・一貫の取組を、モデル学区の研究成果を踏まえて、市内の各中学校区において推進する。

○ 内容

小中連携（一貫）教育を推進するための視点を明らかにし、それを踏まえた具体的施策を市内の各中学校区において実践する。

※小中連携（一貫）教育推進のための視点

- ① これまでの取組の整理
- ② 小中一貫教育の啓発
- ③ 教科担任制への適応
- ④ 小中教師それぞれの特長を生かした教師間交流
- ⑤ 児童生徒間の交流
- ⑥ 生徒指導の一貫性や学校生活への適応

⑦ 教育課程の連続性や教育内容の一貫性

⑧ 学力向上

事業の取組を充実させるため、9年間を貫くキャリア教育を支援する地域人材等の活用や、児童生徒の交流活動に係る移動用バスの運行などの環境整備を行う。

・キャリア教育に係る地域人材等への謝礼	600,000円
・交流活動用楽器運搬費	360,000円
・児童生徒の交流活動移動用バス代	324,000円
・消耗品	72,000円

[担当：指導課] P. 227

5001 公共プールを活用した中学校水泳学習推進事業に要する経費 1,440,000円
(1,080,000円)

[一財 1,440,000円]

○ 目的

中学校の水泳学習を公共のプールを活用することで、夏季以外でも水泳学習を行うなど、計画的・効率的に学習を進めることができ、授業の質の向上を図る。

○ 内容

取手グリーンスポーツセンターのプールにおいて、水泳学習を行う。生徒の移動は安全面を配慮し市有バスと借上げバスを利用する。

・永山中学校水泳学習業務委託料 (1学年3回 × 3学年 = 9回)	954,000円
・バス借上げ料	486,000円

[担当：指導課] P. 227

5201 学校保健・学校安全研究推進校事業に要する経費 50,000円 新規

[国・県 50,000円]

* 特財積算根拠

[県委：学校保健・学校安全研究推進校事業委託金 50,000円]

○ 目的

児童生徒の健康・安全に関する今日的課題について実践的研究を行い、その充実を図る。県委託事業として平成25年度から平成27年度までの3年間、取手第二中学校が指定されている。実施指定校生徒の生活や心の実態を普段の生活からの観察やアンケート調査により把握し、その実態に即した施策を施すことにより、子どもたちの身体や心の健康、生活の安全を維持・推進する。

○ 内容

・参考図書・事務用品	50,000円
------------	---------

1 教育総務費 5 青少年育成費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 227

1001 青少年健全育成に要する経費 10,860,000円 (10,759,000円)

[国・県 47,000円 その他 13,000円 一財 10,800,000円]

＊ 特財積算根拠

[県補：青少年相談員店舗訪問業務補助金 47,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000 円]

○ 目的

青少年センターを核とした特別青少年相談員、青少年相談員による相談活動及び街頭指導を通じ、青少年及び保護者の悩みの解消・軽減に寄与するとともに、青少年の非行や犯罪被害の未然防止に努める。

青少年健全育成関係団体に対し助成を行い、団体が行う青少年向けの事業の活性化に寄与するとともに、団体への加入促進を図り、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む市民意識の向上を目指す。

○ 内容

・報酬

青少年相談員報酬 @9,400 円×56 人×12 月＝6,316,800 円

特別青少年相談員報酬 @113,000 円×2 人×12 月＝2,712,000 円

・負担金、補助及び交付金

負担金 茨城県青少年育成協会外 1 団体 132,000 円

補助金 青少年育成市民会議外 2 団体 1,150,000 円

2 小学校費 1 学校管理費

[担当：学務給食課] P. 229

2001 小学校管理に要する経費 245,281,000 円 (232,774,000 円)

[その他 6,311,000 円 一財 238,970,000 円]

＊ 特財積算根拠

[使用料：学校開放小学校体育館使用料 800,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 5,300,000 円]

[諸収入：取手小太陽光発電による売電料 69,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 142,000 円]

○ 目的

学校運営全般にかかる経費であり、学校環境の維持及び充実を図る。

○ 内容

主な経費は、学校の需用費である。

- ・学校活性化 TT(ティームティーチング)特別配置事業により、少人数指導加配のない小学校に非常勤講師を配置し、課題別学習や多様な学習、個々に応じた学習を行い、児童の基礎力の定着を図る。 9,931,250 円

- ・障害のある児童が在籍する小学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。

57,004,240 円

- ・学校図書司書助手を全小学校に配置する。 13,479,210 円

- ・用務員を全小学校に配置する。 14,981,250 円

- ・学校更新諸備品(放送設備、教室カーテン等)の購入を行う。 4,819,000 円

- ・小学校の遊具の安全点検を実施する。 2,080,080 円

- ・非常通報システムの安全点検を実施する。 1,001,160 円

[担当：教育総務課] P. 230

2101 小学校施設管理に要する経費 45,513,000 円 (42,951,000 円)

[一財 45,513,000 円]

○ 目的

適切な維持管理により、小学校施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

施設管理の徹底を図るための、学校施設の管理修繕、火災保険料、学校警備委託料、浄化槽維持管理及び清掃委託料、消防設備保守点検委託料、電気管理技術者代行委託料、プールろ過装置保守点検委託料、高架水槽及び受水槽清掃委託料、草刈清掃委託料、樹木剪定委託料、エレベーター保守点検委託料等の経費である。

[担当：学務給食課] P. 231

2201 小学校保健衛生に要する経費 30,621,000 円 (30,511,000 円)

[その他 2,097,000 円 一財 28,524,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 @460 円×4,558 人≒2,097,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、児童及び教職員の定期健康診断を実施することにより、健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

児童及び教職員の定期健康診断を実施するための学校嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

[担当：教育総務課 学務給食課] P. 232

2301 小学校統廃合に要する経費 22,880,000 円 (0 円)

[その他 9,000,000 円 一財 13,880,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 9,000,000 円]

○ 目的

小文間小学校、井野小学校及び吉田小学校並びに戸頭西小学校及び戸頭東小学校の閉校準備と統合小学校の開校準備を行う。

○ 内容

平成 27 年 3 月に閉校する対象校 5 校の閉校に係る経費と、平成 27 年 4 月から開校する統合小学校に必要な経費である

・校歌・校章の作成謝礼、閉校記念品	1,547,000 円
・統合校名札、閉校式次第印刷費・消耗品	927,000 円
・閉校式出欠確認用ハガキ代	8,000 円
・引越業務委託料	5,940,000 円
・統合サイン工事	1,188,000 円
・統合校校旗、印旗、体育館舞台幕	3,186,000 円
・学校ポータル統合業務委託料	2,160,000 円

・校務支援システム統合業務委託料	113,000 円
・戸頭東小学校パソコン教室移設業務委託料	306,000 円
・理科室不用薬品処分委託料	162,000 円
・吉田小学校非常通報システム増設業務委託料	270,000 円
・給食用備品の移設及び購入等	7,029,000 円

2 小学校費 2 教育振興費

[担当：学務給食課] P. 233

2001 小学校教育振興に要する経費 12,707,000 円 (13,933,000 円)

[一財 12,707,000 円]

○ 目的

学習指導及び学校行事等を充実させ、教育環境の向上を図る。

○ 内容

学習指導用教材等に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 233

2101 小学校教育設備及び教材費に要する経費 32,246,000 円 (30,747,000 円)

[国・県 972,000 円 一財 31,274,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：理科教育設備整備費等補助金 1,944,000 円×1/2=972,000 円]

○ 目的

児童用教材教具及び学校図書を整備を図る。

○ 内容

一般教材教具及び図書、理科備品を整備するとともに、老朽化した備品の更新に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 234

2201 小学校コンピュータ整備に要する経費 21,690,000 円 (29,054,000 円)

[一財 21,690,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した学習活動を行うために、教育情報ネットワークを利用した教育環境の充実を図る。

○ 内容

- ・主に、パソコン教室のパソコン使用料(全18校各校21台)等に要する経費である。
- ・学校 ICT 環境整備事業にて全小学校の教職員に整備した校務用パソコンウイルス対策の更新費用である。

[担当：学務給食課] P. 234

2301 要保護・準要保護児童就学奨励費 32,224,000 円 (31,843,000 円)

[国・県 2,153,000 円 一財 30,071,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：要保護児童就学援助費補助金 102,400円×1/2≒51,000円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 2,979,800円×1/2≒1,489,000円]

[県補：県被災児童就学支援等事業補助金 613,090×10/10≒613,000円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上を図る。

○ 内容

給食費、学用品費、新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。

要保護児童数 17人

準要保護児童数 418人

※準要保護児童数には、東日本大震災の被災児童9人を含む。

[担当：指導課] P.234

2901 小学校特別活動助成に要する経費 2,311,000円 (2,340,000円)

[一財 2,311,000円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会等を通して児童の各種活動への参加意欲を高める。

○ 内容

- ・音楽発表会・コンクール派遣自動車借上げ料 820,000円
- ・楽器運搬費 100,000円
- ・体育事業補助金 1,310,000円
- ・その他(賞状印刷代) 81,000円

2 小学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P.235

2101 小学校施設整備に要する経費 21,150,000円 (22,665,000円)

[地方債 6,800,000円 その他 400,000円 一財 13,950,000円]

＊ 特財積算根拠

[市債：合併特例債 7,200,000円×95%≒6,800,000円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 400,000円]

○ 目的

近年猛暑日が増加する中、児童の熱中症対策として空調設備の早期設置に向け、工事実施設計を行う。

学校施設の営繕工事を実施し、安全かつ快適な教育環境の充実を図る。

○ 内容

- ・委託料 小学校空調設備設置工事実施設計業務委託料 7,200,000円
- ・工事請負費 施設管理営繕工事 13,500,000円

[担当：教育総務課] P. 236

2206 小学校建設事業に要する経費（永山小学校） 47,000,000 円（0 円）

[国・県 47,000,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：市町村再生可能エネルギー導入促進事業費補助金 47,000,000 円]

○ 目的

学校施設は、子どもたちの活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、地域防災拠点づくりの推進を図る。

○ 内容

- ・ 委託料 永山小再生可能エネルギー導入工事実施設計業務委託料 500,000 円
- ・ 工事請負費 永山小再生可能エネルギー導入工事 46,500,000 円

[担当：教育総務課] P. 236

2212 小学校建設事業に要する経費（稲小学校） 11,700,000 円（0 円）

[地方債 11,100,000 円 その他 600,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 11,700,000 円×95%≒11,100,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 600,000 円]

○ 目的

平成 28 年 4 月に予定されている学校統廃合に向け、老朽化の著しい校舎ならびに体育館の大規模改造工事（外壁および内装改修・トイレ改修・教室空調設置）実施設計を行い、学校環境の向上を図る。

○ 内容

- ・ 委託料 稲小校舎・体育館大規模改造工事実施設計業務委託料 11,700,000 円

[担当：教育総務課] P. 236

2213 小学校建設事業に要する経費（高井小学校） 9,700,000 円（0 円）

[地方債 9,200,000 円 その他 500,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 9,700,000 円×95%≒9,200,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 500,000 円]

○ 目的

老朽化の著しい校舎ならびに体育館の大規模改造工事（外壁および内装改修・トイレ改修・教室空調設置）実施設計を行い、学校環境の向上を図る。

○ 内容

- ・ 委託料 高井小校舎・体育館大規模改造工事実施設計業務委託料 9,700,000 円

[担当：教育総務課] P. 236

2216 小学校建設事業に要する経費（藤代小学校） 4,600,000 円（0 円）

[その他 4,600,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 4,600,000円]

○ 目的

老朽化の著しい校舎の大規模改造工事（外壁および内装改修・空調設置）実施設計見直しを行い、学校環境の向上を図る。

○ 内容

- ・委託料 藤代小校舎大規模改造工事实施設計見直し業務委託料 4,600,000円

2 小学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課] P.237

2001 給食運営に要する経費 305,327,000円（297,325,000円）

[国・県 107,000円 その他 181,894,000円 一財 123,326,000円]

* 特財積算根拠

[県補：米飯給食推進事業補助金 2年目 @18×3,596人×5回×1/3≒107,000円]

[諸収入：小学校給食代(自校分) 181,861,000円 ※児童月額 4,370円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 33,000円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・賄材料費 181,968,000円
- ・学校給食調理業務委託料 94,629,000円
9校分(取手小、白山小、寺原小、永山小、井野小、白山西小、吉田小、戸頭東小、稲小)

[担当：学務給食課] P.238

2101 給食施設整備に要する経費 2,130,000円（2,248,000円）

[一財 2,130,000円]

○ 目的

給食施設、設備の整備を図ることで、給食室内の衛生管理を強化する。

○ 内容

- ・施設修理・調理器具の修繕を実施する。
- ・給食用備品を購入する。

3 中学校費 1 学校管理費

[担当：学務給食課] P.239

2001 中学校管理に要する経費 78,856,000円（74,375,000円）

[その他 911,000円 一財 77,945,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：学校開放中学校体育館使用料 350,000円]

[使用料：学校開放中学校武道場使用料 50,000円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 500,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

学校運営全般にかかる経費であり、学校環境の維持及び充実を図る。

○ 内容

主な経費は、学校の需用費である。

- ・ 障害のある生徒が在籍する中学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。
5,466,160 円
- ・ 学校図書司書助手を中学校に 3 名配置する。 2,246,535 円
- ・ 中学校の遊具の安全点検を実施する。 808,920 円

[担当：教育総務課] P. 240

2101 中学校施設管理に要する経費 20,717,000 円 (20,474,000 円)

[一財 20,717,000 円]

○ 目的

適切な維持管理により、中学校施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

施設管理の徹底を図るための、学校施設の管理修繕、火災保険料、学校警備委託料、浄化槽維持管理及び清掃委託料、消防設備保守点検委託料、電気管理技術者代行委託料、プールろ過装置保守点検委託料、高架水槽及び受水槽清掃委託料、草刈清掃委託料、樹木剪定委託料、エレベーター保守点検委託料等の経費である。

[担当：学務給食課] P. 241

2201 中学校保健衛生に要する経費 15,472,000 円 (15,548,000 円)

[その他 971,000 円 一財 14,501,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 @460 円×2,112 人≒971,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、生徒及び教職員の定期健康診断を実施することにより、健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

生徒及び教職員の定期健康診断を実施するための、学校嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料（心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等）である。

3 中学校費 2 教育振興費

[担当：学務給食課] P. 242

2001 中学校教育振興に要する経費 6,094,000 円 (6,820,000 円)

[一財 6,094,000 円]

○ 目的

学習指導及び学校行事等を充実させ、教育環境の向上を図る。

○ 内容

学習指導用教材等に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 242

2101 中学校教育設備及び教材費に要する経費 16,308,000 円 (15,539,000 円)

[国・県 648,000 円 一財 15,660,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：理科教育設備整備費等補助金 1,296,000 円×1/2=648,000 円]

○ 目的

生徒用教材教具及び学校図書の整備を図る。

○ 内容

一般教材教具及び図書、理科備品を整備するとともに、老朽化した備品の更新に要する経費である。

[担当：学務給食課] P. 243

2201 中学校コンピュータ整備に要する経費 24,475,000 円 (23,821,000 円)

[一財 24,475,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した学習活動を行うために、教育情報ネットワークを利用した教育環境の充実を図る。

○ 内容

- ・主にパソコン教室のパソコン使用料等に要する経費である。
- ・学校 ICT 環境整備事業にて全中学校の教職員に整備した校務用パソコンウイルス対策の更新費用である。

[担当：学務給食課] P. 243

2301 要保護・準要保護生徒就学奨励費 35,413,000 円 (34,563,000 円)

[国・県 1,513,000 円 一財 33,900,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：要保護生徒就学奨励費補助金 243,600 円×1/2≒121,800 円]

[国補：特別支援教育就学奨励費補助金 1,646,745 円×1/2≒823,372 円]

[県補：県被災生徒就学支援等事業補助金 569,710 円×10/10≒569,710 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上を図る。

○ 内容

給食費、学用品費、新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。

要保護生徒数 13 人

準要保護生徒数 298 人

※準要保護生徒数には、東日本大震災の被災生徒 5 人を含む。

[担当：指導課] P.243

2901 中学校特別活動助成に要する経費 12,645,000円(12,758,000円)

[一財 12,645,000円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会等を通して生徒の各種活動への参加意欲を高める。

○ 内容

・楽器運搬料	755,000円
・音楽等発表・コンクール・体育大会派遣自動車借上げ料	6,025,000円
・各種大会参加負担金	800,000円
・取手市中学校体育連盟・市内大会補助金	4,950,000円
・運動部活動外部指導者損害保険料	23,000円
・その他(賞状印刷代等)	92,000円

3 中学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P.244

2001 中学校施設整備に要する経費 8,240,000円(27,170,000円)

[一財 8,240,000円]

○ 目的

学校施設の営繕工事を実施し、安全かつ快適な教育環境の充実に努める。

○ 内容

・工事請負費	施設管理営繕工事	8,000,000円
--------	----------	------------

[担当：教育総務課] P.244

2106 中学校建設事業に要する経費(藤代中学校) 10,130,000円(0円)

[地方債 9,600,000円 その他 530,000円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 10,130,000円×95%≒9,600,000円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 530,000円]

○ 目的

平成27年度以降に耐震補強工事の対象となるIs値0.7未満の藤代中学校体育館耐震補強工事実施設計業務委託を行い、当該建物の耐震補強工事をすみやかに着手できるようにする。併せて、老朽化が著しい当該施設において大規模改造工事(外壁および内装改修・トイレ改修)の実実施設計を行う。

○ 内容

・委託料	藤代中体育館耐震補強工事実施設計業務委託料	10,130,000円
------	-----------------------	-------------

3 中学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課] P.244

2001 給食運営に要する経費 152,035,000円(151,844,000円)

[国・県 52,000円 その他 96,438,000円 一財 55,545,000円]

* 特財積算根拠

[県補：米飯給食推進事業補助金 2年目 @18×1,758人×5回×1/3≒52,000円]

[諸収入：中学校給食代(自校分) 96,429,000円 ※生徒月額 4,880円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・賄材料費 96,481,000円
- ・学校給食調理業務民間委託料 42,759,000円
4校分(取手一中、取手二中、永山中、戸頭中)

[担当：学務給食課] P.245

2101 給食施設整備に要する経費 1,100,000円(1,124,000円)

[一財 1,100,000円]

○ 目的

給食施設、設備の整備を図ることで、給食室内の衛生管理を強化する。

○ 内容

- ・施設修理・調理器具の修繕を実施する。
- ・給食用備品を購入する。

4 幼稚園費 1 幼稚園管理費

[担当：学務給食課] P.246

2001 幼稚園管理に要する経費 12,013,000円(13,436,000円)

[その他 3,464,000円 一財 8,549,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：市立幼稚園入園料 @4,000円×28人=112,000円]

[使用料：市立幼稚園保育料 @5,500円×50人×12月=3,300,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 52,000円]

○ 目的

幼稚園運営に必要な経費であり、幼稚園環境の充実を図る。

○ 内容

市立幼稚園の運営に要する経費である。

[担当：学務給食課] P.247

2101 幼稚園保健衛生に要する経費 667,000円(671,000円)

[その他 6,000円 一財 661,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 @135円×50人≒6,000円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、園児の定期健康診断を実施することで、園児の健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

園児の定期健康診断を実施するための園嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料である。

4 幼稚園費 2 幼稚園振興費

[担当：学務給食課] P. 248

2001 幼稚園就園奨励費補助関係経費 154,063,000 円 (127,793,000 円)

[国・県 36,283,000 円 一財 117,780,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：幼稚園就園奨励費補助金 153,625,000 円×1/3×70%≒35,845,000 円]

[県補：県被災児童就学支援等事業補助金 438,000 円]

○ 目的

取手市幼稚園就園奨励費補助要綱に基づき、園児の保護者に対し補助金を交付することにより、幼児の就園を奨励し幼児教育の振興を図る。

○ 内容

補助対象範囲及び保育料等の減免単価（補助金の年額）

区 分		小学校 1, 2, 3 年生の兄姉が				
		いない場合			いる場合	
		1 人就園の場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者 (第 1 子)	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者 (第 2 子)	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児 (第 3 子以降)	1 人就園の場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者 (第 2 子)	同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児 (第 3 子以降)
公立	生活保護世帯	79,000 円	79,000 円	79,000 円	79,000 円	79,000 円
	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	20,000 円	50,000 円	79,000 円	50,000 円	79,000 円
	上記区分以外の世帯	—	40,000 円	79,000 円	40,000 円	79,000 円
私立	生活保護世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円	308,000 円	308,000 円
	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	199,200 円	253,000 円	308,000 円	253,000 円	308,000 円
	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	115,200 円	211,000 円	308,000 円	211,000 円	308,000 円
	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円	185,000 円	308,000 円
	上記区分以外の世帯	—	154,000 円	308,000 円	154,000 円	308,000 円

[担当：学務給食課] P. 248

2002 幼稚園児保育料補助関係経費 40,572,000 円 (42,824,000 円)

[一財 40,572,000 円]

○ 目的

私立幼稚園の園児の保護者に対し保育料を補助し、幼児教育に係る経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

市内に在住し私立幼稚園に在園する園児の保育料の一部を保護者に対して補助する。

園児 1 人当たり 月額 2,500 円×在園月数×1,365 人

[担当：学務給食課] P. 249

2003 幼稚園施設運営費補助関係経費 2,970,000 円 (2,970,000 円)

[一財 2,970,000 円]

○ 目的

幼児教育環境の充実と、幼稚園設置者及び保護者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

私立幼稚園の設置者に対し、幼稚園の運営及び施設整備の一部を補助する。

1 園当たり 270,000 円×11 園=2,970,000 円

[担当：学務給食課] P. 249

2004 幼稚園特別支援教育費補助関係経費 1,540,000 円 (1,320,000 円)

[一財 1,540,000 円]

○ 目的

幼稚園における特別支援教育の振興を図る。

○ 内容

障害のある園児を在園させている私立幼稚園の設置者に補助金を交付する。

対象園児 1 人当たり 年額 110,000 円×14 人分=1,540,000 円

[担当：学務給食課] P. 249

2006 幼稚園預かり保育助成事業関係経費 795,000 円 (795,000 円)

[一財 795,000 円]

○ 目的

夏季休業日における幼児教育の振興を図る。

○ 内容

夏季休業日に預かり保育事業を実施している幼稚園の設置者に対し補助金を交付する。

1 園当たり 774 円×実施時間×日数×1/2

[担当：学務給食課] P. 249

2007 幼稚園共済掛金補助関係経費 162,000 円 (169,000 円)

[一財 162,000 円]

○ 目的

私立幼稚園の災害共済掛金を補助し、幼児の福祉増進を図る。

○ 内容

日本スポーツ振興センター災害共済掛金を納付している私立幼稚園の設置者に対して、掛金の1/2の額を補助する。 私立幼稚園@135円×1,200人

5 社会教育費 1 社会教育総務費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 251

2001 成人式に要する経費 2,188,000円 (2,155,000円)

[一財 2,188,000円]

○ 目的

成人に達した若者の新たな門出を祝す。

○ 内容

当該年度成人に達した市内中学校の卒業生からなる実行委員会を結成し、企画・立案・実施について事業を委託し、心に残る成人式を開催する。

- ・ 報償費 成人式記念品 @1,100円×1,000人×1.08=1,188,000円
- ・ 委託料 成人式実行委員会委託料 1,000,000円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 251

2201 生涯学習推進に要する経費 4,239,000円 (3,141,000円)

[その他 450,000円 一財 3,789,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：市民大学講座受講料 450,000円]

○ 目的

市民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送れるよう、市民の学習ニーズに応えた幅広い学習環境づくりと生涯学習情報の提供を図る。

○ 内容

(1) 市民大学講座

市民大学講座は、市民の学びたいという多様なニーズに応えるため、専門的な知識を持っている講師を招き、社会・文化・歴史など幅広い分野において中・長期的な学習機会を提供し、生涯学習の推進を図る。

また、参加者が学習成果をそれぞれのコミュニティーの場に生かすことなどを通して、地域に役立てることを目的とする。

- ・ 市民大学講座講師謝礼 @20,000×5回×4講座= 400,000円
@100,000×5回×1講座= 500,000円
@500,000×1回×2講座=1,000,000円

(2) 出前講座

市民が「知りたい・聞きたい・学びたい」内容をメニューから選択、人材登録されているリーダーバンク登録指導者及び行政職員が地域へ出向き講座を実施することで市民の学習意欲の充足を図る。

- ・ 出前講座講師謝礼 @6,000×20回=120,000円

(3)米づくりふれあい体験事業

市内小学校児童（18校）及び台東区小学校児童を対象に、親子で田植えから稲刈り、収穫までの一連の米づくり体験学習を通じて交流を図る。

- ・米づくりふれあい体験事業委託料 198,000円

(4)生涯学習フェスティバル

市内の生涯学習団体による工夫を凝らした体験コーナーを展示し、多くの市民に生涯学習の楽しさを経験してもらうことで、生涯学習の一層の振興を図る。

- ・生涯学習フェスティバル出展謝礼 @6,000×6団体=36,000円

(5)子育て学習講座

就学時の健康診断時の機会を活用した子育て講座や思春期の親を対象とした子育て講座、家庭教育学級の全体研修会を開催し、子育て、家庭教育について考える機会を提供し、家庭での教育力の向上を図る。

- ・子育て学習講座講師謝礼 252,000円
- ・家庭教育学級全体研修会保育謝礼 32,000円
- ・家庭教育学級委託料 @30,000円×25学級=750,000円

(6)子どもサポーター事業

小学生を対象に週末、地域の大人との関わりを通して、スポーツ活動、文化活動など様々な体験活動を5地区で実施する。

- ・取手市子どもふれあいひろば講師謝礼 @1,000×50講座=50,000円

[担当：文化芸術課] P. 253

2801 市民芸術活動の推進に要する経費 3,830,000円 (3,805,000円)

[その他 2,212,000円 一財 1,618,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 2,212,000円]

○ 目的

市民の文化芸術活動を支援し、また市主催の文化芸術に関する事業を推進し、市民文化の発展に寄与する。

○ 内容

(1) 市主催事業の開催

事業名	開催月	内容
取手市美術展	11・12月	洋画、日本画、彫刻、工芸、書、写真及びデザイン部門による一般公募作品展
取手美術作家展	6月	身近な地元作家の作品展 委託料 712,000円（取手美術作家展） 小中学生送迎用ギャラリーーツアーバス 借上料 225,000円
取手市文化祭 取手市藤代文化祭	10・11月	市民が日頃行っている文化的活動を集約し、技芸と展示に分け発表 委託料 ・取手市文化祭 1,000,000円（取手市文化連盟） ・取手市藤代文化祭 500,000円（取手市藤代文化協会）

(2) 補助金の交付

補助金交付先団体	予算額（円）	内容
取手市文化連盟	288,000	運営活動費の助成
取手市藤代文化協会	210,000	運営活動費の助成
取手少年少女合唱団	80,000	運営活動費の助成
国際音楽の日コンサート 実行委員会	60,000	一般公募補助金 運営活動費の助成
取手蜚輪実行委員会	200,000	一般公募補助金 運営活動費の助成

[担当：文化芸術課] P. 253

2901 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 87,707,000円（82,324,000円）

[一財 87,707,000円]

○ 目的

行政の枠を越えた特色ある運営と円滑な市民会館・福祉会館の管理を行い、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与する。

○ 内容

指定管理制度により(財)取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行う。

また、市民会館・福祉会館に緊急の修繕等が発生したときに対応し利用者の安全を確保する。

主な内訳	予算額（円）	内容
消耗品費	778,000	展示用パネル
修繕料	800,000	施設修繕料
市民会館・福祉会館指定管理料	85,920,000	両施設の管理運営に係る指定管理料
電話交換機使用料	139,000	福祉会館の電話交換設備のリース料

[担当：文化芸術課] P. 254

3001 東京芸術大学との交流に要する経費 4,188,000円（4,186,000円）

[その他 2,179,000円 一財 2,009,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 2,179,000円]

○ 目的

市内に東京芸術大学取手校地があるという地域性を活かし、市民と東京芸術大学との交流を深め、芸術的感性や知識を培い、文化芸術の振興を推進する。

○ 内容

事業名	内容
小中学校と芸大との文化交流	市内の希望する小学校と中学校が、東京芸術大学生による音楽・美術の指導を受ける。 ・指導者謝礼 2,736,000円

東京芸術大学卒業制作展 取手市長賞	東京芸術大学卒業制作展における優秀作品2点に 取手市長賞を授与する。 ・賞賜金 1,000,000 円
ミニコンサート	東京芸術大学音楽学部によるミニコンサートを 年2回開催する。(藤代公民館、福祉交流センタ ーを予定) ・出演謝礼 160,000 円 ・著作権演奏使用料 5,000 円

[担当：文化芸術課] P.255

3301 アートのあるまちづくり推進に要する経費 28,470,000 円 (18,146,000 円)

[国・県 3,000,000 円 その他 11,614,000 円 一財 13,856,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：文化芸術振興費補助金 3,000,000 円]

[諸収入：井野アーティストヴィレッジ利用料 4,874,000 円]

[諸収入：オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 5,940,000 円]

[諸収入：地域の文化・芸術活動助成金 800,000 円]

○ 目的

新たな視点に立った文化事業を実施し、取手市から全国へ文化の発信を行うとともに、東京芸術大学のキャンパスが市内にあるという地理的環境を活かし、他市町村にはないアートのあるまちづくりの推進を図る。

○ 内容

東京芸術大学やアート関連団体と連携し、その知識・技術・手法などを活用して、市民を交えた創作事業を実施する。

(1) 取手音楽の日事業委託料 6,000,000 円

ジャズという音楽を中心にプロ・アマを問わず愛好家を一同に集め、市内で音楽イベントを開催する。音楽からのアプローチにより「アートのあるまちづくり」を全国に発信する。

(2) ストリートアートステージ作品制作・設置委託料 4,000,000 円

「ストリートアートステージ 2014」作品制作・設置委託料 (東京芸術大学)

(3) 壁画によるまちづくり委託料 4,500,000 円

市民が芸術を身近に鑑賞でき、環境美化にもつながる壁画の作成を委託する。

(4) 取手の芸術活動連携サポート事業委託料 700,000 円

市内で実施される文化芸術に関する企画及び団体の活動について、連携を促進し企画を磨きあげ、発信力の強化を図る。

(5) 井野アーティストヴィレッジ施設賃借料(7戸分施設)5,688,000 円

(6) ストリートアートステージリング作品設置工事 2,400,000 円

「ストリートアートステージ 2011」リング化作品の設置工事請負費

(7) 取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240,000 円

(8) 地域特化型アートマネージャー実践養成講座助成金 800,000 円

(財)地域創造 平成26年度地域の文化・芸術活動助成事業として、アートマネージャーの育成を図る。

[担当：文化芸術課] P. 256

3401 市民会館改修事業に要する経費 9,364,000円 (22,659,000円)

[その他 8,400,000円 一財 964,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 8,400,000円]

○ 目的

取手市市民会館の舞台照明設備が老朽化しており、改修することにより市民の安全と文化の振興に寄与する。

○ 内容

舞台照明設備のボーダーケーブル（電源ケーブル）が耐用年数を経過しているためボーダーケーブル・マグネットスイッチ等の交換を行う。

・工事請負費 ボーダーケーブル交換工事 9,364,000円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 256

3501 IT基礎技術講習会に要する経費 1,989,000円 (1,871,000円)

[一財 1,989,000円]

○ 目的

主に初級者、初心者を対象に、ITに関する基礎技術の習得、市民の情報リテラシーの向上を図る。

○ 内容

1年間を上期（4月から9月）と下期（10月から3月）に分け、毎月2回6ヶ月間の計12回の講習会を市内6公民館（藤代、井野、寺原、白山、永山、戸頭）で実施する。

・パソコン使用料 @52,300×12ヶ月×1.08=677,808円（平成25年度導入分）
@56,900×12ヶ月×1.08=737,424円（平成24年度導入分）
@44,200×12ヶ月×1.08=572,832円（平成23年度導入分）

[担当：文化芸術課] P. 256

3701 アートギャラリーの管理運営に要する経費 7,755,000円 (7,012,000円)

[その他 469,000円 一財 7,286,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：アートギャラリー使用料 350,000円]

[使用料：市民ギャラリー使用料 119,000円]

○ 目的

美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場を市民に提供し、芸術及び文化の振興に寄与する。

○ 内容

取手駅と藤代駅の通路に設置された市民ギャラリーの貸し出しを行い、市民の作品展示の場を提供する。また、取手駅西口の民間ビル2階フロアに設置しているアートギャラリーの貸し出しを行なうとともに、小中学校児童生徒作品展を始めとした様々な企画展を開催する。

- ・アートギャラリー企画展実施委託料 500,000円

市内の芸術活動団体に企画展の実施を委託し、市と協働で「きらり」で開催する。

[担当：スポーツ生涯学習課] P.257

3801 放課後児童対策事業に要する経費 334,504,000円 (129,136,000円)

[国・県 34,362,000円 地方債 200,800,000円 その他 44,344,000円

一財 54,998,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）

698,000円×1/3≒232,000円]

[県補：放課後児童対策事業補助金]

・放課後児童健全育成事業費 35,003,000円×2/3≒23,335,000円

・放課後子ども教室推進事業費 15,000,000円×2/3=10,000,000円

・運営協議会謝礼 60,000円×2/3= 40,000円

・コーディネーター経費 1,132,000円×2/3≒ 755,000円

[市債：合併特例債(211,628,000円-232,000円)×95%≒200,800,000円]

[負担金：放課後児童対策事業保護者負担金 33,200,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 10,596,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 @109,782,000×0.5%≒548,000円]

○ 目的

放課後等に子ども達が安全で健やかに過ごせる活動拠点として、学校施設等を利用し、様々な体験活動や交流活動等を通して、子ども達の健全育成と子育て支援の充実を図る。

○ 内容

主な経費は、指導員臨時職員賃金、コーディネーター謝金、学習アドバイザー謝金及びクラブ室修繕費である。また、寺原小学校、戸頭東小学校と吉田小学校の放課後子どもクラブ室新築工事費、及び工事監理委託料を計上した。

・指導員臨時職員賃金	109,782,000円
・コーディネーター謝礼 @1,440×5h×100日×2人	1,440,000円
・学習アドバイザー謝礼 @1,080×2h×12日×6人×18校	
@7,500×2h×3校×7ヶ月	3,115,000円
・クラブ室修繕 @20,000×18校	360,000円
・クラブ室新築工事監理委託料@698,400×3校	2,097,000円
・クラブ室新築工事費(寺原、戸頭東、吉田)	209,531,000円

平成20年度より市内18小学校全校で子どもの居場所づくり事業として「放課後子どもクラブ」を開設している。親の就労や学年の区別なく、平日の放課後や土曜日及び長期休業日等に、小学1～6年生まですべての子どもたちの居場所を確保し、異学年間の交流を図るとともに、教育的な視点を考慮した活動内容の充実に努める。

直接児童の指導や安全管理を行う指導員のほかに、学校との調整や企画運営に携わるコーディネーターや児童に学習を指導する学習アドバイザー等、広く地域の方々の参画を得て事業の展開を図る。

5 社会教育費 2 公民館費

[担当：公民館] P.258

0501 公民館事務に要する経費 81,827,000円(57,231,000円)

[地方債 19,300,000円 その他 17,076,000円 一財 45,451,000円]

* 特財積算根拠

[市債：白山公民館整備事業債 25,740,000円×75%≒19,300,000円]

[使用料：公民館使用料 5,150,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 11,240,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 200,000円]

[諸収入：コピー使用料 480,000円]

[諸収入：電話通話料 1,000円]

[諸収入：電気使用状況モニター 5,000円]

○ 目的

地域に即した特色ある公民館の運営と維持管理を行い、市民の文化教養の向上、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

市内の公民館施設の適切な維持管理を行う。主な経費は公民館の需用費、委託料、工事請負費等であり、工事請負費では、白山公民館の安全な施設の維持管理のため、経年劣化による外壁の亀裂補修、塗装及び屋根の防水工事を行う。

- ・光熱水費 21,644,000円(各公民館施設の光熱水費)
- ・修繕料 6,445,000円(各公民館施設の修繕)
- ・委託料 19,664,000円(各公民館施設の清掃管理委託、夜間管理委託、消防設備保守点検委託、冷暖房機保守点検委託、白山公民館外壁・屋根改修工事实施設計業務委託他)
- ・工事請負費 24,840,000円(白山公民館外壁・屋根改修工事)

[担当：公民館] P.260

2001 公民館管理運営に要する経費 35,632,000円(35,324,000円)

[その他 71,000円 一財 35,561,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 71,000円]

○ 目的

公民館運営を円滑に行い、市民の利便性の向上を図る。

○ 内容

公民館長の報酬及び各公民館に配置の一般職非常勤報酬が主な経費である。

利用者の多い井野、戸頭、藤代の3館については、ハッピーマンデーの開館を実施する。平成26年度は、7月21日(海の日)、9月15日(敬老の日)、10月13日(体育の日)、平成27年1月12日(成人の日)の4日間である。

- ・公民館長報酬 1,068,000円(山王・六郷・相馬・相馬南・高須・久賀の6館分)
- ・一般職非常勤報酬 32,976,000円(ハッピーマンデー開館分144,000円含む)

[担当：公民館] P.260

2101 公民館活動に要する経費 2,147,000 円 (2,285,000 円)

[一財 2,147,000 円]

○ 目的

市内には、学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が 14 館あり、地域に即した生涯学習施設として活用されている。それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として、より一層の充実を図る。

○ 内容

市内各地域の公民館において、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供する。

・報償費 1,566,000 円 (各公民館講師謝礼等)

5 社会教育費 3 図書館費

[担当：図書館] P.261

2001 図書館管理運営に要する経費 28,160,000 円 (22,370,000 円)

[その他 4,670,000 円 一財 23,490,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 4,400,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 270,000 円]

○ 目的

市民の図書館として、安全で快適な環境を提供し、適切な施設の維持管理を図る。

○ 内容

非常用放送設備の更新や、利用者閲覧用の椅子を購入し、施設の管理運営上、必要な維持管理を行う。

[担当：図書館] P.262

2101 図書館活動に要する経費 58,904,000 円 (46,199,000 円)

[その他 249,000 円 一財 58,655,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:コピー使用料 180,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 69,000 円]

○ 目的

市民の多様化するニーズに応えるよう、読書環境の整備と奉仕活動の強化に努める。

○ 内容

市内の図書館・公民館図書室で、迅速かつ身近な場所での図書館資料の閲覧・貸出返却、リクエストサービス、レファレンスサービス、その他館内での事業や文化活動を図書館ボランティアや団体の協力を得ながら積極的に進める。平成 24 年より実施している子ども読書活動推進計画を推進し、ブックスタート事業や、学校図書館との連携強化などを重点的に行う。図書配送業務を委託し、公民館・学校を主とした公共施設間で、円滑な配送業務を遂行する。

[担当：図書館] P.263

2201 図書館資料購入に要する経費 33,000,000円(32,070,000円)

[その他 111,000円 一財 32,889,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：図書弁償金 81,000円]

[諸収入：広告掲載料 30,000円]

○ 目的

市民の幅広いニーズに即した図書館資料・情報の提供を図るとともに、市民の文化教養の向上に資する。

○ 内容

市民が必要とし、有意義に活用できるような図書館資料を整備する。

- ・ 図書、AV 資料購入費 26,651,000円
- ・ 定期刊行物等資料購入費 3,593,000円

5 社会教育費 4 文化財保護費

[担当：教育総務課] P.264

2001 文化財保護に要する経費 512,000円(542,000円)

[その他 5,000円 一財 507,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：市史・郷土史郵送料本人負担分 5,000円]

○ 目的

市内の指定文化財の維持管理等に対して助成を行うことにより、指定文化財の保護と積極的な活用を図る。

○ 内容

「取手市文化財等補助金交付要綱」に基づく、指定文化財の維持管理に対しての補助金の交付等を行う。

- ・ 指定文化財管理補助金 19件 419,000円
- ・ 文化財記録、第61回文化財防火デーに伴う消防訓練経費等 93,000円

[担当：教育総務課] P.265

2101 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 7,608,000円(8,376,000円)

[その他 240,000円 一財 7,368,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：本陣駐車場使用料 240,000円]

○ 目的

県・市指定文化財である「旧取手宿本陣」の保護・活用により、文化財への愛着や関心を高める。

○ 内容

「旧取手宿本陣」の保存・管理に努め、一般公開を行う。

- ・ 管理委託料（防災設備保守点検、庭園維持管理等） 1,785,000円
- ・ 公開日受付業務委託料 1,544,000円

・土地賃借料（史跡、駐車場） 3,702,000 円

[担当：教育総務課] P. 266

2401 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,412,000 円（1,352,000 円）

[その他 345,000 円 一財 1,067,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：発掘調査原因者負担金 285,000 円]

[諸収入：郷土史売却代 60,000 円]

○ 目的

文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護のため、調査・研究を進めると同時に、埋蔵文化財保護行政の理解と協力が得られるよう、土地の所有者等に対する保護思想の普及啓発に努める。

○ 内容

「取手市埋蔵文化財取扱い要領」によって、埋蔵文化財保護の体制を整備・強化し、土木工事や宅地開発などに伴う埋蔵文化財の確認や発掘調査に迅速に対応するとともに、出土品の整理を実施する。

(1) 市内遺跡確認緊急調査 総事業費 1,127,000 円

【内訳】 賃金(119,500 円×2 件)	239,000 円
需用費(一式)	183,000 円
発掘作業委託料(249,500 円×2 件)	499,000 円
使用料(103,000 円×2 件)	206,000 円

(2) 原因者負担発掘調査 285,000 円

開発行為等の要因により、緊急の原因者負担発掘調査に迅速に対応するため、最低限の発掘作業が行える経費を計上し、緊急調査に備える。

【内訳】 賃金	92,000 円	発掘作業委託料	116,000 円
需用費(一式)	28,000 円	使用料	49,000 円

[担当：教育総務課] P. 267

2501 埋蔵文化財センター活動に要する経費 732,000 円（715,000 円）

[一財 732,000 円]

○ 目的

埋蔵文化財センターを様々な文化財に関する情報発信・収集の拠点施設として活用を図り、市民の郷土史に対する理解と親しみを深め、文化的向上に資する。

○ 内容

市内の埋蔵文化財や歴史資料をテーマとして、年 2 回企画展を実施する。

講演会講師謝礼	30,000 円×2 回= 60,000 円
ポスター・パンフレット印刷代	308,500 円×2 回=617,000 円

6 保健体育費 1 保健体育総務費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 269

1001 スポーツ推進委員に要する経費 1,428,000円 (1,270,000円)

[一財 1,428,000円]

○ 目的

市民の体力づくりと地域スポーツ活動の振興を図る。

○ 内容

市民のスポーツ活動促進のための組織の育成や各種大会への指導助言を実施する。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 269

2001 スポーツ団体育成推進関係経費 9,397,000円 (9,397,000円)

[一財 9,397,000円]

○ 目的

スポーツ団体を育成・支援することで、市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る。

○ 内容

今年度は、下表の体育協会・スポーツ少年団の育成支援育成を図る。

団体名	団体数	会員数	活動内容
体育協会	32部 222団体	7,406人	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会の開催 ・視察研修 ・機関紙の発行 ・交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・競技別大会の企画運営 ・指導者の育成
スポーツ少年団	9連盟 37単位団	1,350人	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のスポーツ指導 ・競技別大会、教室の企画運営 ・認定員養成講習会 ・取手ブロック近隣市町交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・県各講習、研修会への参加

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 270

2002 社会体育振興関係経費 944,000円 (935,000円)

[一財 944,000円]

○ 目的

市民の健康・体力づくりとスポーツの振興を図る。

○ 内容

生涯スポーツを通じて、心身の健康を保持・増進できるよう、誰もが参加できる各種の大会を実施する。

「ドッジボール大会・ソフトボール大会・ふれあいウォーキング・ソフトバレーボール大会・新春健康マラソン大会・グラウンドゴルフ大会・ペタンク大会」

また、交流自治体（南相馬市、杉並区）との少年野球大会を通じて、相互のスポーツ交流を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 270

2003 スポーツ振興奨励関係経費 1,100,000円(900,000円)

[一財 1,100,000円]

○ 目的

市におけるスポーツの振興及び生涯スポーツの振興普及を図る。また、身近なスポーツ・レクリエーション活動の支援をする。

○ 内容

出場大会当日に市内に住所を有する個人又は団体が、予選会・選考会などの選抜手続きを経て、関東大会以上の全国大会・国際大会・オリンピック等の大会に出場する際に、奨励金を支給することにより、出場選手の負担の軽減と優秀選手の育成を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 270

2101 学校施設開放に要する経費 540,000円(544,000円)

[一財 540,000円]

○ 目的

市立小中学校の学校体育施設を開放することにより、スポーツ振興と健康増進を図る。

○ 内容

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、市内小学校18校の体育館及び校庭並びに中学校6校の体育館・武道場及び校庭を、登録した市民のスポーツ・文化団体に、学校教育に支障のない範囲で開放する。

6 保健体育費 2 体育施設費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 271

2001 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 152,146,000円
(143,768,000円)

[地方債 14,100,000円 その他 10,117,000円 一財 127,929,000円]

* 特財積算根拠

[市債：グリーンスポーツセンター整備事業債 18,925,000円×75%≒14,100,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 10,117,000円]

○ 目的

生涯スポーツの拠点となる取手グリーンスポーツセンターの維持・管理を行うことで、市民の健康増進とスポーツ団体相互の交流を深める。

○ 内容

指定管理者による充実した施設管理を行い、更なる利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

指定管理料	125,673,000円(人件費、施設管理費等含む)
火災保険料	133,000円
敷地賃借料	2,123,000円
空調設備改修工事実施設計業務委託料	2,800,000円
工事請負費	21,417,000円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 271

2201 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 36,191,000円(35,372,000円)

[その他 6,582,000円 一財 29,609,000円]

*特財積算根拠

[使用料：テニスコート使用料 1,356,000円]

[使用料：野球場使用料 1,223,000円]

[使用料：多目的グラウンド使用料 417,000円]

[使用料：総合体育館使用料 2,941,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 600,000円]

[諸収入：コピー使用料 44,000円]

[諸収入：ファクシミリ使用料 1,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの拠点施設として、また憩いの場としての公園施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

施設的环境美化保全に努めながら、円滑な管理運営を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 273

2301 藤代武道場管理運営に要する経費 5,586,000円(5,297,000円)

[その他 1,596,000円 一財 3,990,000円]

*特財積算根拠

[使用料：藤代武道場使用料 1,596,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの拠点として、武道場（柔道場・剣道場・弓道場）の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

施設的环境美化保全に努めながら、円滑な管理運営を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 273

2401 社会体育施設管理に要する経費 2,462,000円(2,011,000円)

[その他 96,000円 一財 2,366,000円]

*特財積算根拠

[使用料：高須体育館使用料 96,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの拠点として、施設の維持管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

施設的环境美化保全に努めながら、円滑な管理運営を図る。

6 保健体育費 3 学校給食センター費

[担当：学務給食課] P. 275

2001 給食センター運営に要する経費 138,059,000円(131,424,000円)

[国・県 121,000円 その他 127,236,000円 一財 10,702,000円]

* 特財積算根拠

[県補：米飯給食推進事業補助金 小学校 @18×1,722人×8回×1/3≒82,000円]

[県補：米飯給食推進事業補助金 中学校 @18×818人×8回×1/3≒39,000円]

[諸収入：幼稚園給食代 2,829,000円 ※月額4,170円]

[諸収入：小学校給食代(センター分) 81,186,000円 ※月額4,240円]

[諸収入：中学校給食代(センター分) 43,221,000円 ※月額4,750円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

賄材料費 127,357,000円

[担当：学務給食課] P. 275

2101 給食センター施設整備に要する経費 32,564,000円(31,625,000円)

[その他 1,000,000円 一財 31,625,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,000,000円]

○ 目的

適正な維持管理と設備の充実により、給食施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

・ 光熱水費	7,958,000円
・ 施設修理、調理器具等の修繕料	2,151,000円
・ 給食運搬業務の委託料	12,047,000円
・ ボイラー運転管理委託料	5,159,000円

11 公債費

1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課・社会福祉課] P. 280

9701 地方債元金償還金 利子償還金 4,078,110,000円 (4,277,549,000円)

[国・県 26,491,000円 その他 208,000円 一財 4,051,411,000円]

* 特財積算根拠

[県補：新市町村づくり支援事業費補助金 14,413,000円]

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 12,078,000円]

[諸収入：災害援護資金貸付金元利収入 208,000円]

(単位：千円)

区 分	平成25年度末	平成26年度償還額			平成26年度中	平成26年度末
	残高見込額A	元金 B	利子 C	計	起債見込額D	残高見込額A-B+D
1. 普通債	16,082,477	1,874,952	222,668	2,097,620	1,382,300	15,589,825
(1)議会債	5,040	840	63	903		4,200
(2)総務債	211,211	77,733	5,014	82,747	2,400	135,878
(3)民生債	348,852	78,903	6,679	85,582		269,949
(4)衛生債	15,300		108	108		15,300
(5)農林水産業債	378,823	27,449	5,543	32,992	2,500	353,874
(6)商工債					11,500	11,500
(7)土木債	5,123,908	862,466	71,936	934,402	47,500	4,308,942
(8)消防債	135,207	11,508	1,341	12,849	37,500	161,199
(9)教育債	1,952,066	234,433	29,830	264,263	33,400	1,751,033
(10)臨時経済対策事業債	55,226	17,324	510	17,834		37,902
(11)地域再生事業債	172,130	24,510	2,958	27,468		147,620
(12)合併特例債	6,859,140	469,918	91,558	561,476	1,091,400	7,480,622
(13)行政改革等推進債(地域再生分)	72,154	7,066	1,267	8,333		65,088
(14)災害復旧債	26,123	2,526	449	2,975		23,597
(15)緊急防災・減災事業債	714,097	60,276	5,412	65,688	156,100	809,921
(16)全国防災事業債	13,200					13,200
2. 減税補てん債	1,846,080	482,866	23,618	506,484		1,363,214
3. 臨時税収補てん債	159,500	39,775	3,151	42,926		119,725
4. 臨時財政対策債	18,514,907	834,038	203,844	1,037,882	2,340,000	20,020,869
5. 減収補てん債	3,043,949	298,328	54,369	352,697		2,745,621
6. 退職手当債	373,360	33,940	6,353	40,293		339,420
7. 災害援護資金貸付債	26,196	208		208	2,500	28,488
合 計	40,046,469	3,564,107	514,003	4,078,110	3,724,800	40,207,162

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

平成25年度末 現在高見込額	2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.5%以下	5.0%以下
40,046,469	37,711,940	1,883,210	132,004	119,503	74,718	120,061	5,033

12 諸支出金

2 開発公社費 1 開発公社費

[担当：政策調整課] P. 283

2001 取手市土地開発公社貸付金 662,000,000 円 (675,000,000 円)

[その他 662,000,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：土地開発公社貸付金元利収入 662,000,000 円]

○ 目的

取手市土地開発公社の事業運営に要する資金の利子負担を軽減するための貸付。

○ 内容

取手市土地開発公社が市の委託に基づいて取得した事業用地資金及び事業用地取得時に金融機関から借入した資金の償還金

(単位：円)

事業名	貸付内訳	備考
(仮称) 新取手公民館建設用地取得事業	320,000,000	過年度分
都市計画道路 3・2・40 号線用地取得事業 (その 1)	80,000,000	過年度分
都市計画道路 3・2・40 号線用地取得事業 (その 3)	47,000,000	過年度分
市営住宅建設事業用地取得事業	215,000,000	過年度分
貸付金合計	662,000,000	

取手駅西口都市整備事業
特 別 会 計

1 概要

取手駅北地区開発は、土地区画整理事業による都市基盤の整備にあわせて、建築整備事業を一体的に施行することによって、潤いと活気に満ちた中心市街地の形成を図ることを目的としている。

当地区に関しては、平成 23 年 7 月に「取手駅北土地利用構想」を策定し、「一市民の健康を増進し、活力を創出する中心市街地— ウェルネス・タウン取手の創造」をまちづくりの目標とし、健康・医療・福祉・環境機能の充実に主眼を置くまちづくり施策を展開していく方針とした。

これを受け、取手駅北土地区画整理事業において都市基盤の整備を進めつつ、健康・医療・福祉・環境機能の充実に目指したまちづくりを進め、事業効果の早期発現と魅力ある中心市街地の形成を図る。

2 歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 使用料及び手数料	1. 使用料	1. 土木使用料	9
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金	427,900
3. 県支出金	1. 県補助金	1. 県補助金	57,560
4. 繰入金	1. 他会計繰入金	1. 一般会計繰入金	491,429
5. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1,100
6. 諸収入	1. 市預金利子	1. 市預金利子	10
	2. 雑入	1. 雑入	571
	3. 受託事業収入	1. 下水道事業受託収入	3,000
7. 市債	1. 市債	1. 土木債	101,900
		2. 合併特例債	493,800
合 計			1,577,279

3 歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	歳出予算
1. 事業費	1. 審議会費	1. 審議会費	70
	2. 総務費	1. 総務費	132,637
	3. 事業費	1. 事業費	1,188,484
2. 公債費	1. 公債費	1. 元金	192,244
		2. 利子	63,344
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	500
合 計			1,577,279

1 事業費

3 事業費 1 事業費

[担当：区画整理課] P.17

7501 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 310,202,000円 (890,787,000円)

[国・県 85,800,000円 地方債 101,900,000円 その他 122,493,000円 一財 9,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(活力創出基盤分) 156,000,000円×55%=85,800,000円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債 156,000,000円×45%×90%≒63,100,000円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債 51,850,000円×75%≒38,800,000円]

[雑収入：電線共同溝建設負担金 571,000円]

[雑収入：下水道事業受託収入 3,000,000円]

[繰入金：一般会計繰入金 118,922,000円]

○ 目的

取手駅北地区は、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るために土地区画整理事業に基づき都市基盤の整備を目的として建物移転補償及び雨水バイパス管敷設工事、都市計画道路3・5・38号道路改良工事を実施する。

○ 内容

事業年度 平成5年8月～平成26年3月

施行面積 6.5ha

[委託業務]

委託件数 7件

委託金額 25,432,000円

[工事請負]

工事内容 都市計画道路3・4・37号付帯工事

工事金額 1,672,000円

工事内容 雨水バイパス管敷設工事

工事金額 51,850,000円

工事内容 駅前下水道切回工事

工事金額 8,000,000円

工事内容 都市計画道路3・5・38号道路改良工事

工事金額 52,800,000円

[建物移転補償]

建物移転補償件数 3件

補償金額 85,800,000円

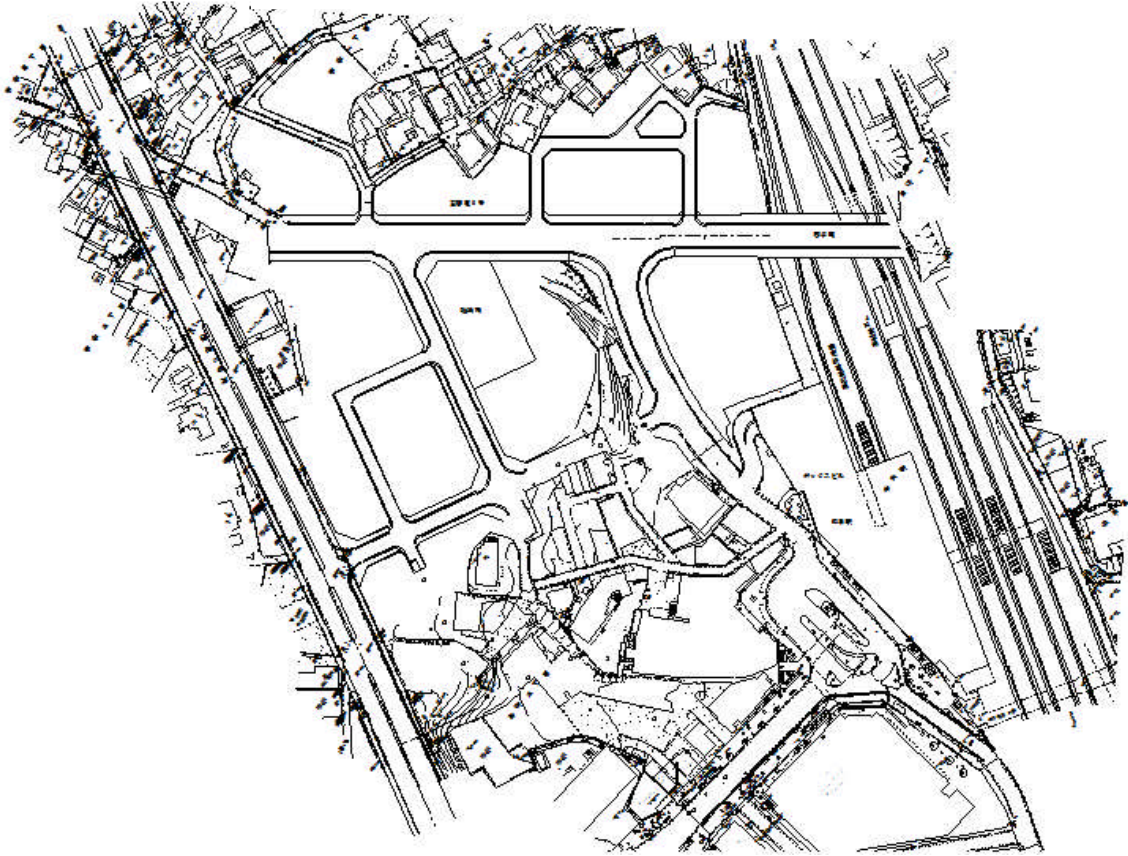
中断移転補償件数 26件

補償金額 81,803,000円

工事に伴う補償件数 1件

補償金額 1,080,000円

取手駅北土地区画整理事業区域



[担当：中心市街地整備課] P. 18

7701 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 14,221,000円(0円)

[その他 14,221,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 14,221,000円]

○ 目的

取手駅北土地地区画整理事業と併せた土地利用の促進を図ることによって、中心市街地としての取手駅周辺地区にふさわしい都市機能の集積と土地地区画整理事業による市街地整備の事業効果の早期発現化を図るため、A街区の土地利用について、取手駅北土地利用構想に基づいた実現化方策や駅前広場の検討を行い基本計画の策定を図る。

また、駅前に完成した利便性の駐輪場並びに歩行者デッキについて、広く市民にPRを行う。

○ 内容

[委託業務]

パンフレット作成業務委託料 700,000円

取手駅西口A街区・駅前広場基本計画業務委託料 13,500,000円

[担当：中心市街地整備課] P. 19

8601 (仮称) ウェルネスプラザ整備事業に要する経費 864,024,000円(1,750,000円)

[国・県 342,100,000円 地方債 493,800,000円 その他 28,124,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(まちづくり交付金分) 342,100,000円]

[市債：合併特例債(861,900,000円-342,100,000円)×95%≒493,800,000円]

[繰入金：一般会計繰入金 28,124,000円]

○ 目的

平成24年度に策定した(仮称)ウェルネスプラザ整備計画に基づき、取手駅北地区B街区において、健康や育児等に関する相談機能や、健診機能、運動・リハビリ機能などに加え、多世代の人々が交流可能な多目的ホールなどを備えた(仮称)ウェルネスプラザの整備を行う。

また、B街区内には、多様な市民が憩い、集い、活動するためのスペースとして、屋外ステージなどを備えた多目的広場公園の整備も併せて行う。

○ 内容

[建築概要]

○ウェルネスプラザ建築概要			
敷地面積	約3,624㎡	建築面積	約1,798㎡
延床面積	約2,958㎡	階数	地下1階 地上3階
主体構造	鉄骨造		
○公園整備概要			
計画敷地	約1,800㎡		

[委託業務]

工事監理 27,000,000円

[工事請負]

整備工事 828,900,000 円

用地先行取得事業
特 別 会 計

1 概要

当特別会計は、公共用地の円滑かつ効率的な先行取得を目的としているものであり、取手駅東口多目的広場用地に係る元金及び利子の償還金である。

2 歳入の状況

歳入の予算額は116,880千円であり、一般会計繰入金である。

3 歳出の状況

歳出の予算額は116,880千円であり、内容は公債費（元金・利子）である。

(単位：円)

区 分	平成25年度末 現 在 高	平成26年度償還額			平成26年度末 現 在 高
		元 金	利 子	計	
取手駅東口多 目的広場用地	549,300,000	109,860,000	7,020,000	116,880,000	439,440,000
計	549,300,000	109,860,000	7,020,000	116,880,000	439,440,000

国民健康保険事業
特 別 会 計

1 概要

国民健康保険（以下「国保」という。）は、制度創設以来、市民の医療の確保と健康維持に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い医療費が増大する一方で、国保はその制度上、他の医療保険と比較して、年齢構成が高いことに加え、加入者に低所得者層や無職者層が多く、必然的に財政運営が厳しくなるという構造的問題を従来から抱えてきている。また、昨今の長引く景気低迷により、更なる保険税収の低下で財政運営は極めて厳しい状況にある。

このような状況の中、国においては持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を平成 26 年度から平成 29 年度までを目途に順次講ずるとしている。

今年度は、国等の動向を注視しながら、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、保険税負担の公平性と医療費の抑制を重点項目とし、予算編成を行った。

(1) 被保険者資格の適用適正化

被保険者資格の適用適正化については、事業運営の基本であり、被保険者の医療の確保及び国保運営の健全化のために極めて重要である。特に、国保に加入すべき対象者でありながら加入の手続きがなされていない無保険状態の者、逆に社会保険等の他の健康保険に加入しているのに、国保喪失の届出がされていないため、重複して健康保険に加入してしまっている者、退職者医療制度に該当するのに、未届けである者などについて、早期に適正な適用を図るための対策を講じる。

(2) 国保税収入の確保

適正な課税及び収納対策により、被保険者間の負担の公平性を確保する。国保税算定の基礎となる所得については、正確な把握が必要であるので、申告のない世帯については、関係機関との連携を図りながら、申告の勧奨などにより所得の把握に努める。

また、保険税収納率の向上のための取り組みに努める。

(3) 医療費の適正化

平成 24 年度から、診療（調剤）報酬明細書の二次点検業務について茨城県国民健康保険団体連合会に委託することによる点検強化及び事務の迅速化と経費の節減を図った。今後、更なる医療費の適正化を進めるため、レセプトの内容点検・資格点検の充実を図ると共に、重複・頻繁受診者への訪問指導や医療費通知の発送に加え後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書を定期的に発送することにより、ジェネリック医薬品の普及率を高め医療費抑制を図る。

(4) 保健事業の推進

特定健康診査においては、2 期計画（平成 25 年～平成 29 年度）の 2 年目となる。1 年目の課題を整理し、取手市の地域特性や健康実態を踏まえながら、市民の健康管理に取り組み、生活習慣病の一次予防を図ることにより医療費の抑制につなげる。

(5) その他

国民健康保険の現状や医療情報等を積極的に市民に発信することにより、市民の医療費に対する意識の向上を図り、医療費抑制と適正化を進める。

○取手市国保の現況

(1) 歳入歳出の状況

歳入歳出予算額は、12,188,163千円で、前年度に比較して0.9%の増となった。

歳入

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減率(%)
国民健康保険税	3,142,360	3,168,470	△0.8
使用料及び手数料	1,100	1,100	0.0
国庫支出金	2,225,404	2,360,767	△5.7
療養給付費等交付金	760,892	679,737	11.9
前期高齢者交付金	3,404,558	3,162,920	7.6
県支出金	675,651	692,535	△2.4
共同事業交付金	1,212,000	1,227,000	△1.2
財産収入	80	3	-
繰入金	743,991	769,760	△3.3
繰越金	2	2	0.0
諸収入	22,125	23,125	△4.3
歳入合計	12,188,163	12,085,419	0.9

歳出

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減率(%)
総務費	257,298	275,334	△6.6
保険給付費	7,973,543	7,882,347	1.2
後期高齢者支援金等	1,866,873	1,815,599	2.8
前期高齢者納付金等	2,388	2,260	5.7
老人保健拠出金	101	101	0.0
介護納付金	709,204	719,813	△1.5
共同事業拠出金	1,212,010	1,227,010	△1.2
保健事業費	130,834	127,448	2.6
基金積立金	78	1	-
公債費	1,083	1,083	0.0
諸支出金	14,751	14,423	2.3
予備費	20,000	20,000	0.0
歳出合計	12,188,163	12,085,419	0.9

(2) 国保加入者の状況

(年間平均)

区 分	年 度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	増減率(%)	
		(見込)	(見込)	(実績)	26/25	25/24
加入世帯数		20,000 世帯	19,990 世帯	19,906 世帯	0.1	0.4
被保険者数	一般	32,000 人	32,097 人	32,182 人	△0.3	△0.3
	退職	2,150 人	2,169 人	2,470 人	△0.9	△12.2
	合計	34,150 人	34,266 人	34,652 人	△0.3	△1.1

(3) 保険給付費等の状況

(単位：千円)

年 度		療養給付費	療養費	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費
平成26年度(予算)	一般	6,263,267	99,360	784,560	54,600	11,000
	退職	617,280	6,396	110,736		
平成25年度(見込)	一般	6,672,185	96,381	746,555	46,000	10,600
	退職	608,764	6,160	101,131		
平成24年度(実績)	一般	6,522,175	90,840	728,346	42,941	9,600
	退職	587,044	5,801	89,895		

(4) 1人当たりの医療費

(単位：円)

年 度	一 般	退 職
平成26年度(見込)	270,421	413,188
平成25年度(見込)	286,984	403,585
平成24年度(実績)	279,417	341,705

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.62

7001 国保事務に要する経費 50,052,000円(57,026,000円)

[その他 50,052,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：職員給与費等繰入金 50,052,000円]

○ 目的

国民健康保険制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

国民健康保険事務に係る経費であるが、主なものとしては保険証・納税通知書の郵送料及び電算処理業務の手数料・委託料である。

主な経費	一斉・随時保険証郵送料	6,875,520円
	納税通知書・特別徴収通知書郵送料	1,966,400円
	国保・介護納付済額通知郵送料	1,080,000円
	第三者行為求償事務手数料	1,080,000円
	連合会レセプト管理システム手数料	1,694,880円
	保険者事務共同電算処理業務委託料	10,627,920円
	国保事務電算処理委託料	22,126,000円

[担当：国保年金課] P.63

7501 医療費適正化特別対策に要する経費 11,167,000円(10,748,000円)

[その他 11,167,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：職員給与費等繰入金 11,155,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000 円]

○ 目的

国民健康保険に係る医療費の適正化を図り、国保財政の安定化を目的とする。

○ 内容

平成 24 年度より診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務を非常勤特別職員から、茨城県国民健康保険団体連合会に委託することによるレセプト点検の充実強化と経費節減を図るとともに、医療費の過誤請求の防止や国民健康保険被保険者資格の適用適正化に努め、医療費の削減を図る。

主な経費	国保被保険者資格点検事務報酬 1 人	1,170,540 円
	国保適用適正化事務報酬 1 人	1,170,540 円
	医療費通知及びジェネリック差額通知	3,945,600 円
	保険者レセプト二次点検業務手数料	4,108,800 円

2 徴税費 1 徴税総務費

[担当：納税課] P. 65

7601 国保税徴収に要する経費 23,850,000 円(19,494,000 円)

[その他 23,850,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：督促手数料 1,100,000 円]

[繰入金：職員給与等繰入金 22,718,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 32,000 円]

○ 目的

国保税収納率向上のため、職員及び徴収事務員による徴収を行なうとともに、納税者からの照会等に対する回答の迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

(1) 国保税の収納状況(現年度) (単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収納率(%)
平成 25 年度(見込)	3,173,934	2,867,074	90.3
平成 24 年度(実績)	3,229,668	2,919,440	90.4
平成 23 年度(実績)	3,297,314	2,957,039	89.7

(2) コンビニ収納取扱手数料 1,750,000 円

国保税をコンビニエンスストアの店舗（一部を除く）から納付できる。

また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 1,585,000 円

国保税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書（紙ベース）を、OCR 読込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

8 保健事業費

1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費

[担当：国保年金課] P. 80

7701 特定健康診査等事業に要する経費 90,160,000 円(91,559,000 円)

[国・県 29,802,000 円 その他 4,861,000 円 一財 55,497,000 円]

*特財算出根拠

[国負：特定健康診査等負担金 14,901,000 円]

[県負：特定健康診査等県負担金 14,901,000 円]

[繰入金：その他一般会計繰入金 4,861,000 円]

○ 目的

国保加入者の 40 歳から 75 歳未満を対象に内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施する。健診結果に基づき保健指導の該当と判定された者に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことにより、糖尿病等の有病者・予備群を減少させ、国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・特定健康診査

糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出するための健診を実施する。

<健診項目>

質問項目、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、身体診察、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン、尿酸

区 分	平成 26 年度(予算)	平成 25 年度(見込)	平成 24 年度(実績)
対象者	23,800 人	23,900 人	23,905 人
受診者	10,810 人	10,038 人	9,675 人
受診率	45.4%	42.0%	40.5%

・特定保健指導

健診結果から「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の 3 つにグループ分けをし、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者に対して、保健師や管理栄養士等が食習慣や効果的な運動など生活習慣の改善に必要な支援を行う。

2 保健事業費 1 保健衛生普及費

[担当：国保年金課] P. 81

7601 健康優良世帯表彰に要する経費 1,815,000 円(1,802,000 円)

[その他 395,000 円 一財 1,420,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：その他一般会計繰入金 395,000 円]

○ 目的

健康に対する住民意識の向上を図り、合わせて国保医療費節減に関する啓発を行う。

○ 内容

1年間以上無受診の健康優良世帯に対し、感謝状及び記念品を贈呈する。

区 分	平成 25 年度(実績)	平成 24 年度(実績)	平成 23 年度(実績)
1 年間無受診世帯	381 世帯	437 世帯	398 世帯
2 年間無受診世帯	386 世帯	353 世帯	327 世帯
合 計	767 世帯	790 世帯	725 世帯

2 保健事業費 2 疾病予防費

[担当：国保年金課] P. 81

7501 疾病の予防に要する経費 38,542,000 円(33,436,000 円)

[一財 38,542,000 円]

○ 目的

国保加入者が、人間ドック・脳ドック及び肺ドックを受診する際に助成を行うことにより、生活習慣病予防対策事業に寄与するとともに、疾病の早期発見及び成人病予防等健康の保持増進に資する。

○ 内容

市が実施する特定健康診査を受診しない満 40 歳以上 75 歳未満で、国保税完納世帯の国保加入者に対し、下記いずれかのドック検診について、年度内に一度助成する。

- (1) 日帰り人間ドック 助成額 24,500 円
- (2) 脳ドック 助成額 35,000 円
- (3) 肺ドック 助成額 24,500 円

(*ただし、特定健康診査を含む人間ドック検診を受けた対象者に係る助成金の額は、当該助成金の額から特定健康診査に係る部分に要した費用@4,750 円を減じた額とする。)

ドック名	平成 26 年度(予算)	平成 25 年度(見込)	平成 24 年度(実績)
日帰り人間ドック	1,500 人	1,450 人	1,322 人
脳ドック	400 人	320 人	220 人
肺ドック	10 人	10 人	9 人
合 計	1,910 人	1,780 人	1,551 人

後期高齢者医療
特別会計

1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも、他の市町村と協力して、広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり独自の首長や議会を持ち、後期高齢者医療の運営主体として、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付は市町村が行っている。

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、社会保障制度改革について審議が行われている。後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当であると報告されている。

当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計からも今後数十年は右肩上がりが増加する。被保険者数の伸びに合わせ予算編成を行った。

（1）歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、1,951,433千円で昨年と比較して6.5%の増となる。

歳入

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増減率 (%)
後期高齢者医療保険料	887,545	824,936	7.6
使用料及び手数料	120	120	0.0
繰 入 金	1,061,064	1,005,303	5.5
繰 越 金	600	200	200.0
諸 収 入	2,104	2,005	4.9
歳 入 合 計	1,951,433	1,832,564	6.5

歳出

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増減率 (%)
総 務 費	127,213	130,444	△2.5
納 付 金	1,821,520	1,699,919	7.2
諸 支 出 金	2,200	2,101	4.7
予 備 費	500	100	400.0
歳 出 合 計	1,951,433	1,832,564	6.5

(2) 被保険者の状況 (各年度末)

年 度 区 分	平成 26 年度 (見込)	平成 25 年度 (見込)	平成 24 年度 (実績)
被保険者数	13,200 人	13,050 人	12,196 人

(3) 1人当たりの医療費 (単位：円)

年 度 区 分	平成 26 年度 (見込)	平成 25 年度 (見込)	平成 24 年度 (実績)
医療費	865,174	826,652	791,964

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.110

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 84,230,000 円 (77,258,000 円)

[その他 84,229,000 円 一財 1,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 44,106,000 円]

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 29,860,000 円]

[繰入金：後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 10,262,000 円]

[諸収入：雑入 1,000 円]

○ 目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

後期高齢者医療事務に係る経費であるが、主なものとして保険証の郵送料・茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費・広域連合への共通経費の負担金や人間ドック検診の助成金である。

また、日常の健康づくり・疾病予防への関心を高めるため、無受診者を対象とした健康優良表彰と記念品の贈呈を行う。

報償費	健康優良者記念品	473,000 円
役務費	郵送料などの通信運搬費、健診データ管理手数料	6,453,000 円
委託料	健康診査、電算処理経費	36,533,000 円
負・補・交	広域連合共通経費負担金、人間ドック助成金	40,061,000 円

(1) 健康優良者 (1年間以上無受診者に対し、感謝状及び記念品を贈呈する。)

区 分	平成 26 年度(予算)	平成 25 年度(実績)	平成 24 年度(実績)
対象者	350 人	267 人	273 人

(2) 健康診査

区 分	平成 26 年度(予算)	平成 25 年度(見込)	平成 24 年度(実績)
受診者	3,600 人	3,500 人	3,185 人

(3) 人間ドック (助成額：日帰り・肺ドック 24,500 円、脳ドック 35,000 円)

ドック名	平成 26 年度(予算)	平成 25 年度(見込)	平成 24 年度(実績)
日帰りドック	270 人	270 人	220 人
脳ドック	100 人	100 人	63 人
肺ドック	6 人	2 人	6 人
合 計	376 人	372 人	289 人

2 徴収費 1 徴収費

[担当：国保年金課] P.111

7501 保険料徴収に要する経費 2,611,000 円 (2,445,000 円)

[その他 2,611,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 2,491,000 円]

[手数料：督促手数料 120,000 円]

○ 目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

○ 内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書を郵送するための経費等が主である。

役務費 郵送料などの通信運搬費 1,871,000 円

窓口徴収分収納処理手数料 414,000 円

2 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P.113

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 1,821,520,000 円(1,699,919,000 円)

[その他 1,821,520,000 円]

* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 621,511,000 円]

[保険料：普通徴収分 261,034,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 5,000,000 円]

[繰入金：医療給付費負担分繰入金 789,282,000 円]

[繰入金：低所得者軽減分繰入金 133,203,000 円]

[繰入金：被扶養者軽減分繰入金 11,488,000 円]

[諸収入：延滞金 1,000 円]

[諸収入：過料 1,000 円]

○ 目的

医療給付費に対する市の負担分や市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

○ 内容

保険料徴収分	887,545,000 円
低所得者軽減分	133,203,000 円
被扶養者軽減分	11,488,000 円
医療給付費負担分	789,282,000 円
延滞金・過料	2,000 円

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度としてスタートした介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っており、平成26年度は、第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)の3年目にあたる年である。

取手市の平成26年1月1日現在の65歳以上の人口は31,402人で、高齢化率は28.7%を示し、要介護認定者が3,799人、認定率は12.1%である。益々加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。こうしたことから、地域包括支援センターが地域支援事業の各種事業を実施している。住みなれた地域で生き生きとした暮らしを続けるために、介護予防事業をはじめ包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業などに取り組んでいる。

要介護(支援)認定者の推移

年 度	65歳以上の人口 (4月1日現在)	高齢化率 (4月1日現在)	65歳以上の認定者数 (4月1日現在)
平成26年度	31,402人	28.7%	3,799人
平成25年度	30,473人	27.7%	3,740人
平成24年度	28,664人	26.2%	3,504人
平成23年度	27,435人	24.8%	3,367人
平成22年度	26,595人	24.0%	3,180人

平成26年度は、平成26年1月1日現在

受給者の推移

(4月1日現在)

年 度	居宅介護(予防) サービス受給者	地域密着型(介護予 防)サービス受給者	施設サービス受給者
平成26年度	2,189人	124人	747人
平成25年度	2,097人	129人	707人
平成24年度	2,006人	133人	632人
平成23年度	1,910人	134人	591人
平成22年度	1,782人	123人	562人

平成26年度は、平成26年1月1日現在

介護(予防)給付費の推移

年 度	居宅介護(予防) サービス給付費	地域密着型(介護予 防)サービス給付費	施設サービス給付費
平成26年度	2,676,780,000円	415,290,000円	2,572,248,000円
平成25年度	2,583,007,000円	392,226,000円	2,471,669,000円
平成24年度	2,391,577,911円	378,265,181円	2,019,161,841円
平成23年度	2,249,200,838円	358,681,469円	1,862,868,777円
平成22年度	2,092,221,408円	358,868,591円	1,730,908,265円

平成25年度は決算見込額

2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 率
介 護 保 険 料	1,536,979	1,501,435	2.4%
使用料及び手数料	121	101	19.8%
国 庫 支 出 金	1,190,157	1,130,617	5.3%
支 払 基 金 交 付 金	1,893,488	1,798,730	5.3%
県 支 出 金	973,183	925,143	5.2%
財 産 収 入	109	112	△2.7%
繰 入 金	1,150,958	1,064,196	8.2%
繰 越 金	25,000	25,000	0.0%
諸 収 入	482	461	4.6%
歳 入 合 計	6,770,477	6,445,795	5.0%

3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 率
総 務 費	143,333	147,222	△2.6%
保 険 給 付 費	6,492,661	6,167,400	5.3%
地 域 支 援 事 業 費	107,472	104,172	3.2%
諸 支 出 金	7,011	7,001	0.1%
予 備 費	20,000	20,000	0.0%
歳 出 合 計	6,770,477	6,445,795	5.0%

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P.137

7001 介護保険事務に要する経費 8,465,000 円 (6,634,000 円)

[その他 8,464,000 円 一財 1,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：介護給付費準備基金利子 108,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 8,356,000 円]

○ 目的

介護保険制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

○ 内容

介護保険制度を適正に実施する。

主な経費	介護保険事務処理システム使用料	4,968,648 円
	ハードウェア経費	1,132,963 円
	通信運搬費（被保険者証・決定通知郵送等）	1,503,000 円

2 徴税費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 8,708,000円(8,300,000円)

[その他 8,708,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：証明手数料 1,000円 保険料督促手数料 120,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 8,587,000円]

○ 目的

介護サービスなどに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する65歳以上の被保険者(第1号被保険者)に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第1号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料に係る賦課及び徴収を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費	介護保険パンフレット作成	427,680円
	特別徴収額決定通知書郵送料	1,435,000円
	普通徴収納入通知書郵送料	425,500円
	公金収納情報データ処理手数料	583,200円
	介護保険料本算定処理委託料	2,358,029円
	普通徴収消込処理・口座処理委託料	369,317円

3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 介護認定審査会に要する経費 13,405,000円(13,308,000円)

[その他 13,405,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 13,405,000円]

○ 目的

介護保険認定申請者の要介護・要支援の審査判定を行い、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査結果をコンピュータ処理し、一次判定を行う。一次判定結果・主治医意見書・認定調査特記事項をもとに介護認定審査会を開催し、二次判定を行う。

主な経費	介護認定審査会委員報酬	9,620,000円
	介護認定支援業務システム使用料	1,924,560円

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P. 140

7501 認定調査等に要する経費 34,990,000円(33,332,000円)

[その他 34,990,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 34,933,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 57,000 円]

○ 目的

要介護・要支援認定を行うために、訪問調査及び主治医意見書の作成依頼を行い、介護認定業務を推進する。

○ 内容

- ・ 介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を行う。
- ・ 医師に主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費	介護認定調査員報酬	11,520,000 円
	認定調査票・主治医意見書郵送料	691,000 円
	主治医意見書作成手数料	17,526,000 円
	居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	1,763,000 円
	公用車リース料	910,000 円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,564,100,000 円 (2,464,800,000 円)

[国・県 833,333,000 円 その他 1,730,767,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 512,820,000 円]

[県負：介護給付費負担金 320,513,000 円]

[保険料：特別徴収分 513,201,000 円]

[保険料：普通徴収分 100,259,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 743,589,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 320,513,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 53,205,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @111,000×1,925人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 414,960,000 円 (391,896,000 円)

[国・県 134,862,000 円 その他 280,098,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 82,992,000 円]

[県負：介護給付費負担金 51,870,000 円]

[保険料：特別徴収分 87,142,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000 円を上限とし、福祉用具購入金額の 9 割を支給する。

居宅介護福祉用具購入給付費 @35,000×25 件×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 25,920,000 円 (25,920,000 円)

[国・県 8,424,000 円 その他 17,496,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 5,184,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,240,000 円]

[保険料：普通徴収分 5,443,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 7,517,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,240,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,296,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、居宅介護住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000 円を上限とし、住宅改修費の 9 割を支給する。

居宅介護住宅改修給付費 @120,000×18 件×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 326,400,000 円 (296,100,000 円)

[国・県 106,080,000 円 その他 220,320,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 65,280,000 円]

[県負：介護給付費負担金 40,800,000 円]

[保険料：特別徴収分 50,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 18,544,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 94,656,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 40,800,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 16,320,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 (要介護 1・2) @12,000×1,200人×12ヶ月
(要介護 3・4・5) @16,000×800人×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 112,680,000円 (96,096,000円)

[国・県 36,621,000円 その他 76,059,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 22,536,000円]

[県負：介護給付費負担金 14,085,000円]

[保険料：特別徴収分 20,000,000円]

[保険料：普通徴収分 3,663,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 32,677,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 14,085,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,634,000円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @30,000×313人×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 330,000円 (330,000円)

[国・県 107,000円 その他 223,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 66,000円]

[県負：介護給付費負担金 41,000円]

[保険料：特別徴収分 69,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 96,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 41,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 17,000円]

○ 目的

要支援認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護予防サービス給付費 @110,000×1人×3ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 1,383,000 円 (1,279,000 円)

[国・県 450,000 円 その他 933,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 277,000 円]

[県負：介護給付費負担金 173,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 290,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 401,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 173,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 69,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000 円を上限とし、福祉用具購入金額の9割を支給する。

介護予防福祉用具購入給付費 @28,800×4件×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 7,056,000 円 (7,056,000 円)

[国・県 2,293,000 円 その他 4,763,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,411,000 円]

[県負：介護給付費負担金 882,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,482,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,046,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 882,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 353,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、介護予防住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000 円を上限とし、住宅改修費の9割を支給する。

介護予防住宅改修給付費 @147,000×4件×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 146

7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 17,694,000 円 (14,078,000 円)

[国・県 5,751,000 円 その他 11,943,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,539,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,212,000 円]

[保険料：普通徴収分 3,715,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 5,131,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,212,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 885,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス計画給付費 (継続) @4,206×316人×12ヶ月

(新規) @7,269×20人×12ヶ月

3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 審査支払手数料に要する経費 6,934,000 円 (7,344,000 円)

[国・県 2,254,000 円 その他 4,680,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,387,000 円]

[県負：介護給付費負担金 867,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,455,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,011,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 867,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 347,000 円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、茨城県国民健康保険団体連合会にレセプト審査を依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 県内 @73×7,335件×12ヶ月

県外 @73×580件×12ヶ月

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 高額介護サービス費に要する経費 111,120,000 円 (100,005,000 円)

[国・県 36,114,000 円 その他 75,006,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 22,224,000 円]

[県負：介護給付費負担金 13,890,000 円]

[保険料：特別徴収分 10,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 12,931,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 32,225,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 13,890,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,556,000 円]

[財産収入：高額介護サービス費貸付基金利子 1,000 円]

[諸収入：第1号被保険者延滞金 400,000 円 第三者納付金 1,000 円 返納金 2,000 円]

○ 目的

要介護認定者が受けた居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

公費分 @650,000×12ヶ月 償還分 @8,610,000×12ヶ月

区 分	個人の上限額
市民税課税世帯	37,200 円
世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方等）	24,600 円
世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等）（老齢福祉年金受給者の方）	15,000 円
生活保護受給者	15,000 円

4 高額介護サービス等費 2 高額介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 147

7501 高額介護予防サービス費に要する経費 96,000 円 (24,000 円)

[国・県 31,000 円 その他 65,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 19,000 円]

[県負：介護給付費負担金 12,000 円]

[保険料：特別徴収分 20,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 28,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 12,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,000 円]

○ 目的

要支援認定者が受けた介護予防サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護予防サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護予

防サービス費として支給する。

高額介護予防サービス費 @8,000×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 15,840,000円 (9,600,000円)

[国・県 5,148,000円 その他 10,692,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,168,000円]

[県負：介護給付費負担金 1,980,000円]

[保険料：普通徴収分 1,882,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,445,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 4,593,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,980,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 792,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要介護認定者に高額医療合算介護サービス費として支給する。

高額医療合算介護サービス費 @1,320,000×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 2 高額医療合算介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 240,000円 (240,000円)

[国・県 78,000円 その他 162,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 48,000円]

[県負：介護給付費負担金 30,000円]

[保険料：普通徴収分 50,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 70,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 30,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 12,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要支援認定者に高

額医療合算介護予防サービス費として支給する。

高額医療合算介護予防サービス費 @20,000×12ヶ月

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 304,920,000円 (269,988,000円)

[国・県 99,098,000円 その他 205,822,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 45,738,000円]

[県負：介護給付費負担金 53,360,000円]

[保険料：特別徴収分 40,000,000円]

[保険料：普通徴収分 24,035,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 88,427,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 38,114,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 15,246,000円]

○ 目的

要介護認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成17年10月から居住費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の施設利用が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額

特定入所者介護サービス費

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	準個室			
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
基準費用額	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

施設・食事 @28,000×575人×12ヶ月 施設・居住 @26,000×260人×12ヶ月

短期・食事 @10,000×160人×12ヶ月 短期・居住 @10,000×95人×12ヶ月

※ () 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

6 特定入所者介護サービス等費 2 特定入所者介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 240,000円 (144,000円)

[国・県 78,000円 その他 162,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 48,000円]

[県負：介護給付費負担金 30,000 円]

[保険料：普通徴収分 50,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 70,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 30,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 12,000 円]

○ 目的

要支援認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成 17 年 10 月から滞在費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の短期入所生活介護が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額
特定入所者介護予防サービス費 @20,000×12 ヶ月

3 地域支援事業費

1 介護予防事業費 1 介護予防二次予防高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P. 150

8501 二次予防高齢者把握事業に要する経費 2,985,000 円 (2,685,000 円)

[国・県 1,119,000 円 その他 1,866,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 746,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 373,000 円]

[保険料：特別徴収分 627,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 866,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 373,000 円]

○ 目的

65 歳以上で要介護状態になる可能性が高い二次予防事業対象者を把握する。

○ 内容

第2圏域の65歳以上で介護認定を受けていない方に基本チェックリストを送付し、返送された結果を基に二次予防事業対象者を把握する。

委託料 2,527,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 150

8601 二次予防高齢者介護予防教室に関する経費 8,338,000 円 (8,208,000 円)

[国・県 3,127,000 円 その他 5,211,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 2,085,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 1,042,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,751,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,418,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,042,000 円]

○ 目的

運動機能の維持向上を図る「元気ハツラツ教室」及び引きこもり防止を図る「外にでいサービス」を、二次予防事業対象者に実施することにより、要介護状態にならないように予防する。

○ 内容

元気ハツラツ教室：げんきサロン藤代・福祉交流センターの2つを会場とし、運動機能の維持向上を目的とした運動を行う。

@2,700 円×26 人×4 回×12 月=3,369,600 円

外にでいサービス：委託事業所を会場とし、口腔ケアや体操などレクリエーションを行う。会場⇄自宅の送迎も行う。

@4,500 円×23 人×4 回×12 月=4,968,000 円

1 介護予防事業費 2 介護予防一般高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P. 151

7902 一般高齢者訪問指導に関する経費 3,143,000 円 (3,123,000 円)

[国・県 1,179,000 円 その他 1,964,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 786,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 393,000 円]

[保険料：特別徴収分 660,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 911,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 393,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談に応じて適切なサービス導入をすることで、高齢者の不安を解消する。

○ 内容

訪問指導員(保健師等)が要介護認定を受けていないひとり暮らし等高齢者宅に訪問。日常生活で困っていることがないか相談に応じ、情報提供等をして適切なサービス導入などの対応をする。

[担当：高齢福祉課] P. 151

7903 取手プラン生命の樹に関する経費 12,251,000 円 (10,744,000 円)

[国・県 4,594,000 円 その他 7,657,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 3,063,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 1,531,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 1,574,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 3,552,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,531,000 円]

○ 目的

元気で自立した高齢者（一次予防事業対象者）の健康状態を保持増進し、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者（二次予防事業対象者）への移行を防止する。

○ 内容

高齢者の健康状態を、体力測定・問診・血液検査の結果から総合的に分析し、それぞれの状態に応じた健康づくりの方法を指導（カウンセリング）する。その後、年間を通じて、健康体操・チューブ体操・シルバーリハビリ体操・太極拳・水中ウォーキング・栄養指導など、さまざまなプログラムを提供して、継続的な健康づくりの機会を提供する。

平成 22 年度より毎年参加者を募集。2 か年事業。

事業委託料	10,969,000 円
消耗品費	44,000 円
印刷製本費	133,000 円
通信運搬費	1,105,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

7904 一般高齢者介護予防教室に関する経費 3,805,000 円（4,346,000 円）

[国・県 1,426,000 円 その他 2,379,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 951,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 475,000 円]

[保険料：特別徴収分 801,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,103,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 475,000 円]

○ 目的

高齢者を対象にきらり笑顔教室や老いに負けない健康づくり教室等の介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。

○ 内容

（きらり笑顔教室）

高齢者を対象にきらり笑顔教室を開催。市内にある 4 事業所に委託し、運動機能向上・口腔機能向上・認知症予防等について公民館等で行う。

きらり笑顔教室委託料 @32,000 円×70 回=2,240,000 円

（老いに負けない健康づくり教室）

運動および健康教育を取り入れた集合型高齢者介護予防事業として、ウォーキング団体にウォーキングの指導や健康づくり教室を開催し、継続的な健康づくりの場を提供する。

老いに負けない健康づくり教室委託料 1,556,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8401 介護予防サポーター養成に関する経費 271,000 円（351,000 円）

[国・県 102,000 円 その他 169,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 68,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 34,000 円]

[保険料：特別徴収分 56,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 79,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 34,000 円]

○ 目的

介護予防事業に関するボランティアを養成し、各種介護予防事業に協力してもらうことで、高齢者に対する理解を深めてもらうとともに地域で高齢者を支えていく体制づくりを図っていく。

○ 内容

高齢者や介護予防に関する各専門分野の講師を招いて、介護予防サポーターの養成講座を開催する。講座を修了した方に、介護予防教室などに協力参加をしてもらう。

介護予防サポーター養成講座 募集：30名 講義：全6回

介護予防サポーター養成講座講師謝礼 67,000 円

認知症サポーター養成講座テキスト代（送付代・通知代込） 44,000 円

シルバーリハビリ体操を住民に指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するためにシルバーリハビリ体操3級養成講習会を開催する。

シルバーリハビリ体操3級養成講習会 募集：30名 講座：全6回

シルバーリハビリ体操3級養成講座委託料 157,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8402 介護予防拠点施設運営に関する経費 5,270,000 円（5,161,000 円）

[国・県 1,976,000 円 その他 3,294,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 1,317,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 659,000 円]

[保険料：普通徴収分 1,107,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,528,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 659,000 円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画することにより健康増進と生きがいづくりを図り、介護予防の拠点とする。

○ 内容

市内在住60歳以上の方を対象に、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施する。指定管理者は取手市社会福祉協議会。いきいきプラザ・げんきサロン（戸頭西・稲・藤代）指定管理料 7,069,000 円のうちの運営費分（人件費、保険、消耗品費等）。

[担当：高齢福祉課] P. 152

8403 介護支援ボランティア事業に関する経費 550,000 円（500,000 円）

[国・県 206,000 円 その他 344,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 137,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 69,000 円]

[保険料：普通徴収分 115,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 160,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 69,000 円]

○ 目的

高齢者のボランティア活動を奨励支援することにより、自身の介護予防と社会参加・地域貢献を促進する。

○ 内容

65 歳以上の要介護認定未取得の高齢者が市内の介護保険施設でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与（1 時間単位＝1 ポイント）。累積したポイントに対し、年度末に交付金を交付する（10 ポイント以上を対象。1 ポイント＝100 円）。

介護支援ボランティア事業委託料 250,000 円

介護支援ボランティア交付金 @100 円×100 名×30 時間＝300,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P. 153

7601 地域包括支援センターに要する経費 6,354,000 円（1,277,000 円）

[国・県 3,752,000 円 その他 2,602,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,501,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,251,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,330,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 1,251,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000 円]

○ 目的

高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

臨時職員報酬	4,824,000 円
臨時職員共済費	685,000 円
臨時職員旅費	319,000 円
消耗品・通信運搬費等	215,000 円
職員健康診断委託料	33,000 円
公用車リース代	242,000 円
職員研修負担金	36,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 2 介護予防ケアマネジメント事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 270,000 円 (324,000 円)

[国・県 159,000 円 その他 111,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 106,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 53,000 円]

[保険料：特別徴収分 58,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 53,000 円]

○ 目的

要介護状態となる恐れのある者や配食サービス利用者を対象に、アセスメントを実施し適切な介護予防事業やサービス利用を推進することにより、できる限り自立した生活を送れるよう支援する。

○ 内容

配食サービス利用者やあんしんコール利用者に対して、委託事業所の職員がアセスメントを実施することで適切なサービス導入されているか確認し、本人の自立支援につなげる。

特定高齢者等アセスメント委託料 @2,700 円×100 件=270,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 3 総合相談事業費

[担当：高齢福祉課] P. 155

7501 総合相談事業に要する経費 1,680,000 円 (1,680,000 円)

[国・県 995,000 円 その他 685,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 663,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 332,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 353,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 332,000 円]

○ 目的

高齢者に対する 24 時間体制の相談窓口を開設し、要援護高齢者の相談に応じ、福祉サービスの紹介・申請代行を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

地域包括支援センター直通電話を 2 事業所に休日・夜間転送。その他 4 事業所は営業時間内の相談に応じてもらう。

24 時間対応総合相談委託料 1,680,000 円

内訳：電話転送事業所 (2 ヶ所) 月額 50,000 円

営業時間内委託事業所 (4 ヶ所) 月額 10,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 4 権利擁護事業費

[担当：高齢福祉課] P. 155

7501 権利擁護事業に要する経費 440,000 円 (199,000 円)

[国・県 261,000 円 その他 179,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 174,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 87,000 円]

[保険料：普通徴収分 92,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 87,000 円]

○ 目的

成年後見制度の利用が有効であるが、申立てにあたり援助が必要と認められる者に対し、市長が申立て人となり制度の利用を促進する。また、市民後見サポートセンター開設に向け、先進地への視察を行う。

○ 内容

身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者であって、契約による介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、市長が後見などの審判の申立てをする。

事業費内訳	後見制度講演会における講師謝礼	140,000 円
	申立てに要する各種手数料	182,000 円
	費用弁償・普通旅費・研修旅費	43,000 円
	市民後見人養成講座受講料	75,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 5 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 156

8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 331,000 円 (317,000 円)

[国・県 196,000 円 その他 135,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 131,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 65,000 円]

[保険料：特別徴収分 70,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 65,000 円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、架空請求などの不正発見と防止を図る。

○ 内容

介護サービス利用実績通知用紙	20,000 円
〃	封筒印刷 48,000 円
〃	郵送料 263,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 156

8202 紙おむつ支給に関する経費 14,580,000 円 (13,956,000 円)

[国・県 8,639,000 円 その他 5,941,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 5,759,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,880,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,061,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 2,880,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定3以上の在宅高齢者及び要介護認定1以上の在宅の認知症高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。（本人が市民税非課税の方を対象とする）

@3,564×3個×340人×4回=14,541,120円

[担当：高齢福祉課] P.156

8203 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費 300,000円（300,000円）

[国・県 178,000円 その他 122,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 119,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 59,000円]

[保険料：普通徴収分 63,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 59,000円]

○ 目的

市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する高齢者を在宅で介護し、過去1年間介護保険サービスを受けなかった介護者を慰労する。

○ 内容

家族介護慰労金 @100,000×3人=300,000円

[担当：高齢福祉課] P.157

8301 配食サービスに関する経費 9,185,000円（10,123,000円）

[国・県 2,968,000円 その他 6,217,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,979,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 989,000円]

[保険料：普通徴収分 1,053,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 5,164,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、ひとり暮らしの障害者等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @550×16,700食=9,185,000円

4 諸支出金

1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金

[担当：高齢福祉課] P. 158

7501 第1号被保険者保険料還付金 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[その他 2,000,000 円]

* 特財積算根拠

[保険料：普通徴収分 2,000,000 円]

○ 目的

前年度における過誤納付保険料の還付をする。

○ 内容

過誤納還付金 2,000,000 円

介護サービス特別会計

1. 概要

地域包括支援センターでは、介護予防支援業務として、軽度な介護保険認定者（要支援1・2）が、できる限り自立した日常生活を送るためのケアプランを作成し、支援している。

平成26年1月1日現在、要支援の認定者は762人（要支援1：446人 要支援2：316人）であり、サービス利用者は354人で、46%の利用率となっている。内ケアプラン作成にあたっては直営45件、委託309件で委託率は87.3%である。

2. 歳入の状況

（単位：千円）

区 分	平成26年度	平成25年度	増減率
サービス収入	17,694	15,694	12.7%
一般会計繰入金	1,742	0	皆増
繰越金	100	1,330	△92.5%
諸収入	13	14	△7.1%
歳入合計	19,549	17,038	14.7%

3. 歳出の状況

（単位：千円）

区 分	平成26年度	平成25年度	増減率
サービス事業費	19,449	16,938	14.8%
予備費	100	100	0%
歳出合計	19,549	17,038	14.7%

1 サービス事業費

1 介護予防サービス費 1 介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P.179

2001 介護予防サービス事業に要する経費 19,449,000円（16,938,000円）

[その他 19,449,000円]

* 特財積算根拠

[サービス収入：介護予防サービス計画費収入 17,694,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 1,742,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000円]

○ 目的

介護保険の認定は受けているが、生活機能が改善される可能性が高い要支援1・2の方を対象として、目標指向型の介護予防ケアプランを作成して要介護状態にならないように支援していく。

○ 内容

介護支援専門員報酬 2,688,000円

ケアプラン作成委託料（初回7,269円 継続4,206円） 14,909,000円

地域包括支援センターシステム使用料
システム保守点検委託料

1,046,000 円
232,000 円

ケアプラン作成件数

	直営			委託			総計
	初回	継続	合計	初回	継続	合計	
平成 20 年度実績	35	664	699	78	1,815	1,893	2,592
平成 21 年度実績	28	711	739	96	1,948	2,044	2,783
平成 22 年度実績	30	729	759	88	1,835	1,923	2,682
平成 23 年度実績	11	635	646	130	1,987	2,117	2,763
平成 24 年度実績	8	608	616	175	2,486	2,661	3,275
平成 25 年度見込み	8	522	530	230	3,390	3,620	4,150
平成 26 年度見込み	36	600	630	204	3,192	3,396	4,026

競輪事業特別会計

1 競輪事業費

1 総務費 1 総務費

[担当:産業振興課] P. 193

7001 競輪事務に要する経費 11,815,000 円 (11,815,000 円)

○ 内容

今年度の取手市競輪事業基金積立金は 10,024,000 円とする。

2 事業費 1 競輪開催費

[担当:産業振興課] P. 194

7501 通常競輪事業に要する経費 1,303,867,000 円 (1,504,035,000 円)

○ 内容

今年度は、通常競輪を 1 回 6 日間開催実施する。

競 輪 名		日数	入場者見込	売上見込
通常競輪	前 節	3	9,000 人	800,000 千円
〃	後 節	3	7,500 人	500,000 千円

※通常競輪の前節 3 日間は、サテライトしおさい鹿島、サテライト水戸、ラ・ピスタ新橋、サテライト中越、サテライト六郷等を、後節 3 日間は、サテライトしおさい鹿島、サテライト水戸にて場外車券発売を予定。

衛星テレビ放映(スピードチャンネル)については 6 日間放映予定。

[担当:産業振興課] P. 196

7701 場外車券発売競輪事業に要する経費 19,360,000 円 (19,312,000 円)

○ 内容

場外車券発売競輪名	日数	入場者見込	売上見込
共同通信社杯 G II	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円
記 念 競 輪	4	6,800 人	121,000 千円

入場者見込 68,000 人 売上見込 1,210,000,000 円

3 諸支出金

1 諸支出金 1 一般会計繰出金

[担当:産業振興課] P.198

7501 競輪事業繰出金 10,000,000 円 (10,000,000 円)

○ 内容

(単位:千円、%)

	26 年度	25 年度	比較	増減率
競輪事業繰出金	10,000	10,000	0	0.0

取手地方公平委員会
特 別 会 計

1. 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると規定され、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2. 歳入予算

歳入予算額は、771,000円で主なものは、負担金515,000円と前年度繰越金255,000円と諸収入1,000円である。

負担金の内訳

取手地方公平委員会規約により、平等割2分の1、職員数割2分の1を関係団体が分担することとなっている。

(単位：円)

関係団体名	金額
取手市	159,000
守谷市	106,000
利根町	57,000
取手地方広域下水道組合	44,000
取手市外2市火葬場組合	37,000
利根川水系県南水防事務組合	37,000
常総地方広域市町村圏事務組合	75,000
合計	515,000

3. 歳出予算

歳出予算額は、771,000円である。

1 総務費

1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P. 209

7001 公平委員会事務に要する経費 308,000 円 (278,000 円)

[その他 84,000 円 一財 224,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 84,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P. 209

7201 公平委員報酬等に要する経費 431,000 円 (387,000 円)

[その他 431,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 431,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 336,000 円

委員長 9,000 円×13 日

委員 8,400 円×13 日×2 人

参 考 資 料

目 次

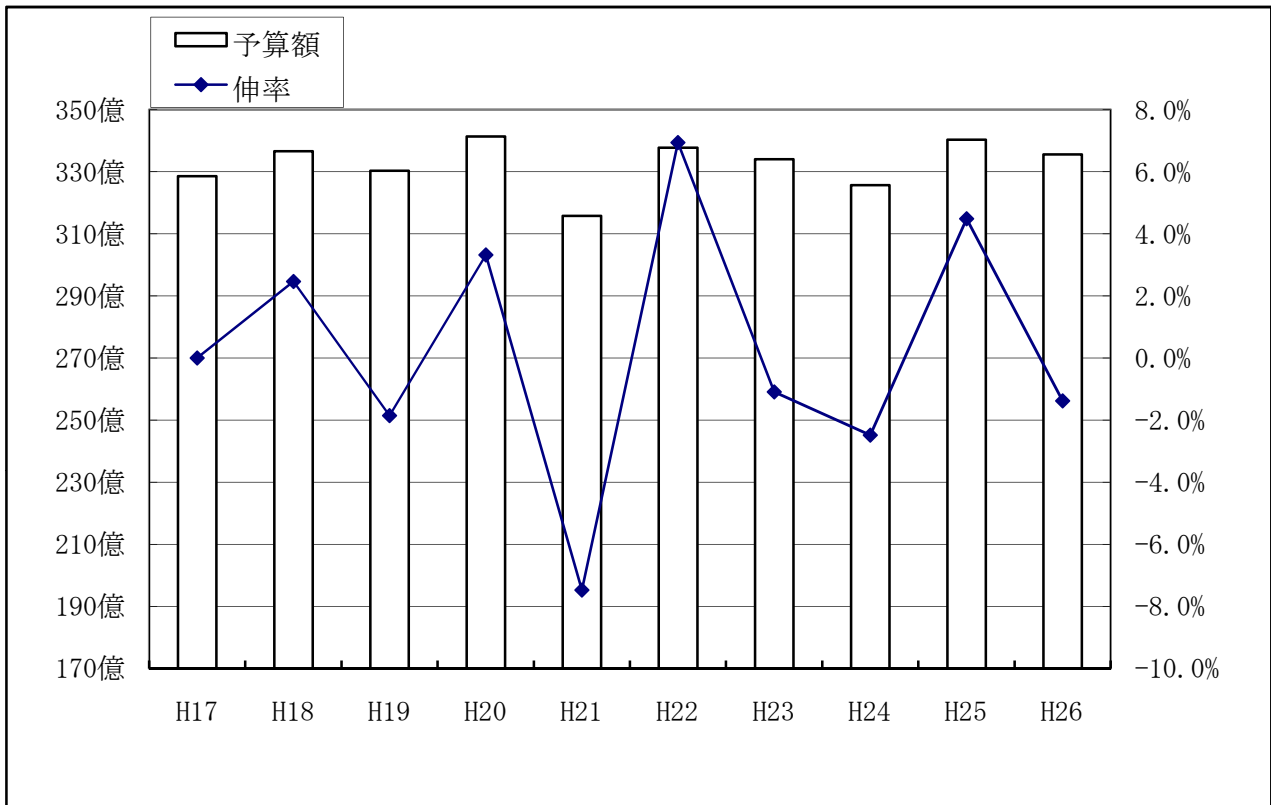
一般会計予算額の推移	233
一般会計款別歳入・歳出の割合	233
一般会計性質別歳出内訳	234
特別会計予算額の推移	235
款別性質別一覧表(一般会計)	236
各款における節の占める支出額及び比率(一般会計)	238
平成 26 年度常総地方市町村圏事務組合	
市町村負担金算出計算書	240
平成 26 年度常総地方市町村圏事務組合	
共通維持管理費市町村負担金計算書	242
平成 26 年度取手地方広域下水道組合	
負担金算出計算書	243
平成 25 年度～平成 26 年度	
補助金等予算比較表(一般会計)	244
平成 26 年度合併特例債充当先一覧(一般会計)	247
財政指標の推移	248

一般会計予算額の推移

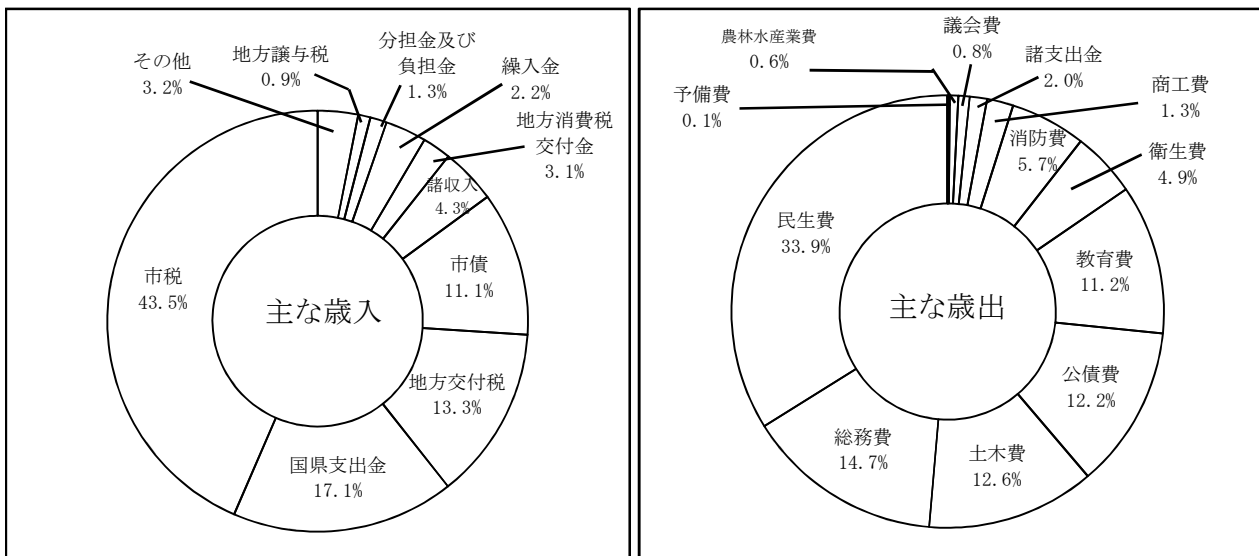
(単位:千円)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額	31,580,000	33,770,000	33,400,549	32,570,000	34,030,000	33,560,000

※平成23年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較



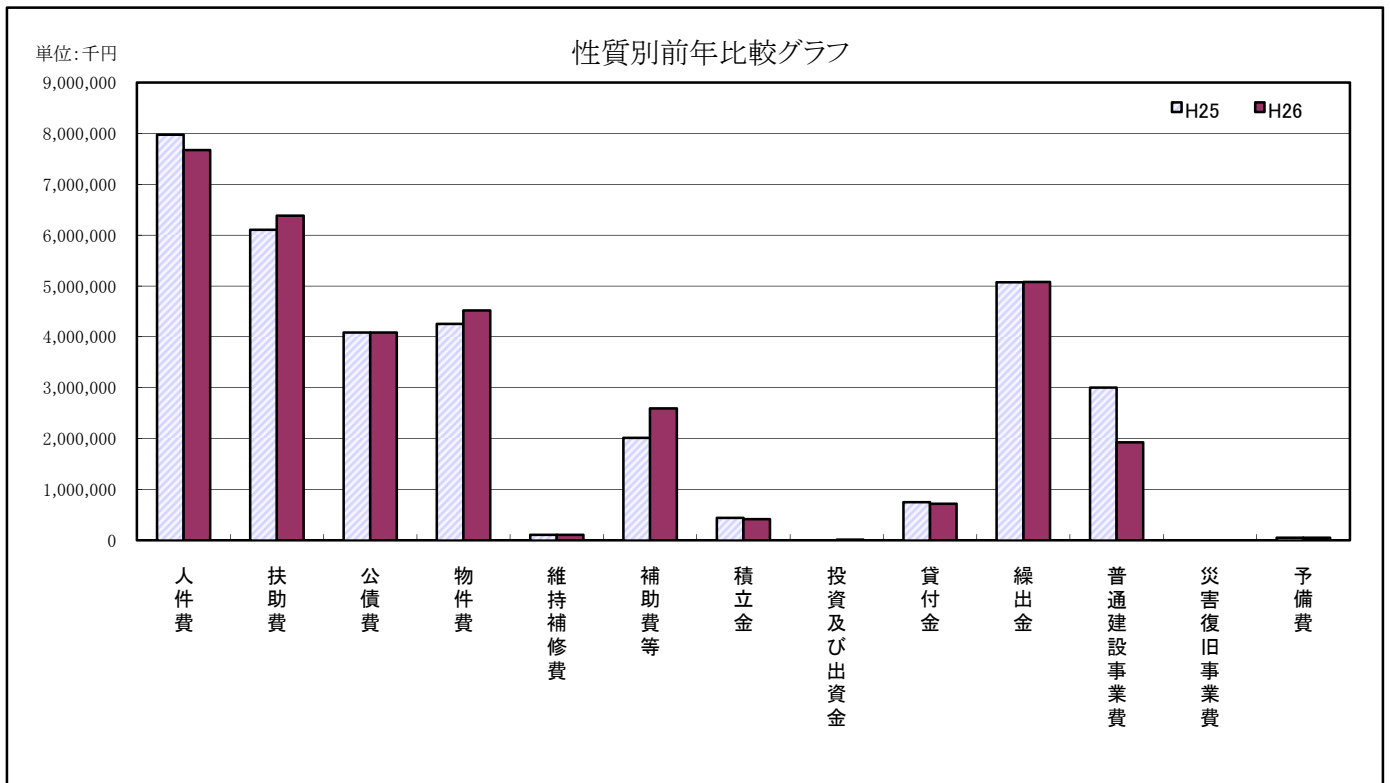
一般会計款別歳入・歳出の割合



平成26年度一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度 当初予算		平成25年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
人 件 費	7,674,951	22.9	7,971,656	23.5	△ 296,705	△ 3.7
うち特別職	34,122	0.1	34,122	0.1	0	0.0
うち議員	216,303	0.6	232,999	0.7	△ 16,696	△ 7.2
うち一般職	6,923,634	20.6	7,199,095	21.2	△ 275,461	△ 3.8
うち一般職非常勤	341,758	1.0	346,342	1.0	△ 4,584	△ 1.3
扶 助 費	6,379,552	19.0	6,102,330	17.9	277,222	4.5
公 債 費	4,084,110	12.2	4,283,549	12.6	△ 199,439	△ 4.7
うち借換分を除く	4,084,110		4,083,549		561	0.0
物 件 費	4,516,101	13.5	4,253,570	12.5	262,531	6.2
維 持 補 修 費	105,642	0.3	106,184	0.3	△ 542	△ 0.5
補 助 費 等	2,592,054	7.7	2,009,626	5.9	582,428	29.0
積 立 金	416,909	1.2	434,979	1.3	△ 18,070	△ 4.2
投 資 及 び 出 資 金	10,600	0.0	4,600	0.0	6,000	130.4
貸 付 金	719,481	2.1	744,701	2.2	△ 25,220	△ 3.4
繰 出 金	5,081,799	15.2	5,072,058	14.9	9,741	0.2
普 通 建 設 事 業 費	1,928,796	5.8	2,996,742	8.8	△ 1,067,946	△ 35.6
災 害 復 旧 事 業 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	33,560,000	100.0	34,030,000	100.0	△ 470,000	△ 1.4
うち借換分を除く	33,560,000		33,830,000		△ 270,000	△ 0.8



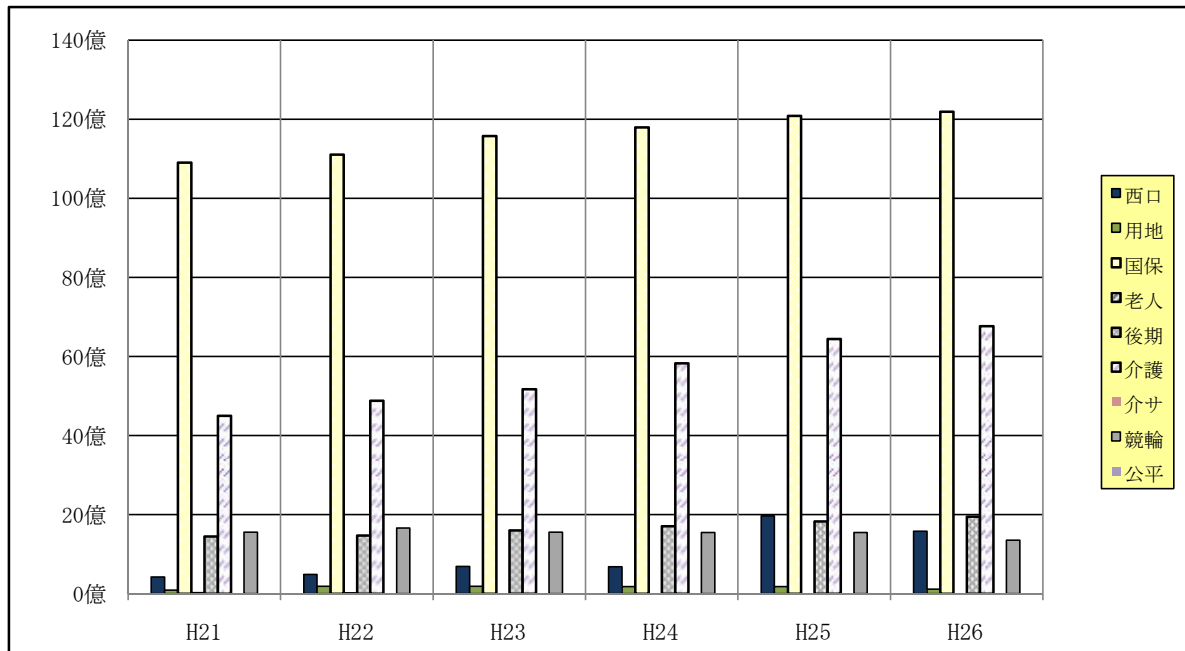
※性質別前年比較グラフは、H25年度の内、市債借換分（200,000）を除いた実質的な予算額の比較である。

特別会計予算額の推移

(単位:千円)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取 手 駅 西 口	424,593	486,172	688,671	678,234	1,968,574	1,577,279
用 地 先 行 取 得	88,260	185,078	182,634	180,008	177,530	116,880
国 民 健 康 保 険	10,906,042	11,104,673	11,578,320	11,790,164	12,085,419	12,188,163
老 人 保 健	18,376	12,218				
後 期 高 齢 者 医 療	1,450,700	1,472,593	1,602,494	1,708,324	1,832,564	1,951,433
介 護 保 険	4,504,458	4,885,044	5,174,191	5,826,387	6,445,795	6,770,477
介 護 サ ー ビ ス	12,319	12,227	14,314	14,279	17,038	19,549
競 輪	1,552,951	1,657,746	1,552,053	1,549,145	1,549,579	1,349,425
公 平 委 員 会	886	835	767	774	765	771
計	18,958,585	19,816,586	20,793,444	21,747,315	24,077,264	23,973,977

※平成23年度の取手駅西口は当初骨格予算のため、7月補正後の予算額で比較



款別性質別一覧表（一般会計）

区 分	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 人件費	268,678	2,382,231	1,237,039	355,580	99,461	127,679
うち職員給	39,375	1,266,489	912,237	284,350	68,096	98,499
2 物件費	9,713	813,044	361,657	832,191	13,680	53,274
3 維持補修費		8,558		300		
4 扶助費		41,000	6,260,756	10,159		
5 補助費等	4,179	774,799	701,388	396,045	80,850	192,723
6 普通建設事業費		506,429	20,932	45,776	14,909	15,444
(1) 補助事業費		163,529	5,003	37,037		
(2) 単独事業費		342,900	15,929	8,739	2,070	15,444
(3) 県営事業費					12,839	
7 災害復旧事業費						
(1) 補助事業費						
(2) 単独事業費						
8 公債費						
9 積立金		416,618	61	1		
10 投資及び出資金						10,600
11 貸付金		2,500	10,061		5,000	35,000
12 繰出金			2,783,340			
13 予備費						
歳出合計	282,570	4,945,179	11,375,234	1,640,052	213,900	434,720

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
618,019	1,516,032	1,070,232					7,674,951	22.9%
506,238	1,126,566	705,769					5,007,619	14.9%
468,339	88,413	1,875,132		658			4,516,101	13.5%
51,901		44,883					105,642	0.3%
		67,637					6,379,552	19.0%
86,924	39,834	315,312					2,592,054	7.7%
701,701	253,062	370,543					1,928,796	5.8%
253,560	42,231	47,769					549,129	1.6%
448,141	210,831	322,774					1,366,828	4.1%
							12,839	0.1%
			5				5	0.0%
								0.0%
			5				5	0.0%
				4,084,110			4,084,110	12.2%
170		59					416,909	1.2%
							10,600	0.0%
		4,920			662,000		719,481	2.1%
2,298,309					150		5,081,799	15.2%
						50,000	50,000	0.1%
4,225,363	1,897,341	3,748,718	5	4,084,768	662,150	50,000	33,560,000	100.0%

各款における節の占める支出額及び比率（一般会計）

節	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 報酬	119,760	91,750	138,761	17,321	13,872	10,230
2 給料	24,300	792,662	600,061	181,925	44,113	63,468
3 職員手当等	54,933	1,176,332	312,176	102,425	28,983	35,031
4 共済費	69,685	368,571	197,384	54,183	12,493	20,596
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金		33,220	117,778	7,695		13,611
8 報償費	299	2,365	8,297	4,665	79	1,012
9 旅費	479	7,281	4,261	674	13	370
10 交際費	400	1,100			63	
11 需用費	2,683	104,820	104,859	27,975	6,270	6,977
12 役務費	1,950	86,785	41,333	19,688	631	352
13 委託料	1,080	431,745	1,092,326	790,822	5,192	27,950
14 使用料及び賃借料	3,121	162,688	19,354	6,426	1,525	2,413
15 工事請負費		475,102	13,606		670	15,444
16 原材料費		908	140	20		
17 公有財産購入費						
18 備品購入費		5,474	13,402	410		
19 負担金，補助及び交付金	3,880	749,909	675,401	415,663	94,996	191,666
20 扶助費			5,242,606	10,159		
21 貸付金		2,500	10,061		5,000	35,000
22 補償，補填及び賠償金		3,996				
23 償還金，利子及び割引料		31,000				
24 投資及び出資金						10,600
25 積立金		416,618	61	1		
26 寄附金						
27 公課費		353	27			
28 繰出金			2,783,340			
29 予備費						
	282,570	4,945,179	11,375,234	1,640,052	213,900	434,720
構成比	0.8%	14.7%	33.9%	4.9%	0.6%	1.3%

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
29,734	19,406	120,670					561,504	1.7%
309,439	688,332	452,873					3,157,173	9.4%
187,849	603,833	366,416					2,867,978	8.5%
90,997	192,000	132,682					1,138,591	3.4%
		235,806					408,110	1.2%
466	14,027	26,524					57,734	0.2%
985	5,458	2,080					21,601	0.1%
	70	108					1,741	0.0%
125,727	46,251	784,270					1,209,832	3.6%
5,130	11,217	24,131		658			191,875	0.6%
382,866	18,317	655,298					3,405,596	10.2%
48,505	14,011	178,900					436,943	1.3%
582,797	28,345	341,065					1,457,029	4.3%
19,413	78	88	5				20,652	0.1%
15,443							15,443	0.0%
972	63,994	74,230					158,482	0.5%
1,738,853	190,196	280,870					4,341,434	12.9%
		67,637					5,320,402	15.9%
		4,920			662,000		719,481	2.1%
77,548	1						81,545	0.2%
				4,084,110			4,115,110	12.3%
							10,600	0.0%
170		59					416,909	1.2%
160	1,805	91					2,436	0.0%
608,309					150		3,391,799	10.1%
						50,000	50,000	0.2%
4,225,363	1,897,341	3,748,718	5	4,084,768	662,150	50,000	33,560,000	100.0%
12.6%	5.7%	11.2%	0.0%	12.2%	2.0%	0.1%	100.0%	

平成26年度常総地方広域市町村圏事務組合市町村負担金算出計算書

区分	款別	負担割合	予算額 (按分比) 【A】	特 定 歳 入 控 除 額						計 【B】
				国庫 支出金	地方債	使用料 及び 手数料	財産収入 雑 入	繰越金 預金利子	消防費 負担金	
共通 事業 分	1 議会費	均等割 10 人口割 90	870 (0.04)					136		136
	2 総務費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	86,770 (3.91)			345	11	13,585		13,941
		(交流センター分) 均等割 10 人口割 90	12,069 (0.00)				11,828			11,828
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	7,490			132		395		527
		3 民生費	入所者数割 100	198					248	
	4 衛生費	(経常分) 均等割 10 実績割 90	1,271,351 (57.33)	3,713		250,025	18,444	199,043		471,225
		(建設分) 均等割 10 人口割 90	0					5,587		5,587
	5 土木費	均等割 10 人口割 90	324,644 (14.64)		31,000	28,831	392	50,827		111,050
7 公債費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	523,037 (23.58)					81,887		81,887	
	(障害者施設分) 入所者数割 100	60,908							0	
8 予備費	均等割 10 人口割 90	11,000 (0.50)					1,722		1,722	
小 計			2,298,337	3,713	31,000	279,333	30,675	353,430		698,151
消防 分	6 消防費	均等割 10 人口割 60 署員数割 30	2,574,750	11,745	206,700	4,337	16,245	41,597	133	280,757
合 計			4,873,087	15,458	237,700	283,670	46,920	395,027	133	978,908

注) 市町村負担金欄及び市町村別内訳欄中の()書は、つくばみらい市の消防団無線共同購入事業負担金を除く実質負担金である。

【単位：千円】

市 町 村 負 担 金 【A】 - 【B】	左 の 市 町 村 別 内 訳								
	常総市	取手市	守谷市	つくばみらい市	坂東市	龍ヶ崎市	牛久市	つくば市	利根町
734	168	270	168	128	—	—	—	—	—
72,829	16,656	26,838	16,670	12,665	—	—	—	—	—
241	40	96	60	45	—	—	—	—	—
6,963	910	1,474	911	688	—	1,112	1,167	395	306
△ 50	△ 18	△ 17	△ 7	△ 8	—	—	—	—	—
800,126	125,776	340,309	198,193	135,848	—	—	—	—	—
△ 5,587	△ 917	△ 2,237	△ 1,384	△ 1,049	—	—	—	—	—
213,594	35,061	85,513	52,926	40,094	—	—	—	—	—
441,150	72,240	176,193	109,050	82,609	1,058	—	—	—	—
60,908	21,753	20,665	8,701	9,789	—	—	—	—	—
9,278	2,122	3,419	2,124	1,613	—	—	—	—	—
1,600,186	273,791	652,523	387,412	282,422	1,058	1,112	1,167	395	306
2,294,126 (2,293,993)	674,242	—	890,346	729,538 (729,405)	—	—	—	—	—
3,894,312 (3,894,179)	948,033	652,523	1,277,758	1,011,960 (1,011,827)	1,058	1,112	1,167	395	306

平成26年度常総地方広域市町村圏事務組合共通維持管理費市町村負担金計算書

(建設費及び消防費を除く)

(単位：千円・%)

区分	市町村負担金	左 の 款 別 内 訳							構成比	前年度市町村負担金	前年度との比較
		議会費	総務費	民生費	衛生費	土木費	公債費	予備費			
常 総 市	274,708	168	17,606	△ 18	125,776	35,061	93,993	2,122	17.1	208,428	66,280
取 手 市	654,760	270	28,408	△ 17	340,309	85,513	196,858	3,419	40.8	459,531	195,229
守 谷 市	388,796	168	17,641	△ 7	198,193	52,926	117,751	2,124	24.2	275,566	113,230
つくばみらい市	283,471	128	13,398	△ 8	135,848	40,094	92,398	1,613	17.6	203,717	79,754
坂 東 市	1,058						1,058		0.1	1,058	0
龍ヶ崎市	1,112		1,112						0.1	1,150	△ 38
牛久市	1,167		1,167						0.1	1,195	△ 28
つくば市	395		395						0.0	409	△ 14
利根町	306		306						0.0	318	△ 12
合 計	1,605,773	734	80,033	△ 50	800,126	213,594	502,058	9,278	100.0	1,151,372	454,401

平成26年度取手地方広域下水道組合負担金算出計算書

(単位：千円)

	事業費	国県費	地方債	受益者負担金	使用料 手数料	財産 収入等	一 般 財 源			負担割合			
							繰入金	繰越金	雑入等				
経常経費	274,490	9,045			508			102	264,835 225,645 39,190	議会費 監査委員費 一般管理費 企画調査費	一般経費割 均等割 計画汚水量割	10% 90%	
事業費	1,913,296	773,956	802,700	89,636	62	1	60,000	35,599	33,387	117,955 91,209 26,746	整備総務費 処理場建設費 幹線管渠整備費 枝線管渠整備費	事業負担割 日最大汚水量割 事業負担割 事業負担割	
維持管理費	838,585				824,893					13,692 9,186 4,506	管理総務費 広域処理場管理費 広域管渠管理費	均等割 有収水量割 事業負担割	8% 92%
公債費等	2,225,629				345,076	35				1,880,518 1,363,960 516,558	元金 利子 諸支出金 予備費	事業負担割 事業負担割 事業負担割 均等割	
合計	5,252,000	783,001	802,700	89,636	1,170,539	36	60,000	35,599	33,489	2,277,000 1,690,000 587,000			

平成25年度～平成26年度補助金等予算比較表(一般会計)

(単位:千円)

補助金名	平成26年度	平成25年度	対前年度比較
政務活動費交付金	2,400	2,600	△ 200
議 会 費 計	2,400	2,600	△ 200
市自主防犯組織結成事業補助金	50	50	0
取手市国際交流協会補助金	720	720	0
ユーバ市派遣に伴う学生派遣者補助金	540	540	0
交通安全母の会補助金	230	230	0
地区補助金	20,567	20,446	121
コミュニティ助成事業補助金	5,000	5,000	0
つみくさ教室事業補助金	100	150	△ 50
坂道道標建設事業補助金	0	200	△ 200
日本語習得支援事業補助金	130	100	30
地区集会所建設等事業費補助金	11,773	5,001	6,772
自主防災組織補助金	6,060	5,890	170
自主防災組織資機材補助金	900	600	300
被災住宅復興支援利子補給補助金	509	1,038	△ 529
地域改善対策事業補助金	683	683	0
総 務 費 計	47,262	40,648	6,614
社会福祉協議会運営費補助金	128,973	128,085	888
民生委員協議会補助金	17,448	17,448	0
更生保護女性会補助金	98	98	0
取手地区保護司会取手支部補助金	250	250	0
ちょこっとくらぶ補助金	100	100	0
身体障害者福祉協議会補助金	72	72	0
重症心身障害児(者)を守る会補助金	28	28	0
社会参加促進事業補助金	937	786	151
移送サービス介助等補助金	1,680	1,680	0
移送サービス福祉車両点検整備費補助金	600	360	240
ステッキカー購入助成金	175	175	0
シルバー人材センター補助金	24,100	24,149	△ 49
高齢者クラブ助成事業補助金	2,764	2,947	△ 183
生活困難者軽減制度補助金	70	70	0
三次元プロジェクト運営補助金	4,500	4,500	0
とねっこ保育会補助金	100	0	100
民間保育園運営補助金	55,249	47,431	7,818
民間保育園一時預かり事業補助金	1,590	1,560	30
民間保育園延長保育促進事業補助金	72,072	55,370	16,702
民間保育園休日保育事業補助金	1,411	1,409	2
民間保育園病後児保育事業補助金	2,400	2,400	0
日本スポーツ振興センター共済掛金助成金	185	164	21
公立保育所すこやか保育応援事業補助金	1,080	1,440	△ 360

(単位:千円)

補助金名	平成26年度	平成25年度	対前年度比較
私立保育園すこやか保育応援事業補助金	1,800	1,440	360
認定こども園すこやか保育応援事業補助金	180	72	108
民生費計	317,862	292,034	25,828
取手献血連合会補助金	180	180	0
常総地域病院群輪番制病院運営費補助金	31,901	31,828	73
老人保健施設建設補助金	8,739	8,743	△ 4
公的病院等運営費補助金	125,000	0	125,000
取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金	350	350	0
合併処理浄化槽設置費補助金	15,933	15,033	900
単独処理浄化槽撤去費補助金	0	900	△ 900
生ごみ処理機等購入補助金	720	800	△ 80
資源回収助成金	9,060	8,900	160
衛生費計	191,883	66,734	125,149
認定農業者支援事業補助金	1,500	1,500	0
朝市実行委員会育成補助金	60	120	△ 60
農業経営基盤強化資金利子助成補助金	250	250	0
農業振興研究団体補助金	180	160	20
農業近代化資金利子補給補助金	150	150	0
水田農業転作等実施補助金	40,000	38,000	2,000
水田農業推進センター活動事業費補助金	200	200	0
農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	0	9,206	△ 9,206
茨城県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	8,748	0	8,748
農産物直売所設置補助金	0	27,000	△ 27,000
岡堰土地改良区維持管理補助金	14,400	14,400	0
農林水産業費計	65,488	90,986	△ 25,498
商工会事業補助金	16,874	16,874	0
とりで産業まつり補助金	3,000	3,000	0
商店街活性化事業補助金	1,840	1,540	300
中小企業事業資金融資あっ旋保証料補助金	49,936	44,224	5,712
産業振興チャレンジ支援事業補助金	1,000	0	1,000
産業活動支援施設奨励金	82,647	62,224	20,423
産業活動支援雇用促進奨励金	3,100	1,500	1,600
空き店舗活用事業補助金	2,200	2,200	0
中小企業労働者金融保証料補助金	36	36	0
市観光協会補助金	30,130	29,540	590
商工費計	190,763	161,138	29,625
路線バス運行事業補助金	7,200	7,000	200
公共交通バリアフリー化設備整備費補助金	950	0	950
狭あい道路拡幅整備促進補助金	900	900	0
分筆測量補助金	1,400	1,400	0
木造住宅耐震補強補助金	1,000	0	1,000

(単位:千円)

補助金名	平成26年度	平成25年度	対前年度比較
雨水浸透施設助成金	345	345	0
保存緑地・保存樹木等助成金	461	456	5
ハーブフロー事業補助金	200	150	50
鯉のぼりプロジェクト補助金	200	200	0
緑の少年団補助金	144	144	0
土木費計	12,800	10,595	2,205
消防団ポンプ操法県大会出場分団補助金	180	180	0
消防団運営交付金(分団・団幹部)	6,310	6,480	△ 170
消防費計	6,490	6,660	△ 170
研究委嘱校補助金	250	300	△ 50
市子ども会育成連合会補助金	560	560	0
青少年育成市民会議補助金	410	410	0
子供天国事業補助金	180	180	0
夏季PTAプール水泳指導員補助金	800	800	0
特別活動補助金(小)	1,310	1,230	80
特別活動補助金(中)	4,950	3,950	1,000
公立幼稚園就園奨励費補助金	1,098	245	853
私立幼稚園就園奨励費補助金	152,965	127,548	25,417
私立幼稚園児保育料補助金	40,500	42,750	△ 2,250
私立幼稚園施設運営費補助金	2,970	2,970	0
私立幼稚園特別支援教育費補助金	1,540	1,320	220
私立幼稚園預かり保育助成金	795	795	0
私立幼稚園日本スポーツ振興センター災害共済掛金補助金	162	169	△ 7
社会教育団体補助金	559	559	0
少年少女合唱団補助金	80	80	0
文化連盟補助金	288	288	0
藤代文化協会補助金	210	210	0
国際音楽の日コンサート補助金	60	150	△ 90
取手螢輪補助金	200	200	0
取手アートプロジェクト事業運営補助金	3,240	3,240	0
地域特化型アートマネージャー養成講座助成金	800	0	800
文庫活動支援補助金	40	40	0
文化財関係補助金	419	452	△ 33
取手市体育協会補助金	7,317	7,317	0
取手市スポーツ少年団指導者養成・育成助成金	1,000	1,000	0
各種大会助成金	1,100	900	200
教育費計	223,803	197,663	26,140
総計	1,058,751	869,058	189,693

平成26年度 合併特例債充当先一覧(一般会計)

(単位:円)

款項目	事業名	項目	対象事業費	充当額
020106	庁舎の管理に要する経費	本庁舎耐震補強大規模改修工事	397,040,000	356,900,000
020111	防災施設等の設備に要する経費	防災行政無線柱建替工事	29,163,000	27,700,000
070202	道路維持に要する経費	ふれあい道路 維持工事	60,588,000	34,900,000
		西一・二丁目 実施設計委託料	1,739,000	1,600,000
070203	道路改良に要する経費	双葉 市道改良工事	34,141,000	25,100,000
		清水 市道改良工事	12,416,000	11,700,000
		新川 市道改良工事	70,373,000	66,700,000
		野々井陣屋原 市道改良工事	35,708,000	33,900,000
		藤代箕輪前 市道改良工事	39,125,000	37,100,000
		下高井田向 市道改良工事	16,481,000	7,200,000
070301	分庁舎の管理に要する経費	エレベーター整備工事	49,600,000	47,100,000
070305	都市計画道路3・4・3号上新町 環状線に要する経費(井野工区)	道路改良工事	142,707,000	89,300,000
	都市計画道路3・4・7号取手東口 城根線に要する経費	建物等積算業務委託料	7,938,000	7,500,000
070306	都市排水整備に要する経費	稲 雨水幹線整備負担金	13,409,000	12,700,000
		野々井地区 都市排水工事	32,400,000	30,700,000
		新取手三丁目 都市排水工事	24,690,000	23,400,000
		野々井大門地区 雨水排水整備負担金	15,196,000	14,400,000
080101	消防庁舎の管理運営に要する経費	戸頭消防署耐震補強大規模改修工事实施設計委託料	6,677,000	4,400,000
		吉田消防署耐震補強大規模改修工事	28,797,000	21,600,000
090203	小学校施設整備に要する経費	空調設備設置工事实施設計委託料	7,200,000	6,800,000
090203	小学校建設事業に要する経費	稲小校舎・体育館大規模改造工事实施設計委託料	11,700,000	11,100,000
		高井小校舎・体育館大規模改造工事实施設計委託料	9,700,000	9,200,000
090303	中学校建設事業に要する経費	藤代中体育館耐震補強工事实施設計委託料	10,130,000	9,600,000
090501	放課後児童対策事業に要する経費	戸頭東小放課後子どもクラブ室新築工事	67,443,000	200,800,000
		吉田小放課後子どもクラブ室新築工事	61,611,000	
		寺原小放課後子どもクラブ室新築工事	82,574,000	
合計			1,268,546,000	1,091,400,000

財政指標の推移

経常収支比率
(%)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
86.9	89.4	89.8	90.9	90.1

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
90.7	98.2	90.8	92.7	91.2

財政力指数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
0.931	0.877	0.924	0.969	1.010

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1.037	1.000	0.914	0.833	0.799

実質公債費比率
(%)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
15.9	15.3	12.1	12.0	11.2

平成22年度	平成23年度	平成24年度
11.0	10.6	10.2

将来負担比率
(%)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
88.3	89.0	96.4	86.0	83.2

平成24年度
82.3

※ 平成16年度以降の数値は、新取手市（合併後）の数値